

# 第3次安中市地域福祉計画 地域福祉活動計画

《令和3年度～令和7年度》

令和3年3月

安中市・安中市社会福祉協議会



## はじめに

近年、地域社会を取り巻く環境は、超高齢社会や少子化、核家族化などの進行とともに生活スタイルの多様化などにより地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

そのため、住民の社会的孤立や生活困窮などのさまざまな要因が絡み合う問題が、地域の福祉課題として表面化してきています。

これからの地域づくりは、誰もが地域の中で、支え合い安心して生活していく仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

今回の第3次地域福祉計画では、安中市に暮らすすべての人々が、ひとりひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現を目指します。また、課題を抱えた人への包括的な支援体制の構築が重要であるとの認識から、第2次計画の『支え合いと協働による やすらぎのある地域社会をめざして』という基本理念を継承し、更に一歩進んだ計画といたしました。

今後は、市民、事業者、行政、社会福祉協議会が連携して支え合うことが重要であるとの共通認識のうえ、この計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、関係機関、地区別座談会にご参加いただいた皆様、そしてアンケート調査にご協力いただいた多くの皆様方には、深く感謝するとともに心からお礼を申し上げます。

令和3年3月



安中市長 茂木英子



## はじめに

今日、私たちが暮らす地域では、一人暮らし高齢者の増加や少子高齢化、核家族の増加等により、地域で互いに支え合う力の脆弱化や家族機能の低下が見られます。地域のつながりが希薄になり、地域のコミュニティにも少なからず影響を与えており、お互いに関心を持たない暮らしが主流になりつつあります。このような状況の中で、高齢者のひきこもりなどの社会的孤立、低所得による生活困窮者の増加、介護や権利擁護への不安や悩みなど、さまざまな福祉・生活課題が深刻化してきております。

安中市社会福祉協議会では、平成28年度に第2次地域福祉活動計画を策定し、「支え合いと協働によるやすらぎのある地域社会をめざして」を基本理念として、さまざまな地域課題に取り組んでまいりました。

第3次地域福祉活動計画の策定においては、14地区の支部社会福祉協議会にご協力いただき、地域の課題と意見をいただく地区別座談会を開催いたしました。地区別座談会の開催により、住民の皆様と地域状況や地域課題、そして今後の取り組みについて情報共有したうえで、計画を策定することができました。

今後の地域福祉活動においては、「人とつながるための機会や場を増やすこと」「人とつながりたいという意思が育つこと」「つながりたいと思える人、団体、社会資源があること」を意識した活動が本会に求められていると考えております。福祉サービスの実践やネットワークを基盤として、安中市に暮らす人々が日頃から幸せを感じられる地域を目指してまいりたいと存じます。

最後に、本計画の策定にあたり、地区別座談会、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、そして関係機関の皆様に対して心から感謝を申し上げます。

令和3年3月



社会福祉法人 安中市社会福祉協議会

会長 吉田 茂



# 目 次

I 総論.....	1
第1節 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格.....	2
3 福祉分野の計画との関係.....	6
4 計画の期間.....	8
5 社会福祉協議会との連携.....	9
6 計画の策定体制.....	10
第2節 地域福祉に係る安中市の現状と課題.....	11
1 安中市の現状.....	11
2 地域での福祉活動の状況.....	22
3 アンケート調査からみえる現状と課題.....	26
4 地区別座談会のまとめ.....	39
5 地区別の状況.....	42
第3節 第2次計画の総括.....	70
II 地域福祉計画・地域福祉活動計画.....	74
第1節 計画の基本的な考え方.....	74
1 基本理念.....	74
2 基本目標.....	75
3 計画の体系.....	76
第2節 地域共生社会の実現.....	78
1 包括的支援体制の構築.....	78
2 地域共生社会とSDGs.....	78
3 地域福祉の推進.....	80

第3節 地域福祉計画・地域福祉活動計画.....	82
基本目標1 みんながお互いに支え合う地域づくり.....	82
施策の方向 i 地域課題を解決する仕組みづくり.....	82
取り組み 1-1 市民同士の交流活動や交流の場づくり.....	86
取り組み 1-2 助け合い、支え合う地域づくり.....	88
取り組み 1-3 情報収集・発信の充実.....	91
施策の方向 ii 地域福祉を担う人材づくり.....	92
取り組み 2-1 市民活動やボランティア活動の推進と支援.....	94
取り組み 2-2 福祉活動を担う人材育成.....	97
基本目標2 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり.....	99
施策の方向 iii 安全で安心して暮らせる環境づくり.....	99
取り組み 3-1 防災・防犯ネットワークの整備.....	101
取り組み 3-2 地域福祉を推進するための住環境整備.....	103
施策の方向 iv 市民の尊厳を守る体制づくり.....	106
取り組み 4-1 権利擁護の充実.....	110
取り組み 4-2 福祉サービスの提供と充実.....	111
取り組み 4-3 生活困窮者への支援.....	113
第4節 計画の目標値.....	115
第5節 計画の評価・見直し.....	116
資料編.....	117
安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	117
安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	118
策定経過.....	120
用語解説.....	121



# I 総論

## 第1節 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

### 1 計画策定の背景と趣旨

現在、社会情勢や地域社会の変化に伴って、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しています。多様な地域住民のニーズに応じて、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる包括的な取り組みが求められており、今後は、民間によるサービスも含めて十分に連携をとりながら、包括的にサービスを提供することが不可欠となります。

本市の将来構想として平成30年3月に策定した「第2次安中市総合計画」では、「みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」を将来像として定めています。

福祉の分野では、「いつまでも健やかでいきいきと暮らせるまち」において、子どもを安心して産み、育てやすいまちづくり、誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い、健康でいきいきと暮らし続けられるまちづくりを推進しています。

そこで、総合計画の方針に対応するとともに、福祉・保健・医療の充実を図るため、安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定します。

なお、策定にあたり、地区別座談会の実施や市民アンケート調査、パブリックコメントを実施するなど、市民の意見を反映することにより、さらなる地域福祉の充実を図り、市民が安心して生活できるようなまちを築きあげていくための計画とします。

また、市民、地域、行政の協働のもとに、自助、互助・共助、公助が交わり、誰もが住みよい、共生する地域福祉社会の実現を目的とします。

## 2 計画の性格

### (1) 地域福祉とは

地域福祉の目的は、高齢、障害、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまで作りあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加できることで、誰もが自分らしく、誇りを持ち、地域の一員として生活を送ることができるようになることです。

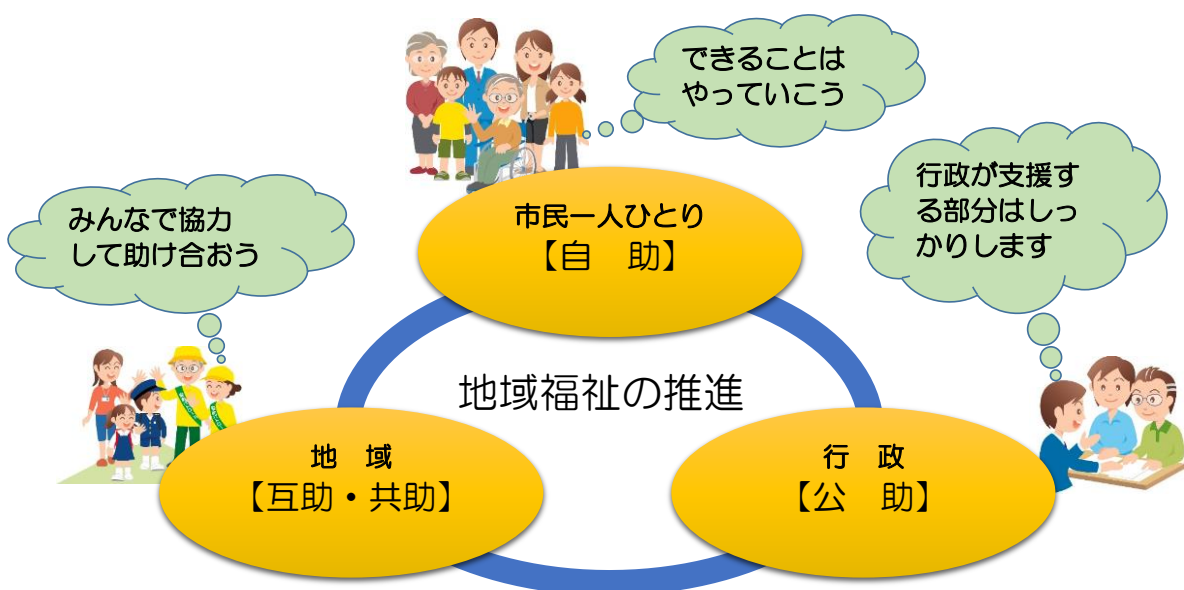
これからのまちづくりは、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要です。

こうした背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などへ過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働する地域社会をつくるということが前提となっています。

**「自助」、「互助・共助」、「公助」の役割分担を明確にすること、それが「安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。**

### ■地域福祉計画・地域福祉活動計画を進めるためには？

「地域の課題・困っていること」を「地域みんなの問題」と考え、その解決について「地域みんなで考え、取り組む」ためには、「自助(じじょ)」、「互助・共助(こじょ・きょうじょ)」、「公助(こうじょ)」という3つを推進する必要があります。



## (2) 地域福祉計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来、高齢者・障害者・児童等の対象ごとに策定されてきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を要するさまざまな人（日常生活で何らかの支援を要する人）の課題を解決する支援を包括的に行っていく計画です。

### ■社会福祉法と「地域福祉の推進」

令和3年4月の社会福祉法一部改正により、社会福祉法第4条に「共生する地域社会の実現」が追加されます。

社会福祉法【令和3年4月1日施行】 抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条に位置づけられ、その規定は平成15年4月1日から施行されました。

社会福祉法【令和3年4月1日施行】 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (3) 地域福祉活動計画

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のために社会福祉協議会が中心となって策定する活動・行動計画と位置づけられています。

地域福祉活動計画策定指針の概要（全国社会福祉協議会 平成 15 年 11 月）

#### 第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

##### 1. これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

地域福祉活動計画の策定に当たっては、市区町村地域福祉計画の法制化ならびにそこでの「住民参加」の強調、近年のNPO団体を含む住民活動の活躍、地方分権の推進等地域福祉をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、以下のような視点を持つ必要がある。

- ① 市区町村社協は、積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する
- ② 「住民参加」に徹底して取り組む
- ③ 福祉分野における互助住民活動の広がりの中で民間の活動計画としての性格を明確にする。

##### 2. 地域福祉活動計画とは何か

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

#### 社会福祉協議会について

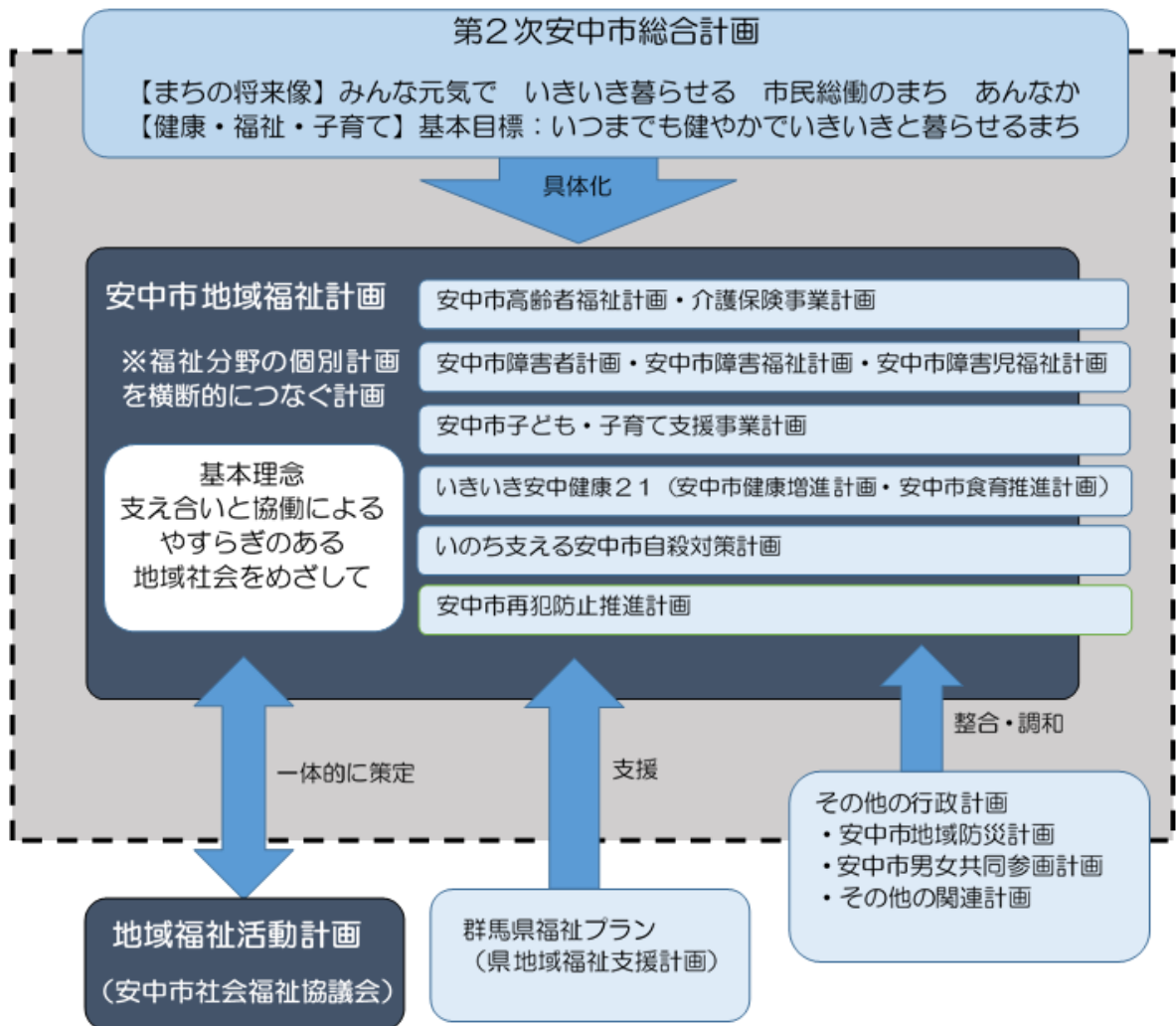
社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に規定され、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 3 福祉分野の計画との関係

この計画は、第2次安中市総合計画に基づき、本市の地域福祉を推進するための共通理念や基本目標を示すほか、保健福祉分野における各個別計画などと整合性を図りながら地域福祉を総合的に推進する計画です。

#### ■他の福祉計画との関係



#### ■安中市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき高齢者の福祉水準の向上を図ることを目的に定めた計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために定めた計画です。

**■安中市障害者計画・安中市障害福祉計画・安中市障害児福祉計画**

「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本市における障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、本市の障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定めた計画です。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の基本的方針に沿って、本市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関して定めた計画です。

**■安中市子ども・子育て支援事業計画**

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画です。

**■いきいき安中健康21（安中市健康増進計画・安中市食育推進計画）**

「いきいき安中健康21」は、健康増進法第8条第2項の規定に基づき、市民のより一層の健康づくりを推進するため、市民や行政、関係機関・団体などが一体となって取り組むことを目的とした計画です。

**■いのち支える安中市自殺対策計画**

「いのち支える安中自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、本市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために定めた計画です。

**■安中市再犯防止推進計画**

「安中市再犯防止推進計画」は、再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援することによる市民の犯罪被害の防止を目的として、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し策定する計画です。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが著しく生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

## ■計画の期間及び関連計画の期間

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
			第2次安中市総合計画 (前期計画)			第2次安中市総合計画 (後期計画)					
第2次 安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画					第3次 安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画				次期 安中市・・・		
		安中市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画		安中市高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画		安中市高齢者福祉計画・ 次期介護保険事業計画					
			第3期安中市障害者計画				次期安中市障害者計画				
		第5期安中市障害福祉計 画・第1期障害児福祉計画		第6期安中市障害福祉計 画・第2期障害児福祉計画		次期安中市障害福祉計画・ 次期障害児福祉計画					
安中市子ども・ 子育て支援事業計画			第2期安中市子ども・子育て支援事業計画				次期安中市子ども・ 子育て支援事業計画				
いきいき安中21 (第2次)						いきいき安中21 (次期)					
			いのち支える安中市自殺対策計画				次期いのち支える 安中市自殺対策計画				
					安中市再犯防止推進計画			次期安中市再犯 防止推進計画			



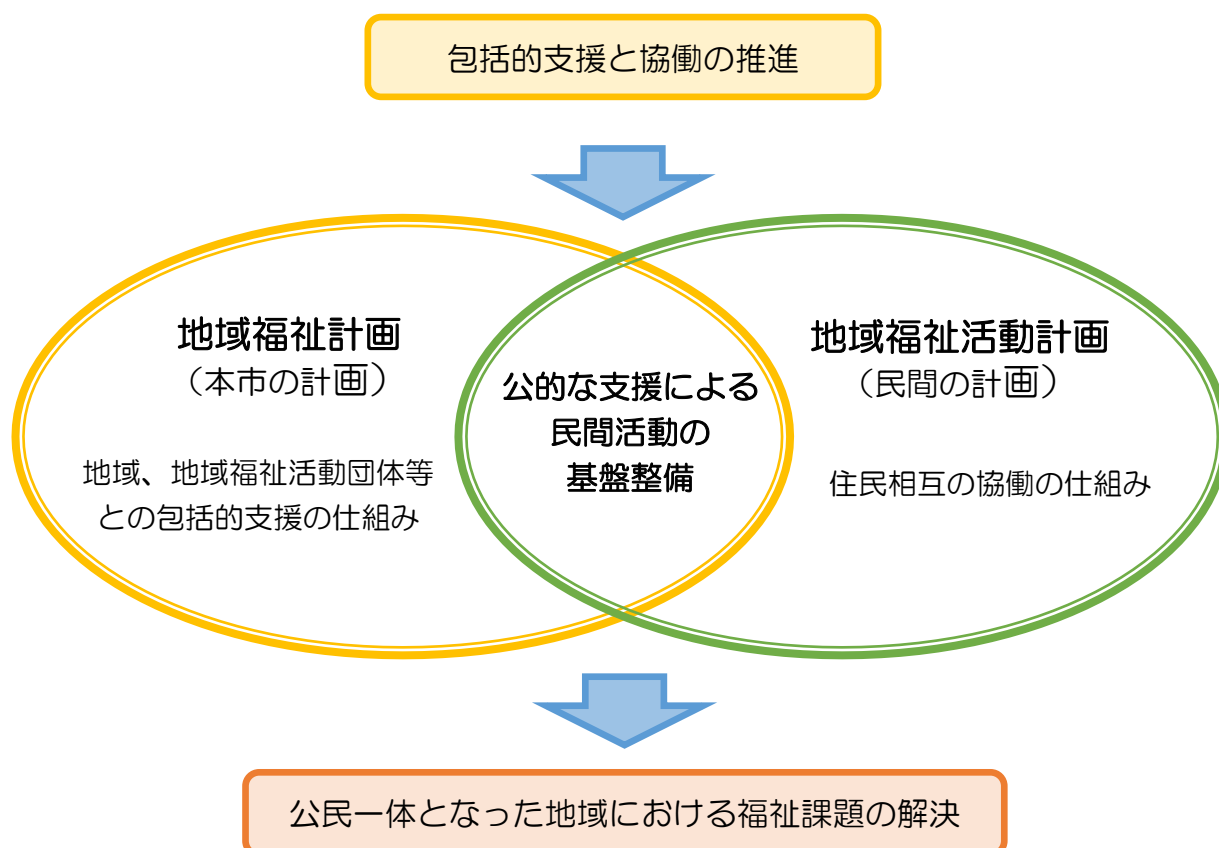
## 5 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的として、全国の都道府県・市区町村を単位に設置された、公共性の高い「民間の福祉団体」であって、地域住民、ボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関などの参加や協力を得て、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

その活動としては、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動、共同募金運動の支援など、さまざまな場面で地域の福祉を増進する活動を行っており、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方により、課題解決に向けた活動が期待されます。

このように、地域福祉の推進においては社会福祉協議会がその中心的な役割を担っているため、行政機関と社会福祉協議会とが密接な連携を図る必要があります。

以上のことから、本市が策定する行政計画の「地域福祉計画」と、安中市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が中心に策定する民間の活動及び行動の計画である「地域福祉活動計画」は、一体的な計画として策定していきます。



## 6 計画の策定体制

本計画は、安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会での審議を中心に、市民を対象にした地区別座談会、アンケート調査、パブリックコメントを実施するなど市民参加のもとに策定しました。

### (1) 安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会

この計画に関する事項を審議するため、学識経験者を始め各関係機関や関係団体の代表者 17 名で構成する安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。

また、策定作業の円滑な推進を図るため、地域福祉計画庁内検討委員会を設置しました。

### (2) 地区別座談会の実施

令和元年10月から11月にかけて市内14地区において、地域住民の協力のもと、「地域の課題や生活の困りごと」やそれに対する「解決策」や「アイデア」について話し合う地区別座談会を実施しました。

### (3) アンケート調査の実施

令和元年12月に「安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

### (4) パブリックコメントの実施

この計画に市民の意見を反映させるために令和3年1月にパブリックコメントを実施しました。

## 第2節 地域福祉に係る安中市の現状と課題

### 1 安中市の現状

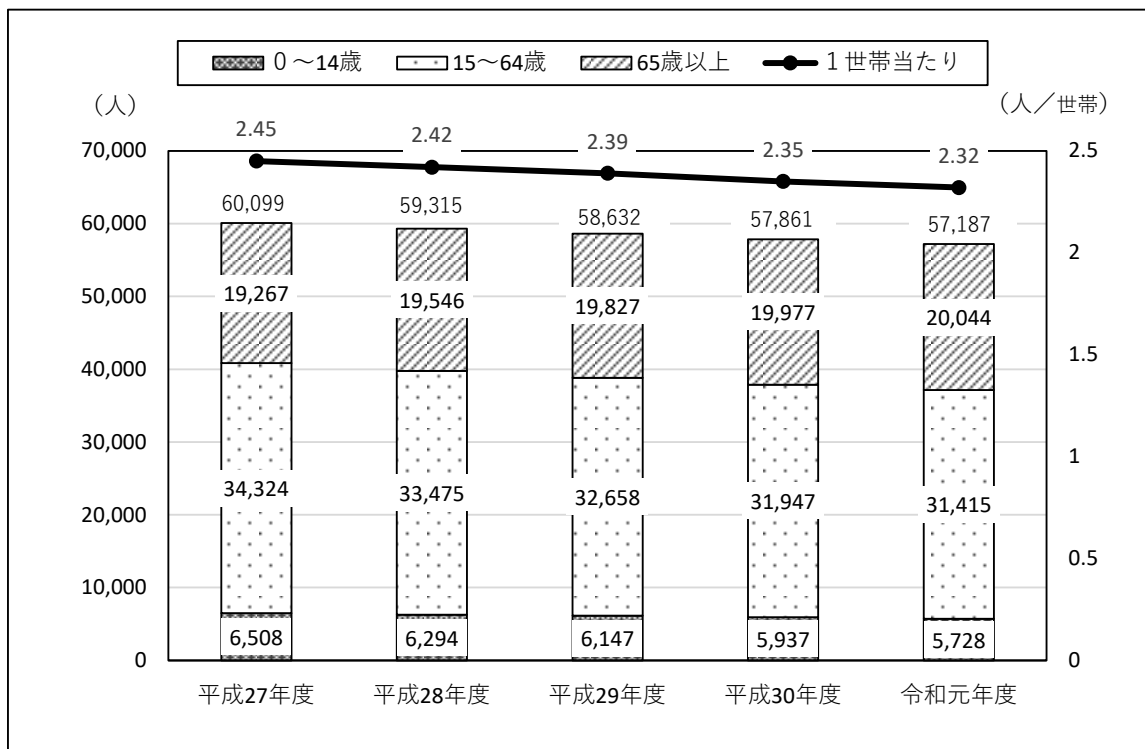
#### (1) 総人口と世帯あたりの人員の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しています。

平成27年度に60,099人だった総人口は、令和元年度には57,187人と2,912人の減少で、年間約728人の減少となっています。

また、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移して、核家族化が進行している状況となっています。

#### ■総人口と1世帯あたりの人員の推移



資料：市民課（各年度3月末現在）

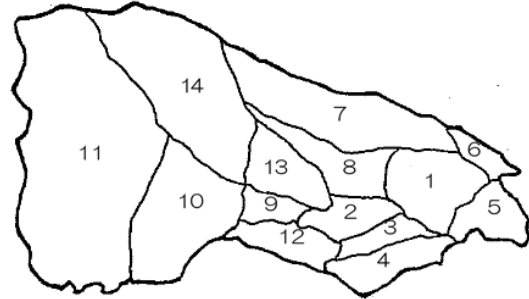
■地区別人口及び世帯数

◆市全体

- ・総人口 57,187人 (男 28,195人 女 28,992人)
- ・世帯数 24,696世帯

◆地区別

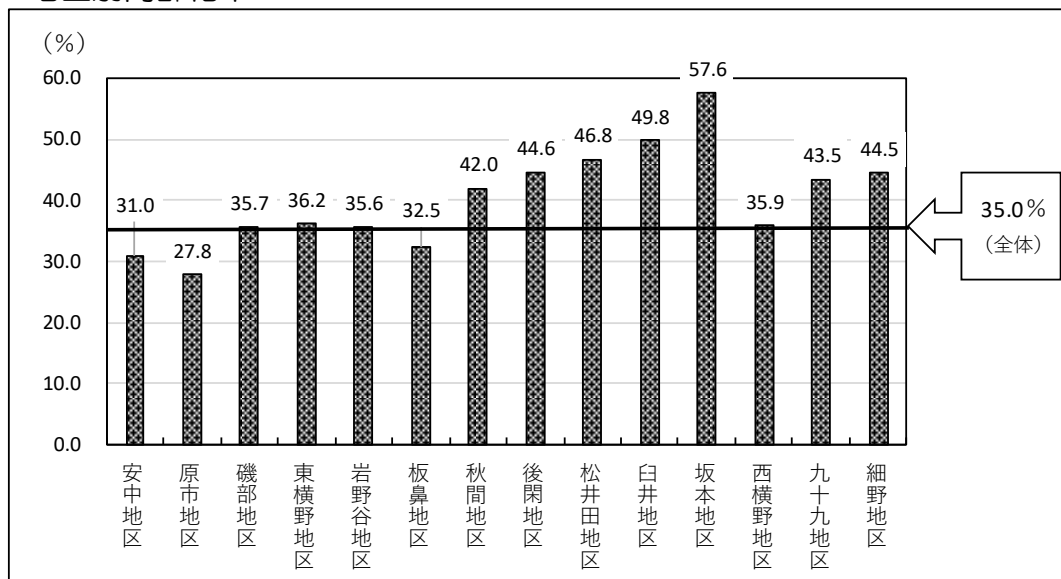
1.安中	11,335人	4,906世帯	10.白井	1,276人	615世帯
2.原市	12,190人	5,204世帯	11.坂本	630人	318世帯
3.磯部	5,282人	2,286世帯	12.西横野	5,340人	2,226世帯
4.東横野	3,491人	1,460世帯	13.九十九	1,382人	607世帯
5.岩野谷	2,847人	1,237世帯	14.細野	1,669人	700世帯
6.板鼻	4,042人	1,758世帯			
7.秋間	3,311人	1,410世帯			
8.後閑	1,867人	787世帯			
9.松井田	2,525人	1,182世帯			



資料：市民課（令和2年3月末日現在）

地区別高齢化率をみると、坂本地区が57.6%で最も高くなっています。本市全体の高齢化率は35.0%となっており、全体の高齢化率を下回っている地区は安中地区、原市地区、板鼻地区の3地区になっています。

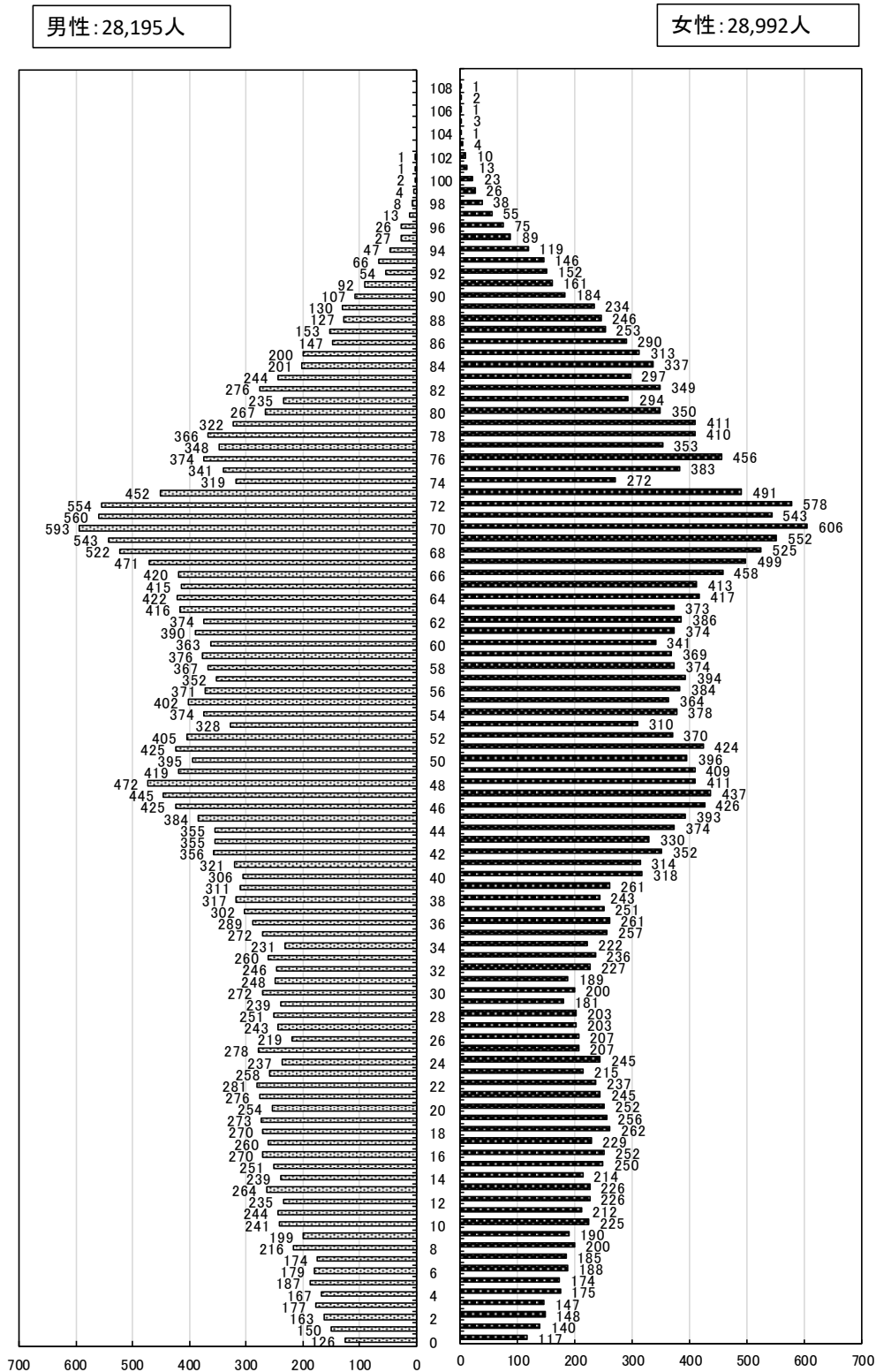
■地区別高齢化率



資料：市民課（令和2年3月末日現在）

(2) 人口構成

本市の総人口は令和2年3月末日現在、57,187人となっています。  
男女別の構成をみると、「団塊の世代」の70歳～72歳の人口が突出しています。  
人口ピラミッドの形は少子高齢化を示す壺形となっています。



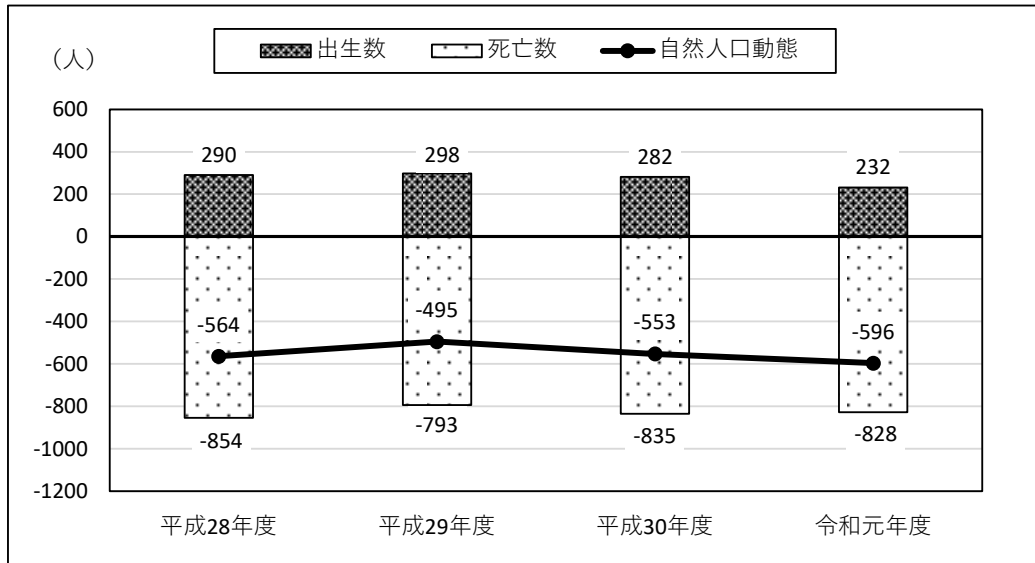
資料：市民課（令和2年3月末現在）

## (3) 人口動態

本市の自然人口動態（出生・死亡に伴う人口の動き）は、死亡者数が出生数を上回り、減少で推移しています。

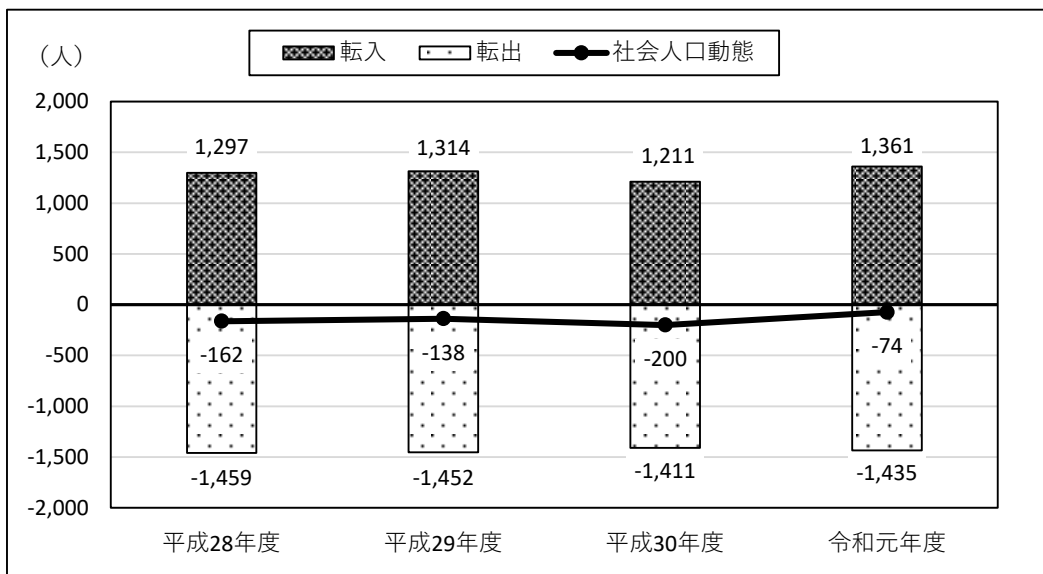
社会人口動態（転入・転出に伴う人口の動き）は、転出が転入を上回り、減少で推移しています。

## ■自然人口動態



資料：市民課

## ■社会人口動態

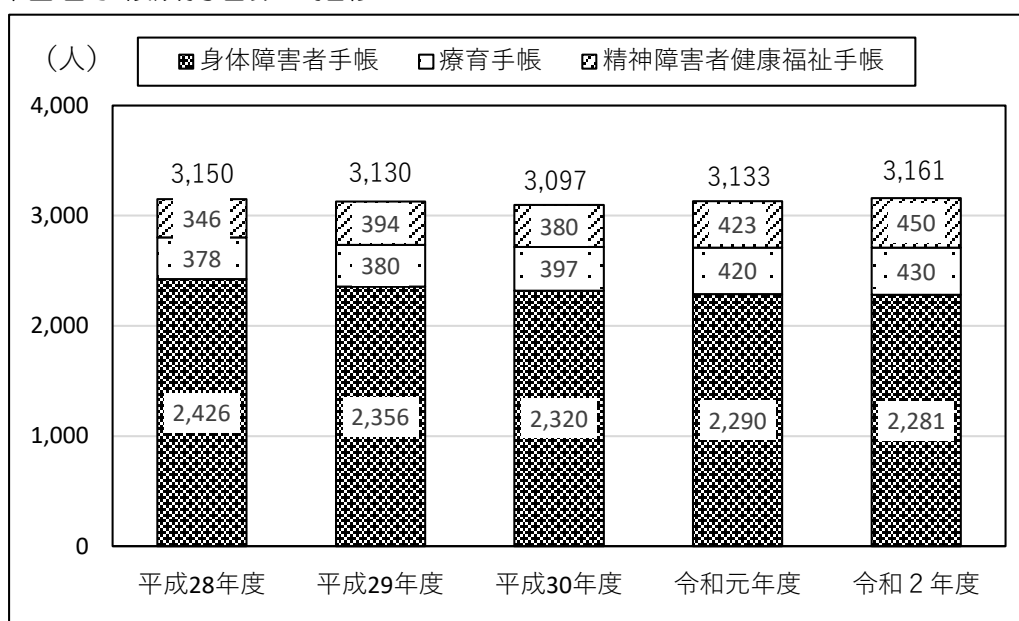


資料：市民課

#### (4) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数について、平成28年度と令和2年度を比較すると身体障害者が145人の減少、知的障害者が52人の増加、精神障害者が104人の増加となっており、身体障害者は減少傾向で推移していますが、知的障害者と精神障害者は増加傾向で推移しています。知的障害者と精神障害者の増加については、平成29年度から自立支援医療と障害者手帳の申請手続きが簡略化（診断書の併用）されたことが要因と考えられます。

#### ■障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度4月1日現在）

身体障害者手帳の等級別所持者は、重度の「1級」が745人で最も多く、全体の32.7%を占めています。

療育手帳の等級別所持者は、重度の「A」が148人で最も多く、全体の34.4%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳の等級別所持者数は、中度の「2級」が224人で最も多く、全体の49.8%を占めています。

#### ■身体障害者手帳所持者

(単位：人)

年齢 \ 区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	10	7	10	1	2	0	30
18歳以上	735	324	375	474	171	172	2,251
合計	745	331	385	475	173	172	2,281

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

#### ■療育手帳所持者

(単位：人)

年齢 \ 区分	重度 (A)	中度 (B1)	中度 (B2)	合計
18歳未満	15	23	50	88
18歳以上	133	117	92	342
合計	148	140	142	430

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者

(単位：人)

年齢 \ 区分	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	5	1	6
18歳以上	158	219	67	444
合計	158	224	68	450

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）



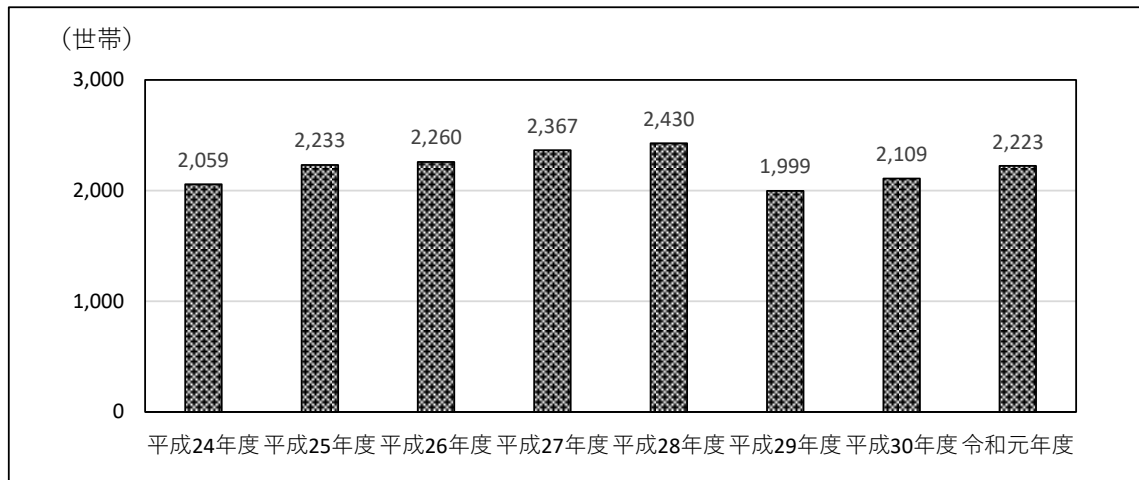
(5) ひとり暮らし高齢者及び要介護認定者の状況

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯は平成24年に2,059世帯でしたが、平成28年度まで増加を続け2,430世帯となっています。平成29年度より基準が70歳以上になりました。

また、要介護認定者は令和元年度末に3,393人で、平成28年度末の3,223人と比較すると、170人の増加で平均すると毎年約57人の増加となっています。

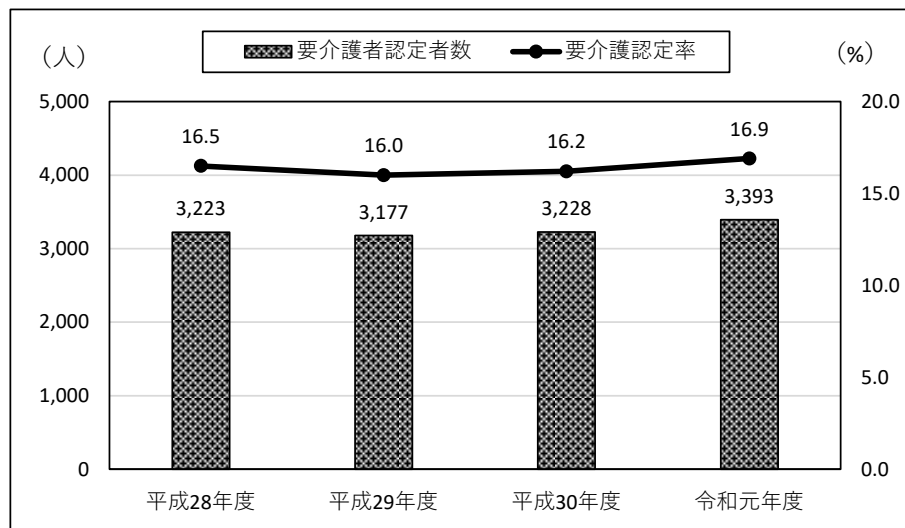
ひとり暮らしや要介護者の増加が見込まれ、声かけや見守りが必要とされます。

■ひとり暮らし高齢者世帯数の推移



資料：介護高齢課（ひとり暮らし高齢者基礎調査各年度6月1日現在）

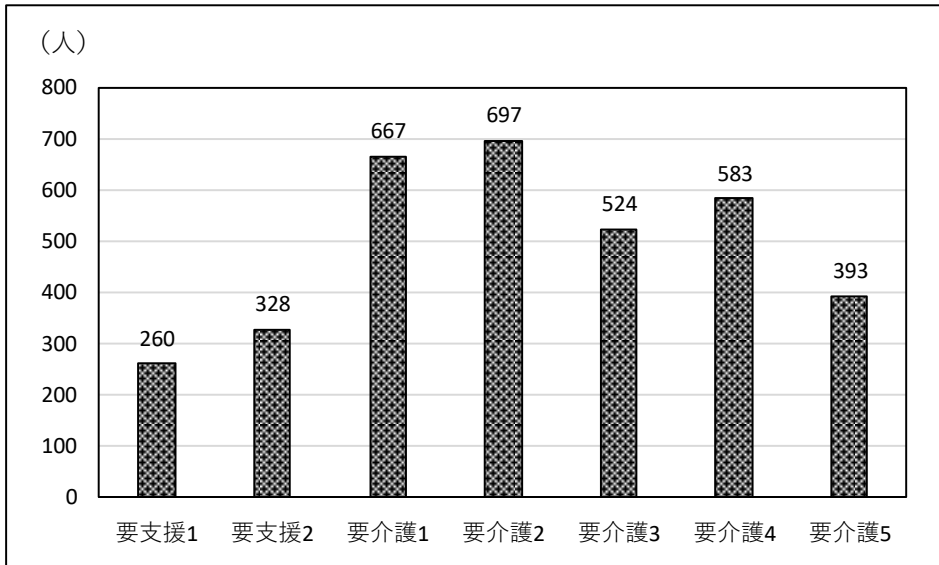
■要介護者及び要介護認定率の推移（第1号被保険者のみ）



資料：介護高齢課（各年度3月末現在）

要介護者の介護度別の人数を比較すると、要介護1、要介護2の割合が多くなっています。

■要介護度別認定者数（第2号被保険者を含む）

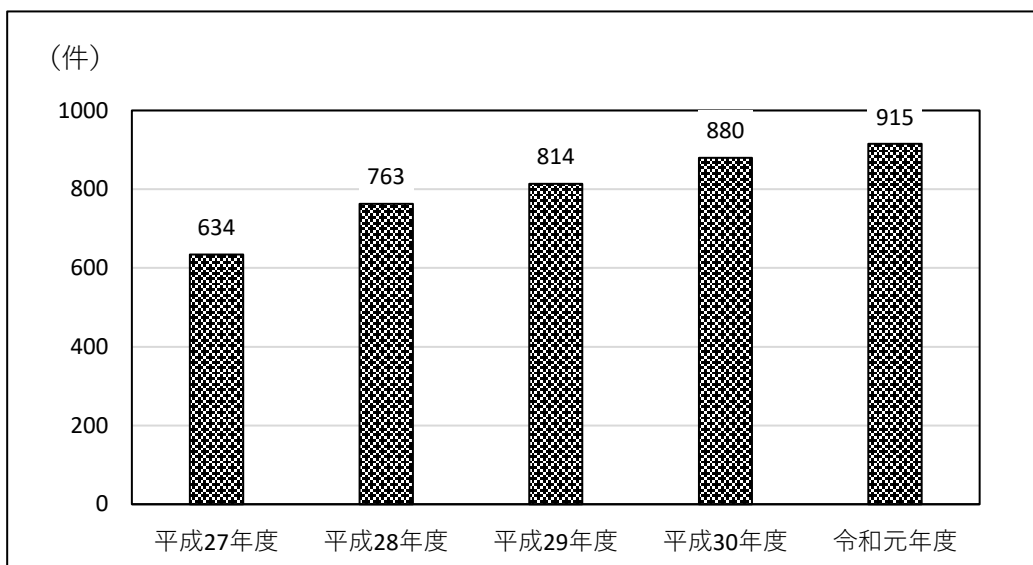


資料：介護高齢課（令和2年度3月末現在）

(6) 児童に関する相談状況

児童に関する相談件数は増加傾向にあり、令和元年度の児童に関する相談件数は915件と、平成27年度の約1.4倍となっています。

■児童相談件数（延べ件数）

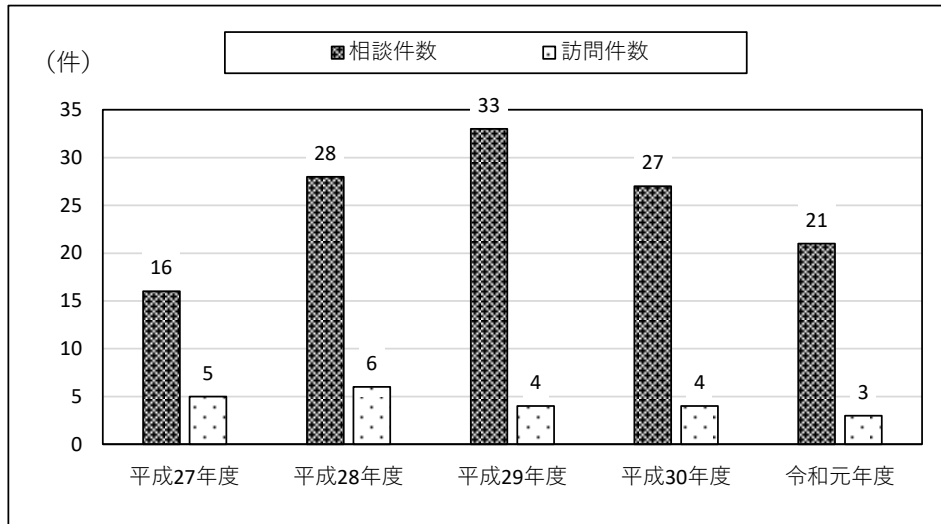


資料：子ども課

(7) 高齢者虐待の相談状況

高齢者虐待についての相談件数は、平成27年度から平成29年度まで増加傾向にありましたが、平成29年度以降は減少となっています。訪問件数については、ほぼ一定の件数で推移しています。

■高齢者虐待の相談件数及び訪問件数（相談は延べ件数）

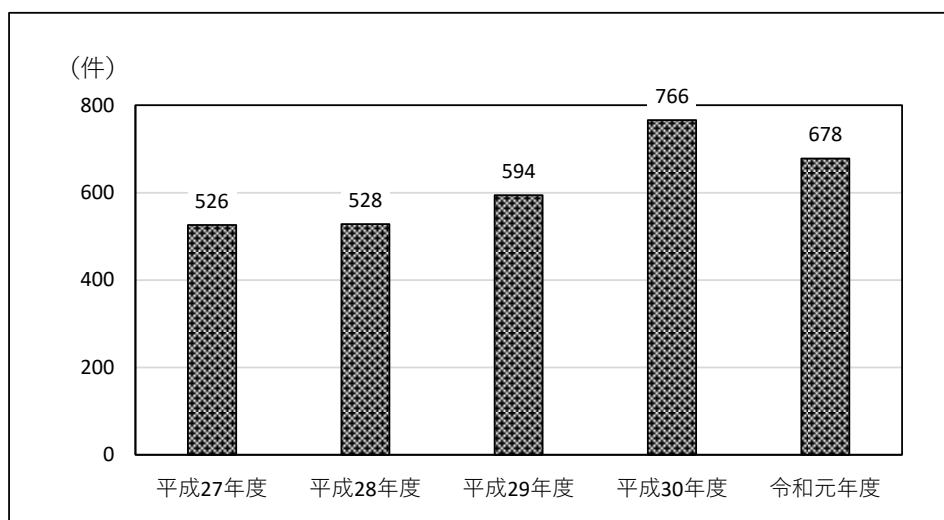


資料：介護高齢課

(8) 消費者生活相談の状況

消費者生活相談件数は増加傾向にあり、平成27年度と令和元年度を比較すると152件の増加となっています。

■消費者生活相談件数（延べ件数）



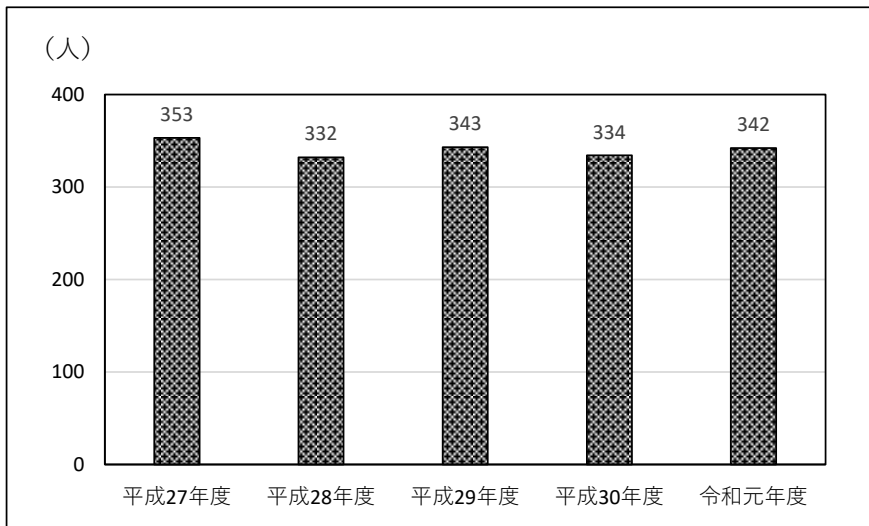
資料：市民生活課

(9) 緊急通報装置設置の状況

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を設置（貸与）することにより、日常生活における不安を解消し緊急時の対応を迅速に行います。

緊急通報装置の設置件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■緊急通報装置設置者数（延べ人数）

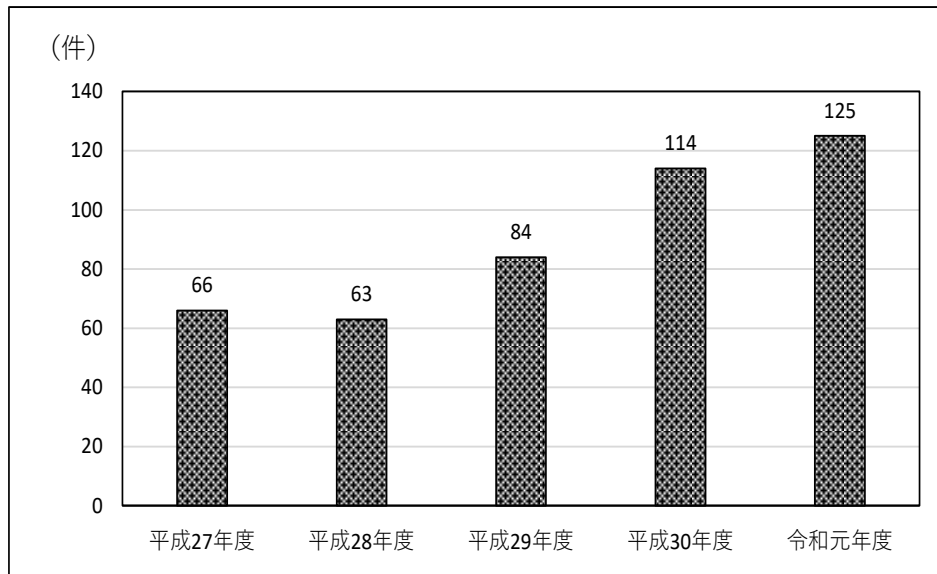


資料：介護高齢課

(10) 生活困窮者の状況

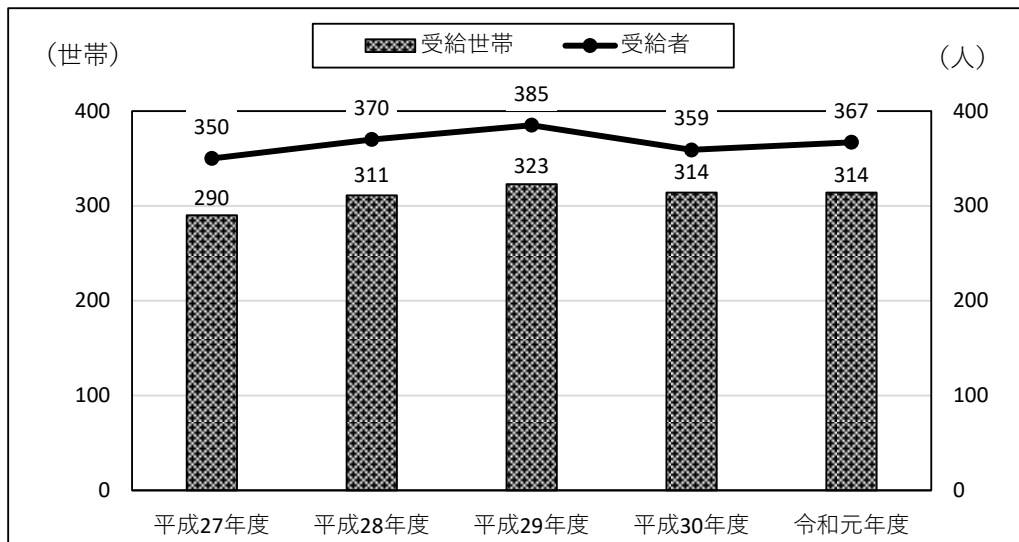
生活保護に関する相談件数は増加傾向で推移していますが、生活保護受給者数及び世帯数はほぼ一定の件数で推移しています。

■生活保護に関する相談者数



資料：福祉課

■生活保護受給世帯数及び受給者数（停止中含む）



資料：福祉課（各年度3月末現在）※福祉行政報告例より

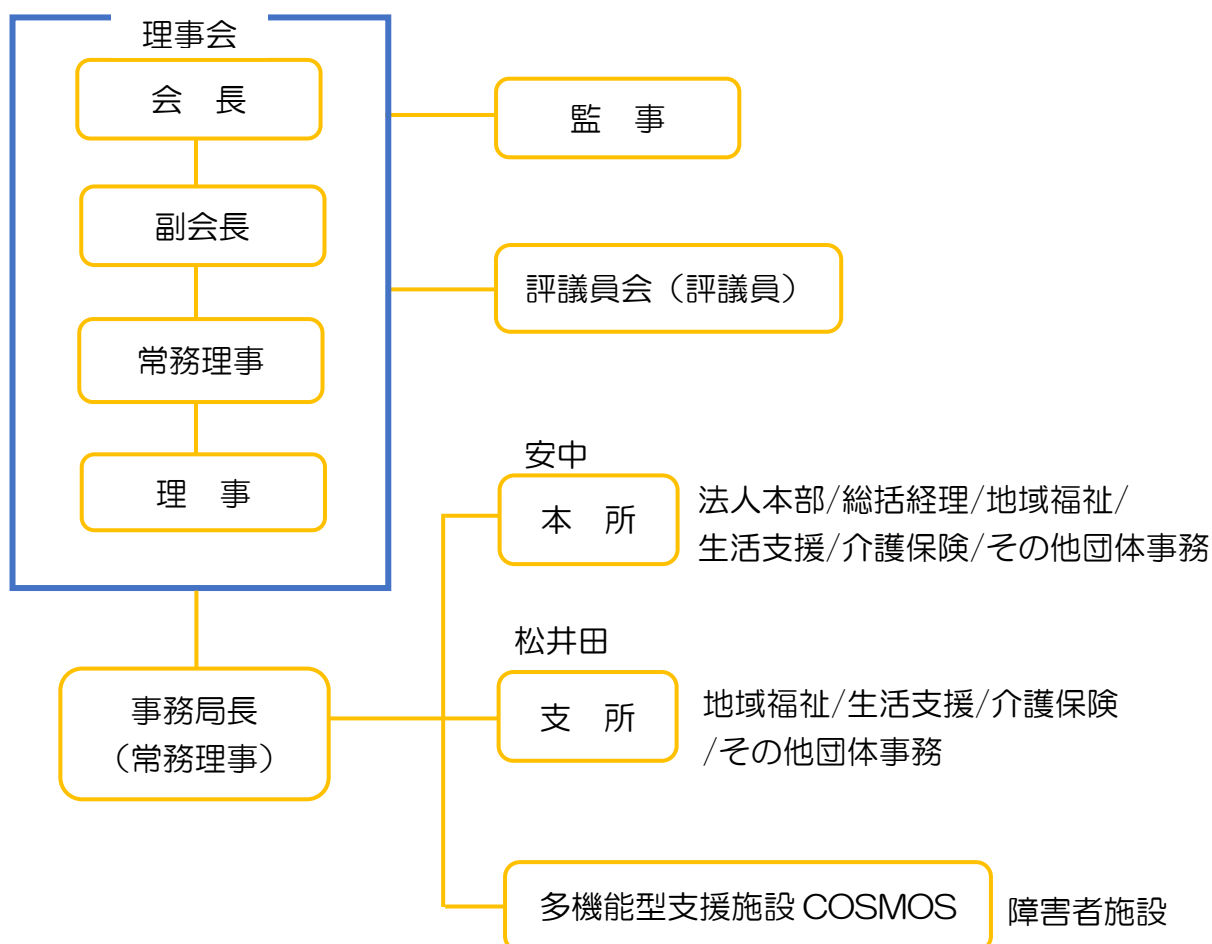
## 2 地域での福祉活動の状況

### (1) 社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指しています。また、市民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関との連携、具体的な福祉サービスの企画、実施なども行っています。

役員は、区長、民生委員、市議会議員、行政機関、福祉関係者、学識経験者など地域の代表者で構成されており、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動しています。

#### ■安中市社会福祉協議会の機構図（名称：社会福祉法人 安中市社会福祉協議会）



(2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、ひとり暮らし高齢者や育児世帯の見守り活動や市民からの福祉サービスの相談、生活に関する相談などを受けて、行政機関等と連絡・協力して地域福祉の増進に努めています。

本市では、令和2年3月末現在で165人の民生委員・児童委員及び主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱を受け、各地区民生委員児童委員協議会を設置して、地域福祉の向上のため中心的役割を担って活動しています。

■民生委員・児童委員及び主任児童委員の地区別定員数

安中地区	原市地区	磯部地区	東横野地区	岩野谷地区	板鼻地区	秋間地区
25	24	14	9	9	11	10
後閑地区	松井田地区	臼井・坂本地区	西横野地区	九十九・細野地区	全体	
8	12	14	14	15	165	

資料：福祉課

■相談支援件数・訪問回数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談支援件数	高齢者に関すること	2,291	2,697	1,669	1,825	1,505
	障害者に関すること	156	132	34	73	276
	子どもに関すること	381	300	182	247	229
	その他	581	497	222	567	868
	合計	3,409	3,626	2,107	2,712	2,878
訪問回数	訪問・連絡活動 (見守り・声かけなど)	17,212	17,346	18,115	19,009	20,363
	その他	11,846	11,445	10,325	9,599	9,866
	活動日数	20,882	20,229	18,278	20,955	21,281

資料：福祉課

(3) ボランティア活動、NPO法人等

地域福祉に対する関心の高まりにより、ボランティアやNPO法人の活動が広がりを見せています。その活動内容は多岐にわたっております。

また、県の認証を受けたNPO法人をはじめとする多くの民間団体等がさまざまな分野で活躍しています。

## ■安中市内のボランティア

区分	年度					
	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
個人ボランティア	人	11	16	16	17	27
団体ボランティア	人	1,791	2,348	2,549	1,760	1,996
	団体	71	75	72	70	81
合計	人	1,802	2,364	2,565	1,777	2,023

資料：安中市社会福祉協議会（各年度3月末現在）

## ■安中市内のNPO法人

No.	名称	活動目的
1	特定非営利活動法人 Annakaひだまりマルシェ	広く一般市民に対して、環境の保全、平和の推進を発信する学習会、文化・芸術の振興を図るイベント等の企画・開催を通してまちづくりを推進する事業や、子育て世代への支援事業を行うことで、子供の健全や男女共同参画、福祉の増進を図る活動を行い、全ての人々が健やかに暮らせるセーフティネットの構築を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
2	特定非営利活動法人 いわのや	この法人は、高齢者等の介護施設の運営に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。
3	特定非営利活動法人 碓氷峠歴史文化遺産研究会	優れた碓氷峠の自然、文化遺産、歴史等の調査研究及び保存活用を図り、もって学術、文化、芸術等の振興、まちづくり及び地域振興等に関する事業の推進及び特定非営利活動を行う団体等と連携を図り、公益の推進に寄与することを目的とする。
4	特定非営利活動法人 大手拓次記念会	郷土の詩人大手拓次の顕彰を行い、その文学的業績を広く社会に伝えるとともに、地域の教育、文化および観光の発展に寄与することを目的とする。
5	NPO法人 GROW	援助を必要とする障害児・者および高齢者へ、生活支援等に関する福祉サービスを行い、個人が尊厳を保持し地域社会において自立して暮らす支援を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
6	NPO法人 ぐんまスカイスポーツ振興会	子供からお年寄りまで広く一般市民に対して、空に関する様々なスポーツや遊び、イベントや競技に関する事業を行いながら、豊かなスポーツ環境を構築し、地域の自然と環境を守り、健やかな生活と心身の発達と公益の増進に寄与することを目的とする。
7	特定非営利活動法人 国際比較文化研究所	今日の生活環境を取り巻く多様、多層な多文化の比較研究および多文化環境の中で必要とされる比較文化研究を基盤に、多文化理解と国際化教育の在り方の研究に関する事業を行い、敵をも愛する隣人愛をもって平和な多様化社会の実現に向けて国際化教育の推進に寄与することを目的とする。
8	特定非営利活動法人 沙羅林	高齢者等の介護施設の運営に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。
9	特定非営利活動法人 障害者サポートセンタープラム	障害者の社会復帰、適正な医療、福祉及び社会的理解の向上に寄与することを目的とする。
10	特定非営利活動法人 虹	高齢者及び障害者等の介護施設事業等に関する事業を行い、住み慣れた土地で安心して老後を過ごせる地域を創造することを目的とする。
11	特定非営利活動法人 につぼんの社	人類に対して、環境維持、安全な社会の創成に関する事業を行い、平和的社会ならびに自然環境保護に寄与することを目的とする。
12	特定非営利活動法人 白才むら健生会	一般人に健康教育とSDA型ライフスタイルの実践を指導し、地域社会と啓発すること並びにそのための指導者、ボランティアの育成に寄与する事を目的とする。
13	特定非営利活動法人 はるかぜ	不特定かつ多数のものに対して、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に関する事業、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動に関する事業を行い、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与する事を目的とする。
14	特定非営利活動法人 ふれ愛	高齢者等に対して、医療福祉に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与する事を目的とする。



15	特定非営利活動法人 ますだ社会福祉士・精 神保健福祉士事務所	高齢者及び障害者等の介護施設の運営、社会福祉の増進に関する事業を行い、不特定多数 人々の増進に寄与することを目的とする。
16	NPO法人 まついだ森の家	ノーマライゼーションの理念に基づき、身体的、精神的、また社会的ハンディをお持ちの 方々、及びそれを支援する方々を主たる対象として、自然に恵まれた里山のちにおいて、快 適に過ごせる宿泊、及び交流の場を提供することを目的とする。また、同時に、里山という 立地を生かし、グリーンツーリズムの理念を軸として、地域の方々と連携しながら、地域の 文化、経済の発展に寄与することを目的とする。
17	NPO法人 やすらぎ 会	高齢者の不安や心配事解消のため、相談、支援等の事業を行い、心安らかな暮らしに貢献す ることを目的とする。
18	特定非営利活動法人 夢農園 安城	安中市に対して、ラベンダー、寒咲きあやめの育成、栽培を行い、観光客誘致に寄与し、物 作りを通して市民の生涯学習の一環としての講座、講習を行う。
19	特定非営利活動法人 夢の会	ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の 健全な発展を促進するために保健医療福祉の増進及び環境の保全並びに市民活動の促進に関 する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
20	特定非営利活動法人 らく家工房	会員、消費者に対して居住環境に関する支援相談事業を行い、消費者保護に寄与すること を目的とする。また、高齢者の人材を活用し経済活動の活性化に寄与することを目的とす る。

資料：群馬県生活文化スポーツ部県民生活課（令和2年4月3日現在）

### 3 アンケート調査からみえる現状と課題

本市では、「第3次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を新たに策定するにあたり、令和元年12月に地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

調査対象	発送	回収	回収率
18歳以上の市民	2,500件	1,166件	46.64%

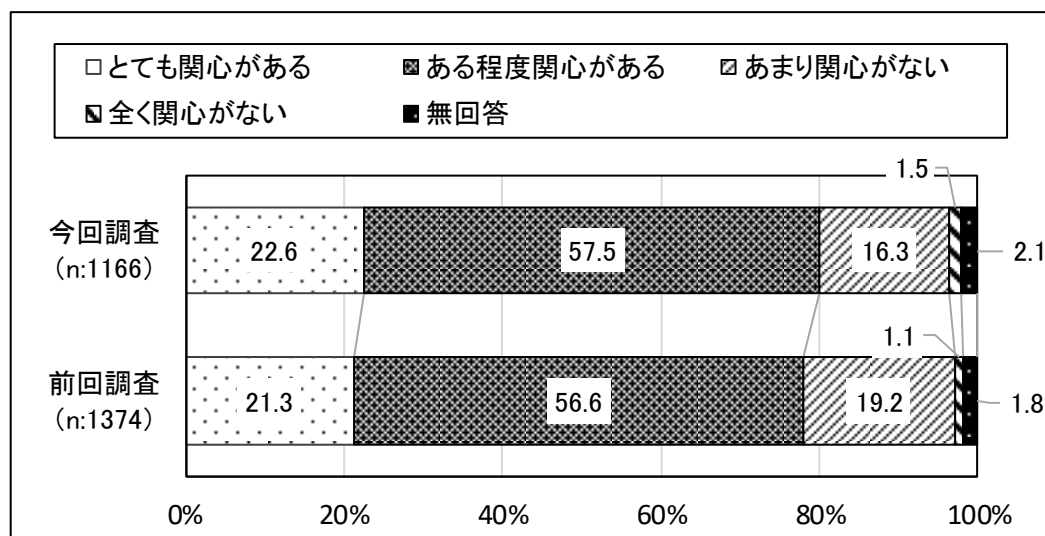
地域福祉に関する現状と課題を前回のアンケート調査と比較した結果を抜粋して掲載します。

#### (1) 「福祉」への関心度および関心がある分野

福祉への関心度は、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」と回答した割合を合計すると、今回は80.1%、前回は77.9%と前回は2.2ポイント上回っています。

一方、「あまり関心がない」と回答した割合が今回は16.3%、前回は19.2%と2.9ポイント下回っている結果から、福祉への関心度は前回と比較して高くなっている状況となっています。

#### ■ 「福祉」への関心度

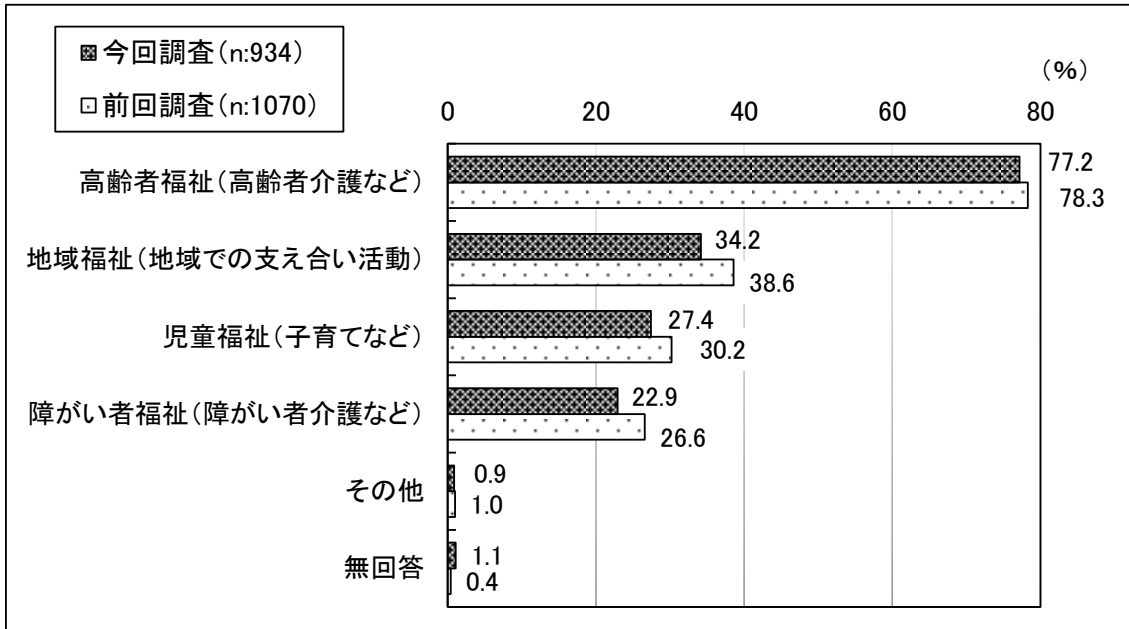


資料：安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査  
 (今回調査 令和元年12月実施、前回調査 平成27年10月実施)  
 以降の調査結果についても同様

※グラフ中の(n:〇〇)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。以降についても同様。

前問で福祉に「とても関心がある」及び「ある程度関心がある」と回答した方に関心がある分野を尋ねたところ、関心がある分野の回答順位は前回と同じとなっています。

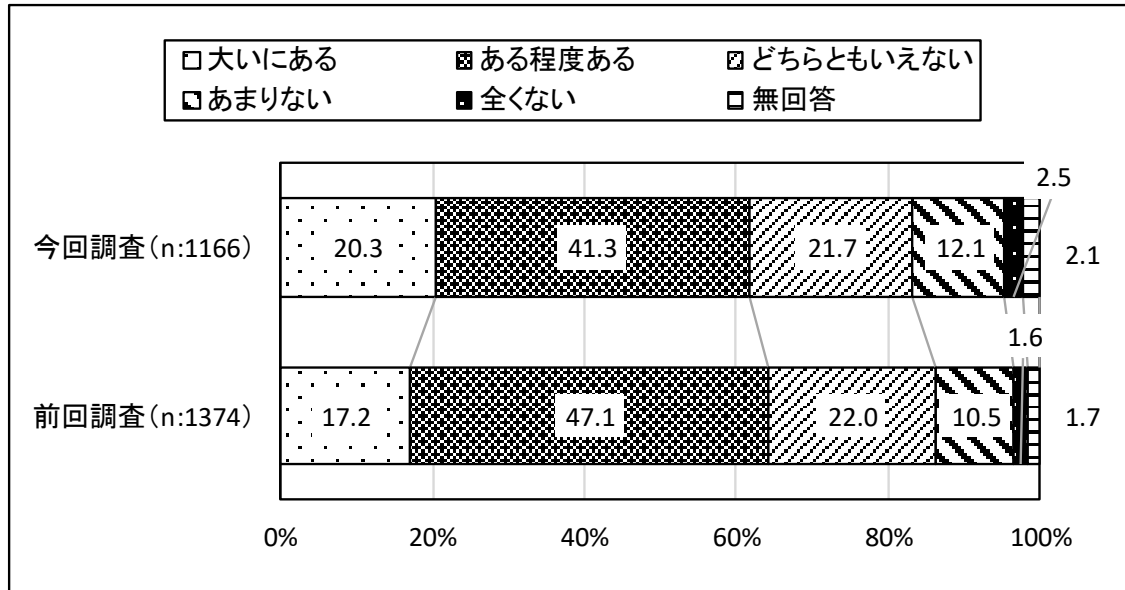
■関心がある分野（複数回答）



## (2) 「地域」への愛着感

地域への愛着感について、「大いにある」と「ある程度ある」と回答した割合を合計すると、今回は61.6%、前回は64.3%で、「地域」への愛着感が「ある」割合は前回は2.7ポイント下回っています。

## ■ 「地域」への愛着感



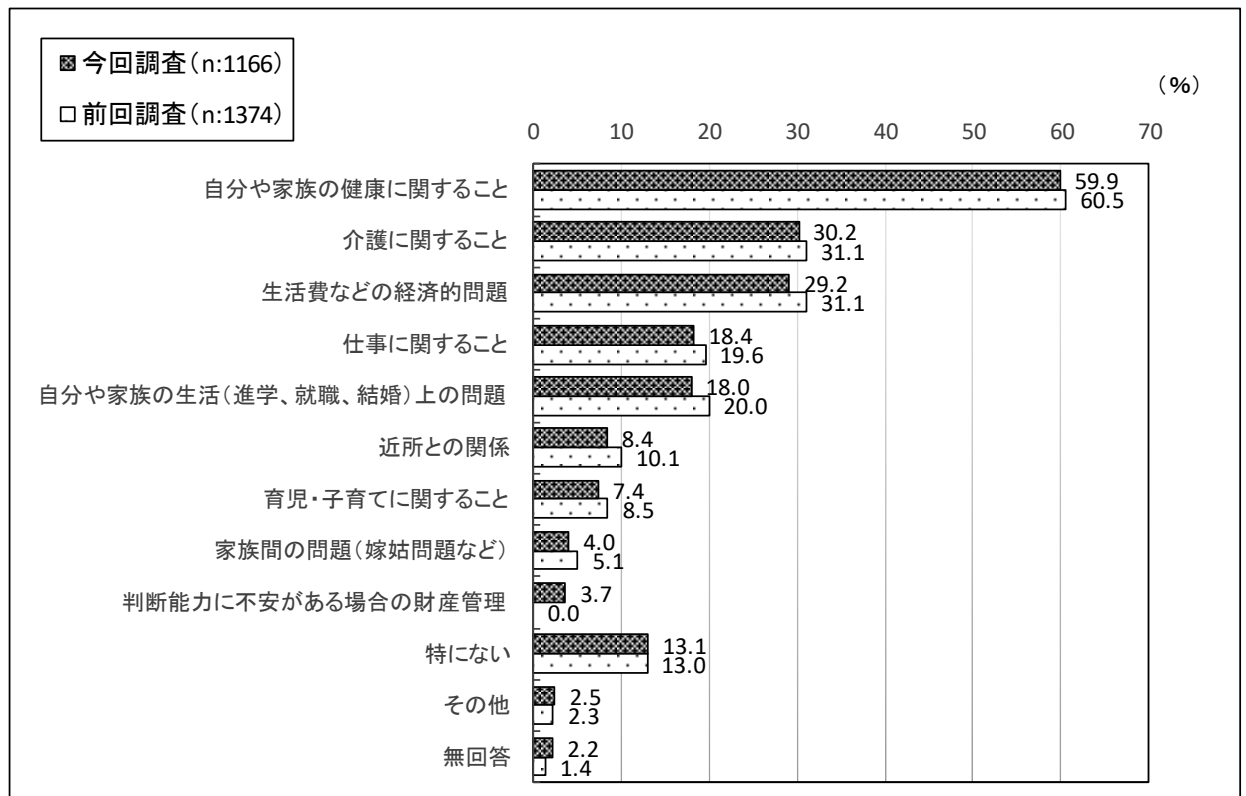
(3) 毎日の暮らしの中での悩みや不安

毎日の暮らしの中での悩みや不安では、「自分や家族の健康に関すること」が前回と同様に最も高くなっていますが、前回は0.6ポイント下回っています。

悩みや不安の順位を前回と比較すると、ほぼ前回と同じ順位となっていますが、「仕事に関すること」に順位の変動があり、前回は5位にあげられていましたが今回は4位となっています。

「判断能力に不安がある場合の財産管理」については、今回追加された項目であり、3.7%となりました。

■毎日の暮らしの中での悩みや不安（複数回答）

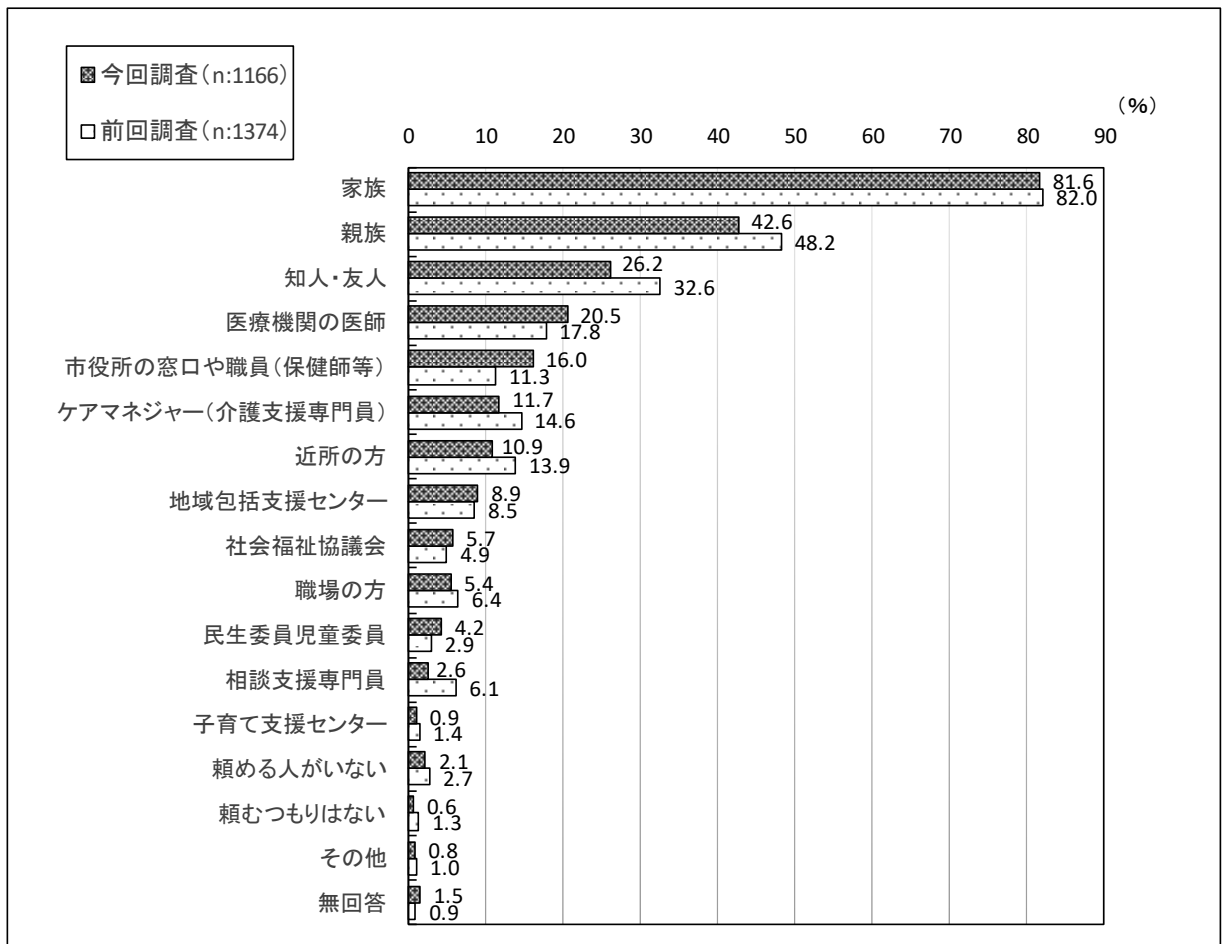


## (4) 相談や助けが必要なときに頼みたい相手

相談や助けが必要なときに頼みたい相手としては、「家族」が前回と同様に最も高くなっています。

前回と比較して最もポイントを下げたのが「知人・友人」で6.4ポイント低くなっており、「近所の方」についても3.0ポイント低くなっていることから、近所付き合いの希薄化が進行していることが推測されます。

## ■相談や助けが必要なときに頼みたい相手（複数回答）

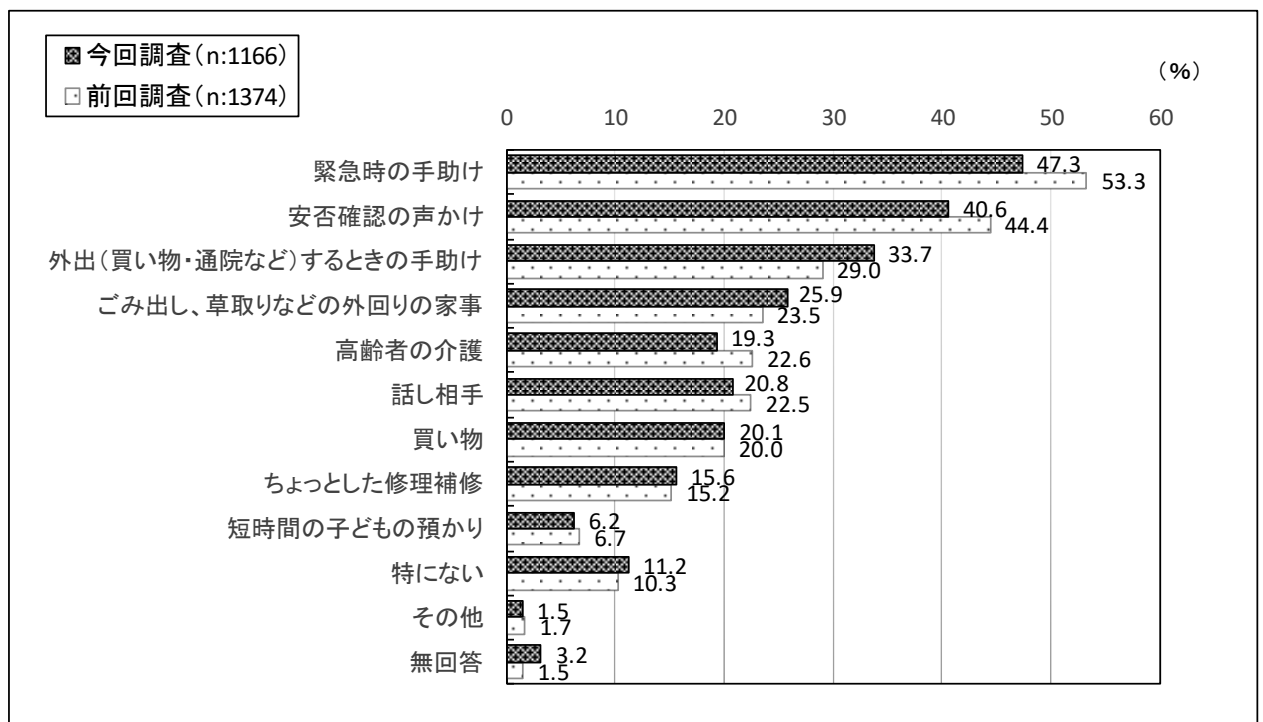


(5) 地域の人にどのような手助けを望むか

地域の人に望む手助けをみると、前回と同様に、「緊急時の手助け」、「安否確認の声かけ」、「外出（買い物・通院など）するときの手助け」が上位にあげられますが、上位の2項目はいずれも前回と比較して割合が低くなっています。

「外出（買い物・通院など）するときの手助け」については、前回と比較して4.7ポイント上回っています。

■ 地域の人にどのような手助けを望むか（複数回答）



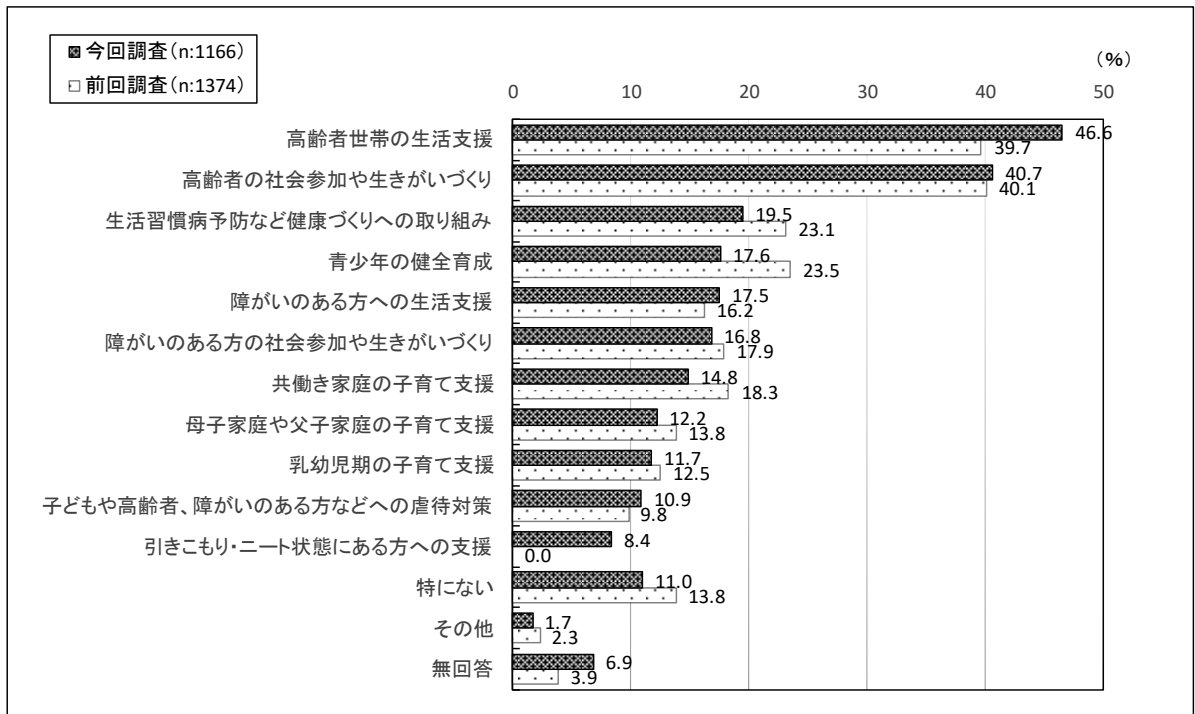
### (6) 地域住民が取り組むべき課題

地域住民が取り組むべき課題では、前回と比較し順位の変動はあるものの、前回と同様に上位には「高齢者世帯の生活支援」、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」があげられています。

団塊の世代が65歳以上になり、本市の高齢化もさらに進むと見込まれることから、高齢者施策が一層求められていると推測されます。

「引きこもり・ニート状態にある方への支援」は今回から追加された項目であり、8.4%となりました。

#### ■地域住民が取り組むべき課題（複数回答）

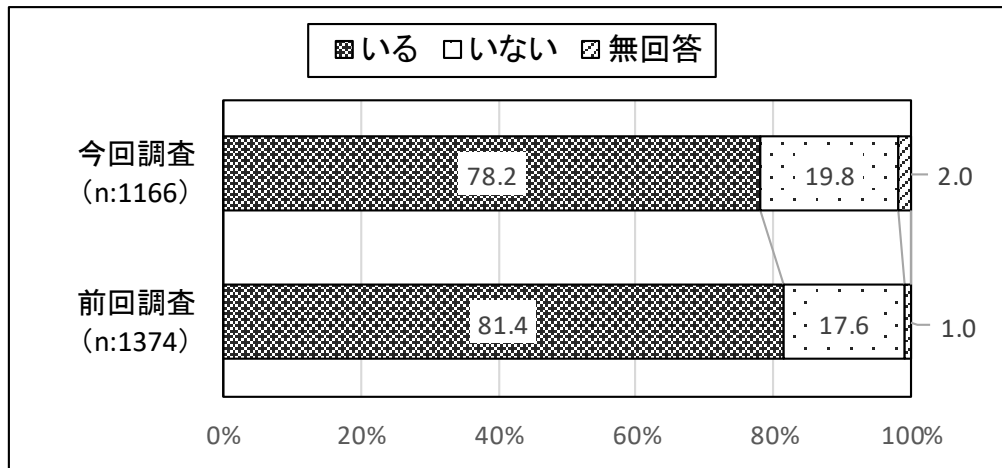




(7) 災害時や緊急時の支援者の有無

災害時や緊急時の支援者の有無では、支援者が「いる」と回答した割合が前回の81.4%から3.2ポイント減少し、78.2%となっています。

■災害時や緊急時の支援者の有無

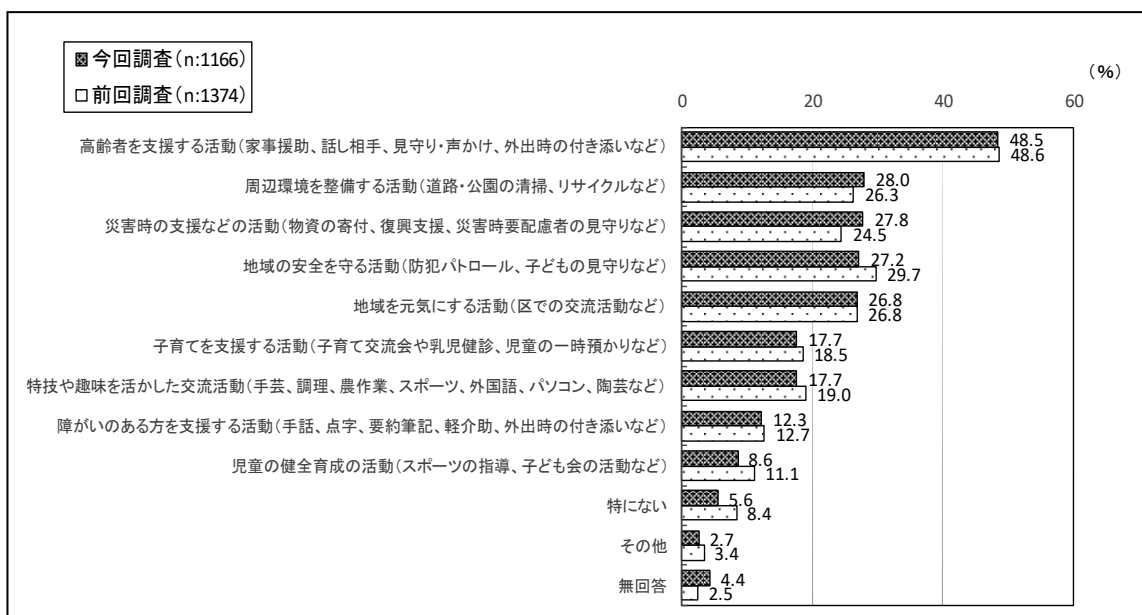


## (8) 今後望まれる地域活動

今後望まれる地域活動では、「高齢者を支援する活動（家事援助、話し相手、見守り・声かけ、外出付き添いなど）」が前回と同様に最も高くなっています。「周辺環境を整備する活動（道路・公園の清掃、リサイクルなど）」、「災害支援などの活動（物資の寄付、復興支援、災害時要配慮者の見守りなど）」の2項目は前回より割合が増加し、上位にあげられています。

また、4位から7位の項目の割合は前回と比較して低くなっています。

## ■ 今後望まれる地域活動（複数回答）

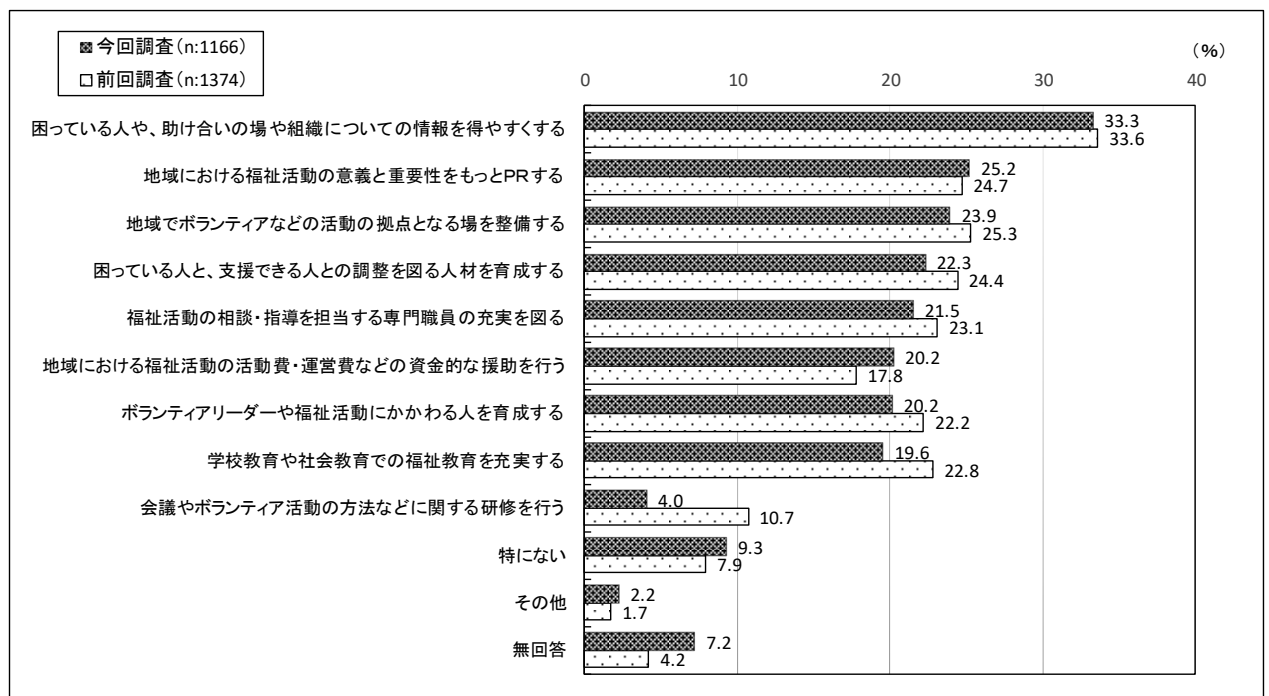


(9) 地域活動を活発にするために必要なこと

地域活動を活発にするために必要なことでは、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が前回と同様に最も高くなっています。

次いで前回は2番目に高かった「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」は3位に後退し、今回2番目には「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」があげられています。4位から9位までの項目では、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」が前回と比較し2.4ポイント上回っているほかは、前回と比較し下回っています。

■ 地域活動を活発にするために必要なこと（複数回答）

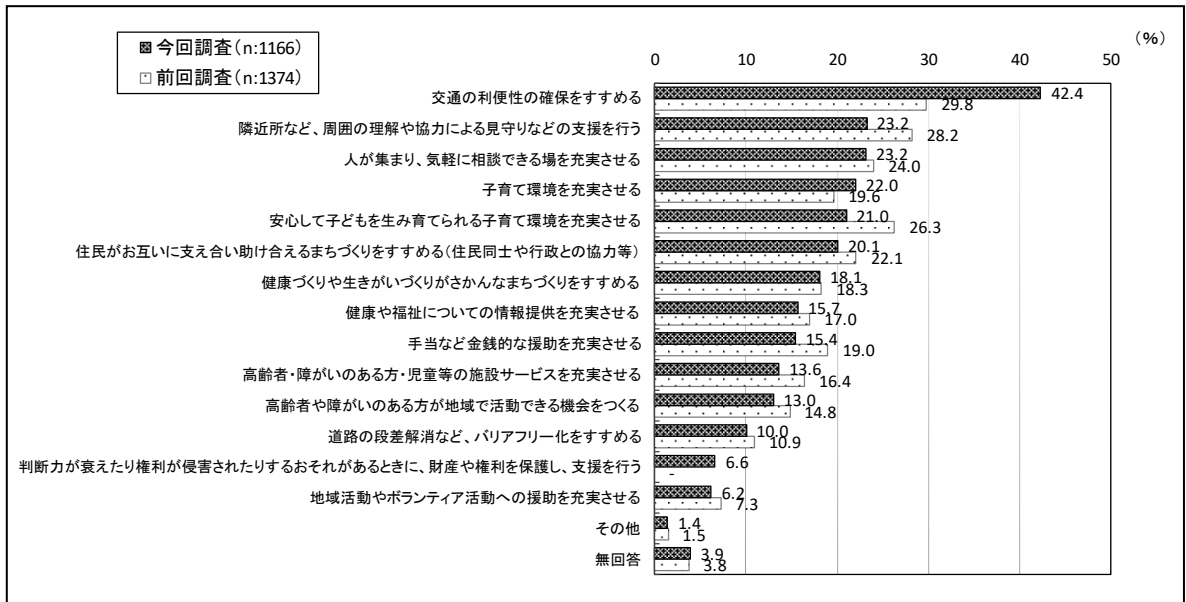


(10) 生涯を安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方

本市において生涯を安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方では割合の高い順に「交通の利便性の確保をすすめる」、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」があげられています。「交通の利便性の確保をすすめる」については、前回の29.8%と比較し、今回は42.4%と12.6ポイント増加しています。

「判断能力が衰えたり権利が侵害されたりする恐れがあるときに、財産や権利を保護し、支援を行う」は今回追加された項目であり、6.6%となっています。

■生涯を安心して暮らしていくために大切な福祉のあり方（複数回答）

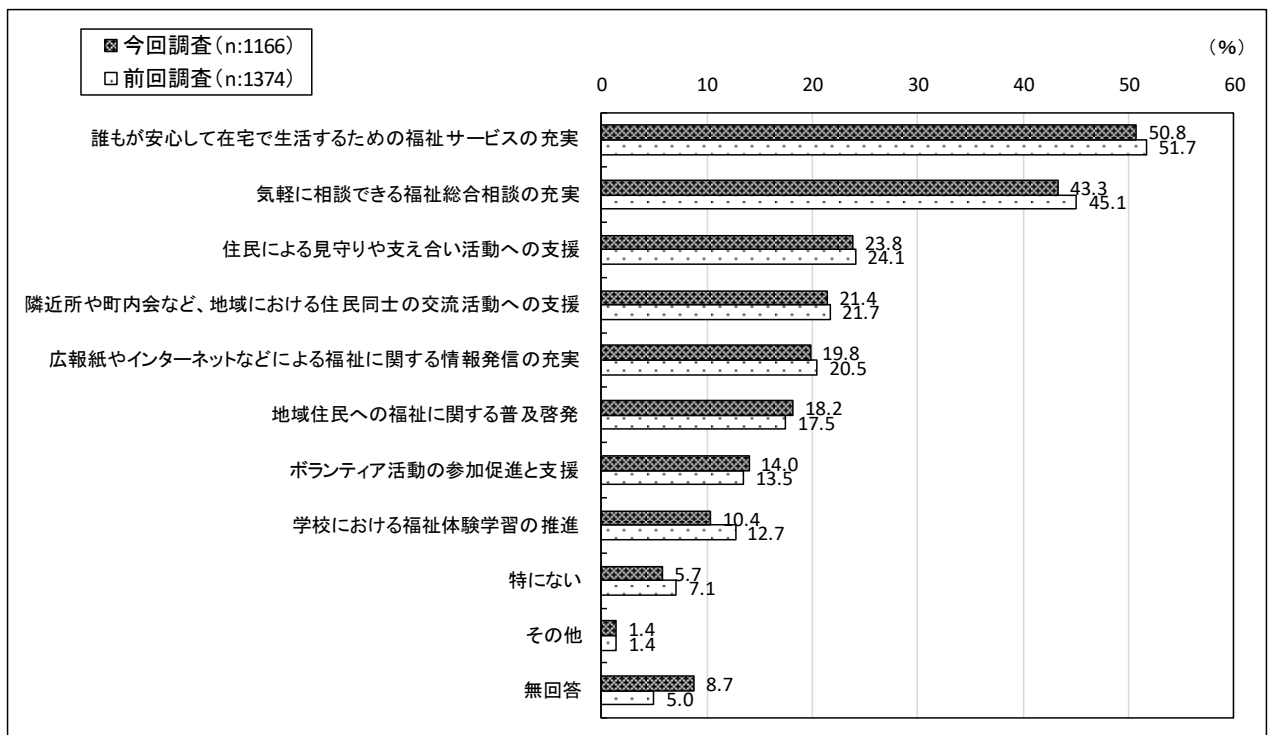


(11) 社会福祉協議会の行う活動・支援として望むこと

社会福祉協議会に望む活動・支援では「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が上位にあげられています。

前回の割合と比較すると、「地域住民への福祉に関する普及啓発」が高くなっているほかは、いずれの項目も低くなっています。

■社会福祉協議会の行う活動・支援として望むこと（複数回答）



## (12) アンケート調査結果からみる課題

### 課題1 近所付き合いの活性化、福祉意識醸成の取り組みが必要です

「福祉への関心」について、今回の調査結果と前回の調査結果を比較すると、「とても関心がある」と回答した割合が高くなっています。

また、「相談や助けが必要なときに頼みたい相手」では「友人・知人」や「近所の方」が前回と比較して減少しています。

少子化による人口の減少で近所付き合いが希薄になり、地域のつながりが弱くなってきています。団塊の世代の高齢化により高齢者が増加していることから、今まで福祉と無縁で「関係ない」と感じていた人が福祉を必要とする状況に差し掛かってきています。このような状況の中で、多様な生活環境にある人々に地域活動を通じた助け合いやつながりをもってもらう取り組みとして、世代間交流の居場所づくりや福祉意識の醸成の取り組みが必要です。

### 課題2 地域コミュニティの活性化やネットワークづくりが必要です

毎日の暮らしの中での悩みや不安は、「自分や家族の健康に関すること」、「介護に関すること」、「生活費などの経済的問題」が上位にあげられています。

地域福祉を進めるためには、対象者にあった情報発信・地域コミュニティの活性化を図りながら、お互いが支え合えるネットワーク強化が必要です。

また、ネットワークから外れた人をネットワークに取り込むことや、支援が必要にもかかわらず声を出せない人を早期発見して支援につなぐ取り組みや相談支援体制を推進していくことも必要です。

### 課題3 市民がボランティア活動や地域活動を学び、体験する機会が必要です

災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人の有無では「いない」人の割合は前回より3.2ポイント減少しています。

地域活動を進めていくためには、活動を担う人材や活動の中心となるリーダーを育てるとともに、現在地域活動から離れている人が71%いるなかで、市民がボランティア活動や地域活動について学び、体験できる環境整備が必要です。

ボランティア活動の中心を担う市社協は、幅広い市民の参画を得て地域福祉を推進していく必要があります。

### 課題4 手助けが必要な人が必要な時に相談しやすい環境整備を進め、情報やサービス・制度を発信していくことが必要です

「暮らしの中で相談や助けを頼みたい相手」について家族や親族が上位を占める中、行政機関や民生委員・児童委員及び主任児童委員、社会福祉協議会といった割合がトータルで50%となっています。相談者の相談内容やおかれている状況においては家族などよりも有効に機能していることが考えられます。行政機関等は情報やサービス・制度の案内を積極的に発信し、相談者からの発信に気づける体制整備をしていく必要があります。

## 4 地区別座談会のまとめ

「安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定における基礎資料とすることを目的に、各地区の現状や生活の困りごと、福祉の課題を把握するために市社協が中心となって地区別座談会を実施しました。

### (1) 実施概要

- ・令和元年10月1日（火）～令和元年11月26日（火）
- ・14地区で各1回開催
- ・開催場所 安中市内の公民館、住民センター等
- ・参加者数 延べ266人

地区	参加人数	日にち	開催場所	時間
安中	28名	11月18日	安中公民館	13時30分～
原市	30名	11月20日	原市公民館	15時～
磯部	24名	11月19日	磯部公民館	13時30分～
東横野	26名	10月2日	東横野公民館	15時～
岩野谷	23名	10月1日	岩野谷公民館	15時～
板鼻	15名	11月9日	板鼻公民館	18時～
秋間	15名	10月18日	秋間公民館	13時30分～
後閑	16名	11月26日	後閑公民館	13時30分～
松井田	14名	10月31日	松井田支所	14時～
臼井	16名	10月26日	臼井小学校	13時30分～
坂本	14名	11月1日	坂本公民館	13時30分～
西横野	8名	10月19日	西横野定住センター	18時～
九十九	14名	10月11日	九十九生涯学習センター	19時～
細野	23名	10月15日	細野ふるさとセンター	19時～

(2) 課題のまとめ

各地区の座談会で話し合われた課題をまとめると、その他を含めて大きく6つに分類されました。

- ① 近所付き合い・地域活動に関すること
  - ・近所のつながりの減少による、地域力の低下
  - ・地域活動が減少、協力が得られない
  - ・見守り活動や交流の場の必要性
  - ・地域活動の情報周知
  
- ② 高齢者に関すること
  - ・ひとり暮らし世帯や高齢者世帯とのつながりや見守り
  - ・地域で生活をしていくための支援
  - ・地域の情報共有・周知
  
- ③ 防災に関すること
  - ・避難所のあり方や支援体制の構築
  - ・地域と要支援者のコミュニケーション不足
  - ・平時からの要支援者への見守りや安否確認
  - ・発災時の避難誘導対応の周知が必要
  
- ④ 生活環境に関すること
  - ・ひとり暮らし高齢者等の移動手段
  - ・買い物や病院等への環境整備
  - ・管理が出来ていない土地や家屋の増加
  
- ⑤ 子どもに関すること
  - ・地域で子どもとの関わりがない
  - ・保護者同士の付き合いの希薄化
  - ・虐待防止や登校拒否（ひきこもり）
  - ・通学路での安全確保
  
- ⑥ その他
  - ・住宅街への鳥獣被害
  - ・空き地や未耕作地の増加
  - ・休耕地の活用について
  - ・地域に若者がいない

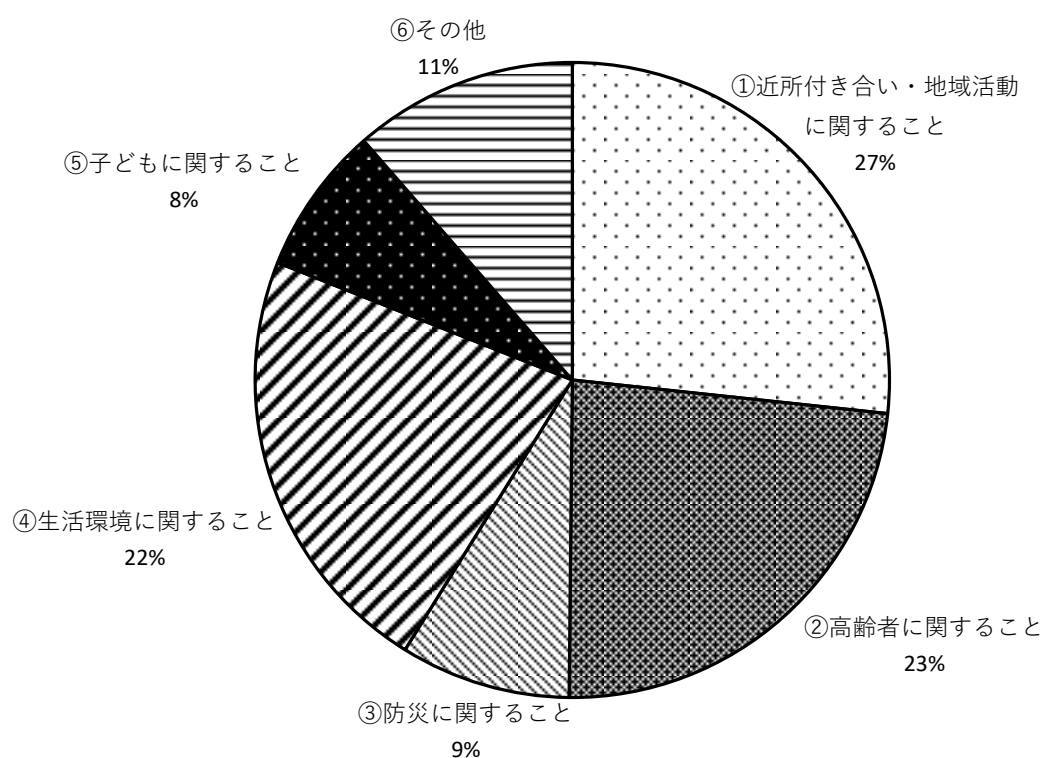


(3) 総数に占める各課題割合

■課題及び解決策の件数

	問題・課題	解決策
① 近所付き合い・地域活動に関すること	166件	197件
② 高齢者に関すること	146件	170件
③ 防災に関すること	54件	80件
④ 生活環境に関すること	138件	175件
⑤ 子どもに関すること	47件	33件
⑥ その他	71件	65件
合計	622件	720件

■課題の分類別割合



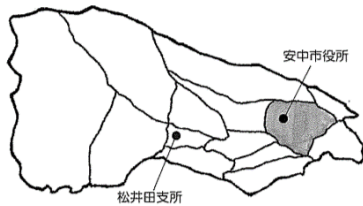
## 5 地区別の状況

表記する地区については、行政区を指し、地区の概要や人口等の統計についても行政区単位での記載をしています。

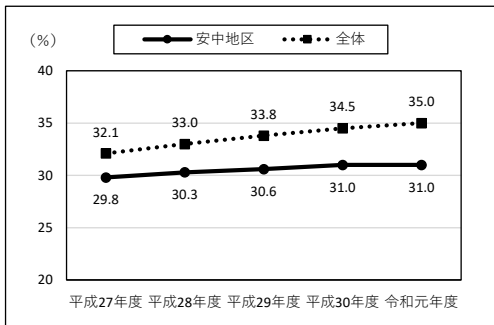
### (1) 安中地区

#### ①地区の概要

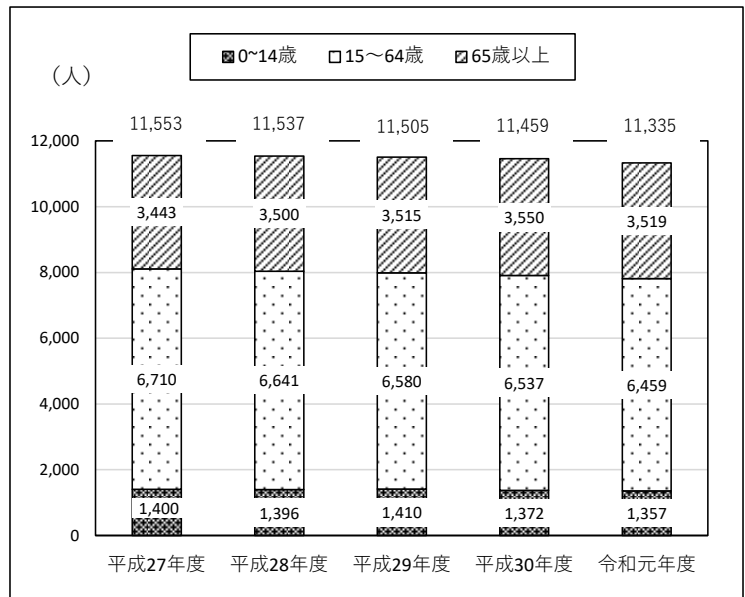
##### ■位置



##### ■高齢化率

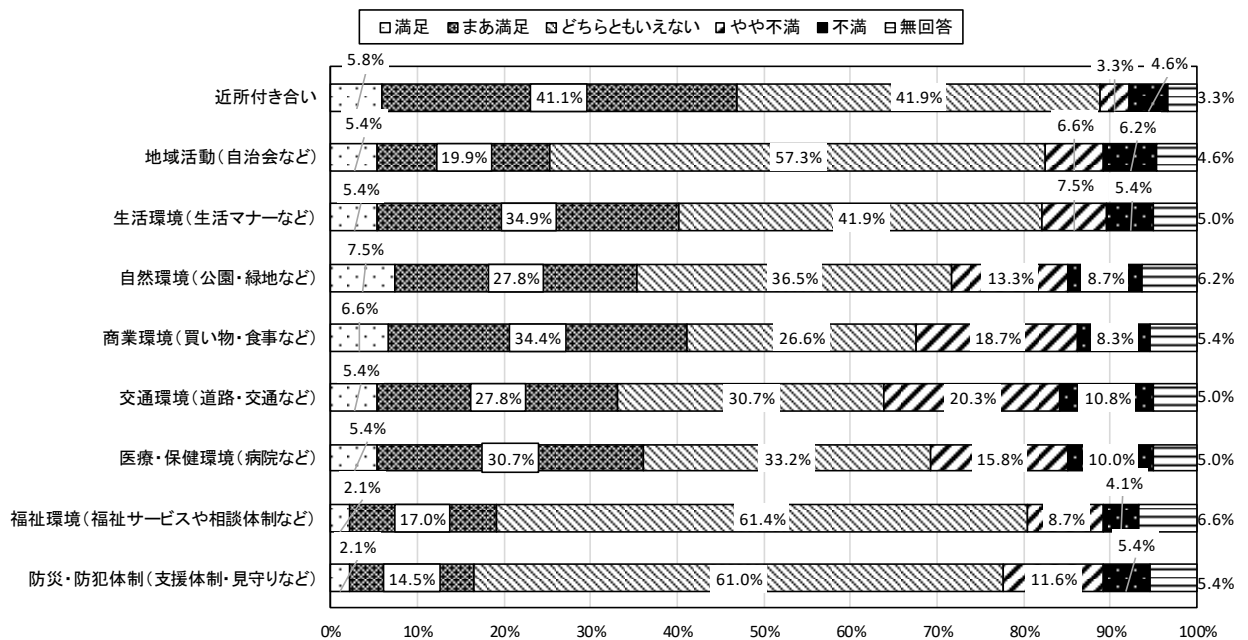


##### ■人口の推移

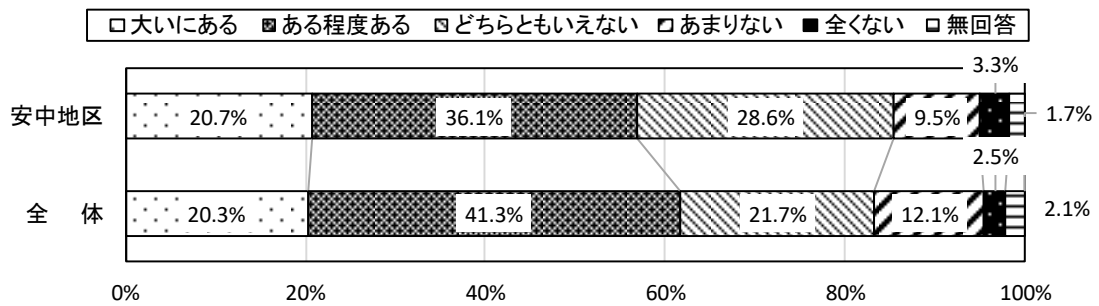


#### ②アンケート調査の結果（一部抜粋）

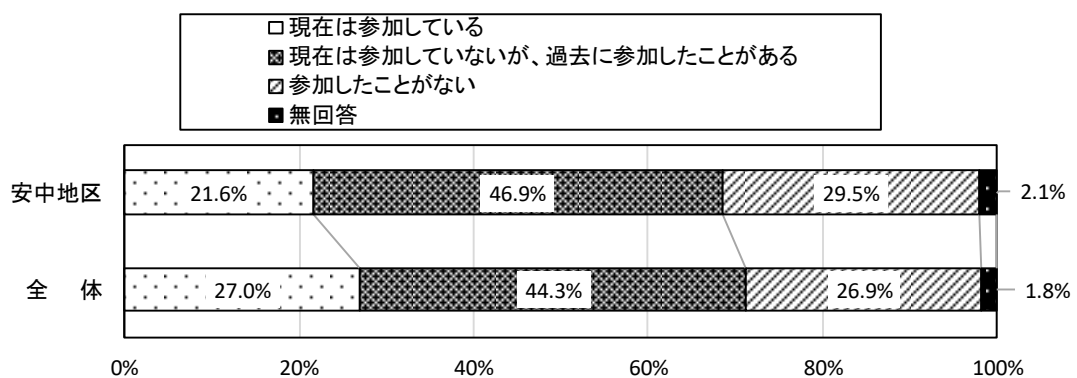
##### ■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



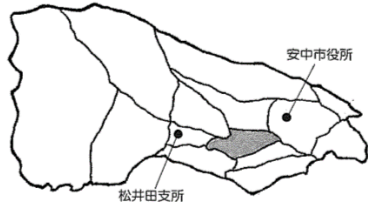
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○回覧の内容について地域で話し合う ○見守り隊の活用、連携する組織づくりをする
高齢者	○分かりやすい説明を作成し每户配布する ○日頃から近所付き合いをし、隣近所で声掛けをする ○ボランティアで見守りをする、社協の見守り助成金の活用 ○チラシを作ってサロンに誘う
防災	○公会堂の建築の補助金に付加して、避難所として対応できる設備を確保 ○該当地区だけのハザードマップを作成する ○自主防災組織が見守りをする。日頃から声を掛け合う。 ○防犯カメラを設置 ○公園・学校のトイレを洋式化する
生活環境	○生協を利用する ○タクシーを安価で利用できるようにする ○登校中の小学生にはがきを運んでもらう ○地区として、郵便局にポストの設置を要望する ○公園に遊びに行きたくなる設備を充実させる ○空き部屋のシェア、企業への貸し出し ○地域で協力し、空き家の草刈りをする ○有料駐車場を確保し、駅の利便性を図る ○ヘルパー派遣を安価で行えるサービスがあればよい
子ども	○祝い金を子育て世帯へ支給、保育園や給食費の無料化を拡大 ○社協がSOSを受け取れる仕組みづくり
その他	○Uターン・Iターンの施策、企業の誘致

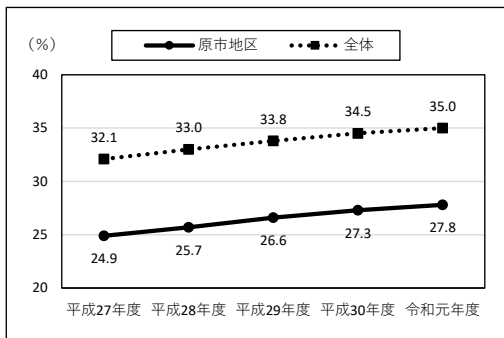
(2) 原市地区

①地区の概要

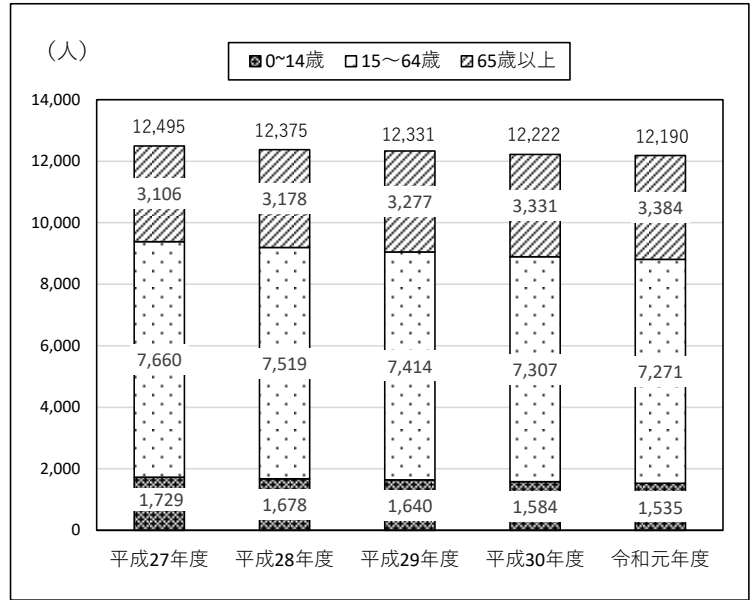
■位置



■高齢化率

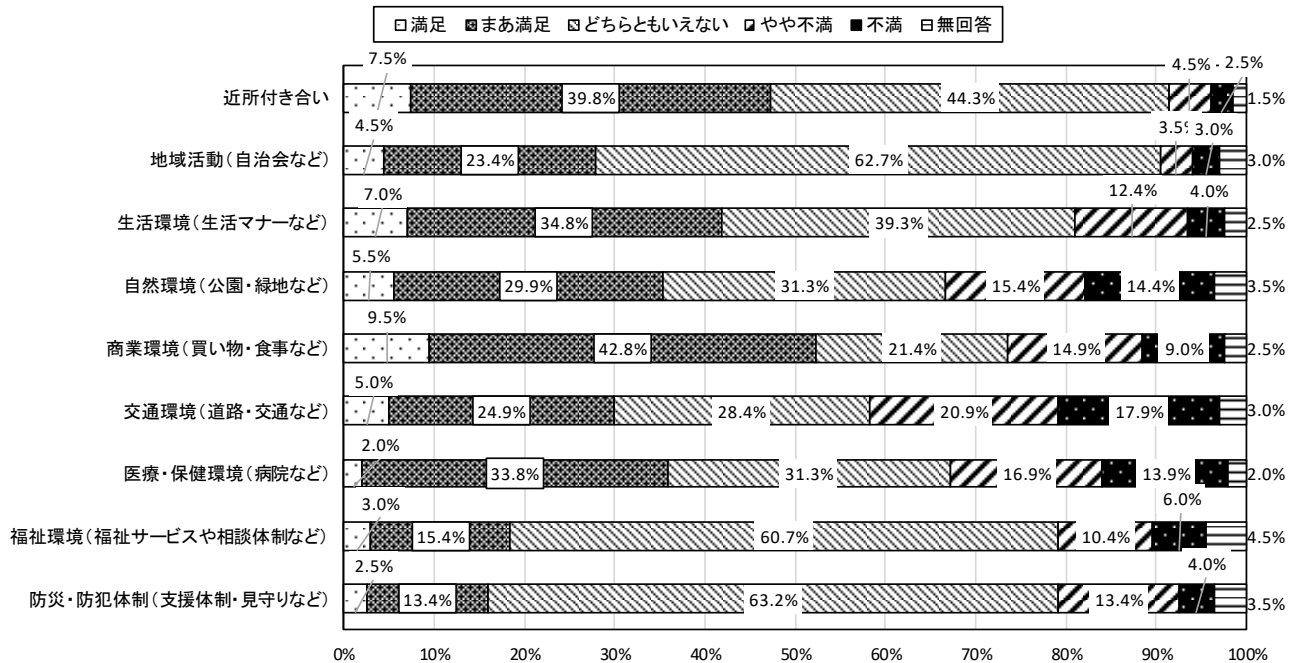


■人口の推移

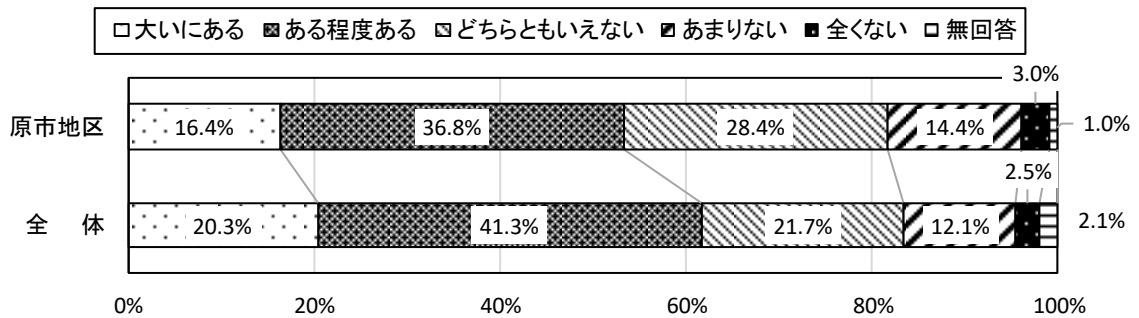


②調査の結果 (一部抜粋)

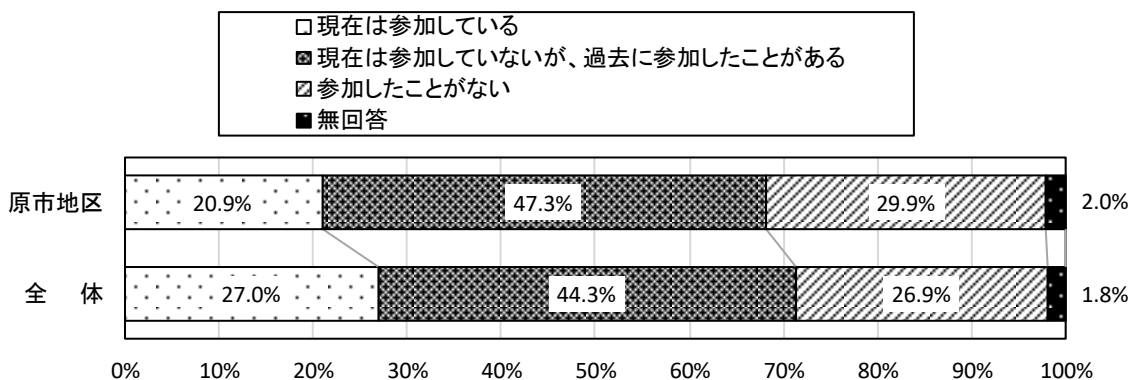
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



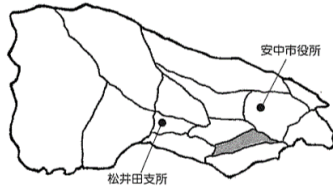
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○何回も声掛けする、積極的にあいさつする意識が必要</li> <li>○地域で交流会をする</li> <li>○近所で助け合い、相談できる環境、いろんな人が集まれる場所を作る</li> <li>○サロン参加者から声掛け、開催の工夫をするための話し合い</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症理解を深める活動が必要、オレンジカフェに参加</li> <li>○訪問して傾聴ボランティア、子ども食堂を拡充して居場所作り</li> <li>○回覧板等で周知しサロン参加者を増やす</li> <li>○老人クラブ等で顔を合わせる機会を増やす</li> <li>○小学生、近所のボランティア、地域のOB会等がゴミ出しを行う</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から近所付き合いをする。日頃の見守り活動、訪問を繰り返す</li> <li>○フリーダイヤルで案内、広報に案内番号を掲載する</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゴミ出しについて地域で注意や声掛けをする</li> <li>○交通タクシー、土日のバス運行について検討</li> <li>○タクシー券を増やす、タクシー券とデマンドバスを統一</li> <li>○ワンボックスカーで移動支援、目的別のバスをつくる</li> <li>○空き家についてボランティアによる除草作業、行政からの指導、生活支援サービスでの対応、安価にして空き家バンクの活用</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スクールソーシャルワーカーが常勤勤務する</li> <li>○高齢者サロンに参加する</li> <li>○夜間診療できる小児科の復活、公立病院の充実</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動物被害に対し、近所で声掛けをして話し合う</li> <li>○小学校前の県道が狭いので道路を拡幅する</li> <li>○引きこもりの人に対して訪問して傾聴、見守り活動が必要</li> </ul>

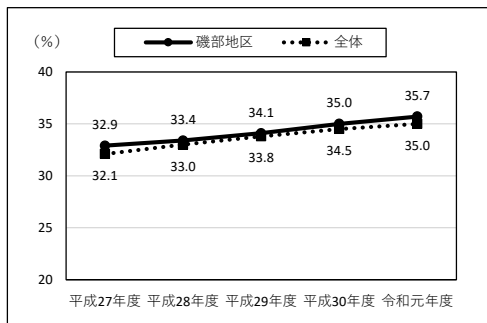
### (3) 磯部地区

#### ①地区の概要

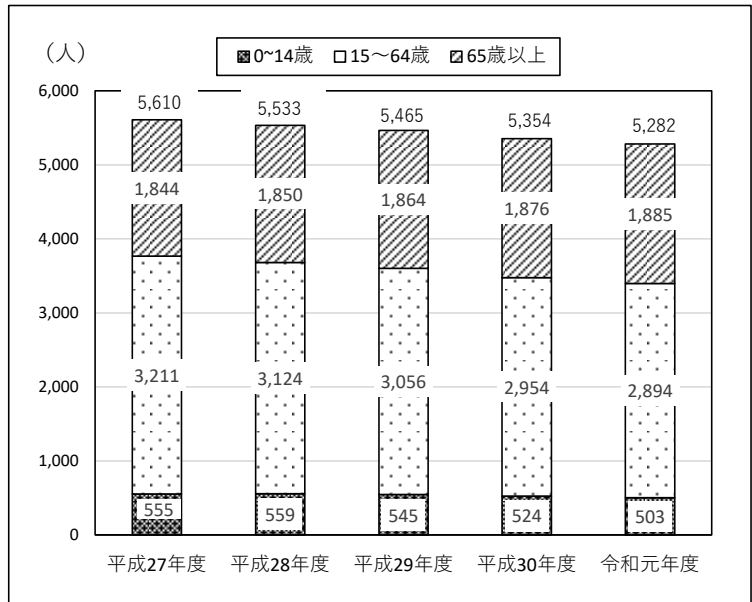
##### ■位置



##### ■高齢化率

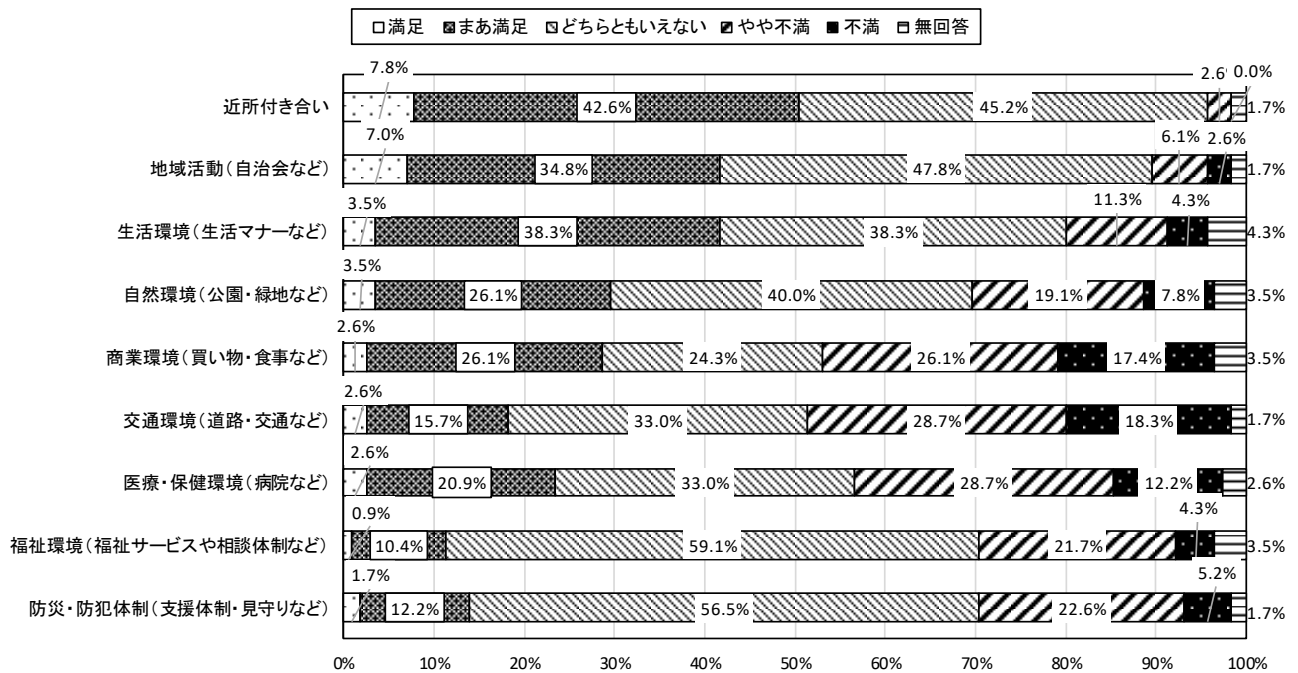


##### ■人口の推移

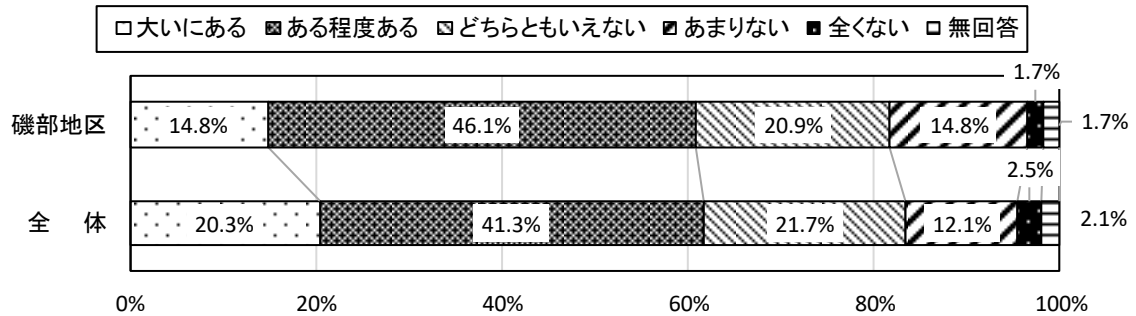


#### ②調査の結果（一部抜粋）

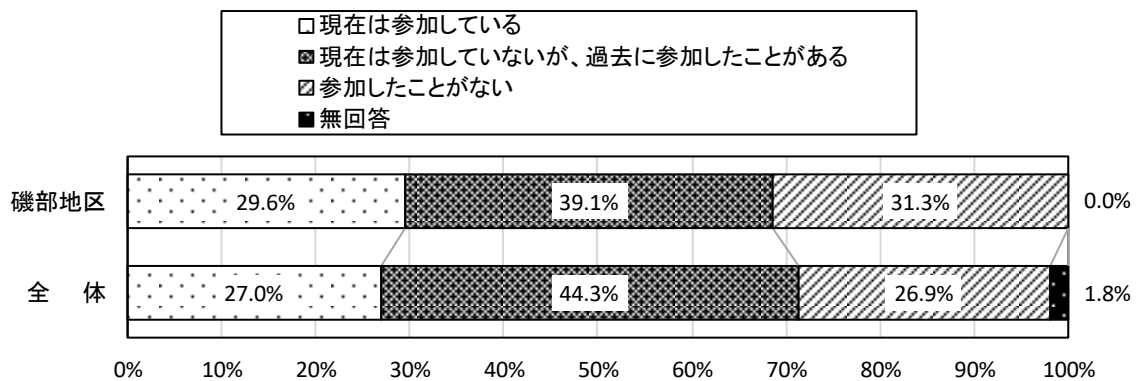
##### ■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



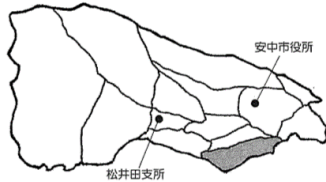
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○広報活動を増やす ○地域でお茶会をする、地域で協力体制を作る ○若い人の交流の場をつくる、隣保班制度のような仕組み ○声掛けやあいさつを積極的に行う、連絡網をつくる
高齢者	○生活支援を支えるボランティアの養成や広報 ○福祉有償運送の拡大や支援の仕組みを作る ○移動販売車で対応、サロンで買い物ができる仕組みをつくる ○宅配サービスを利用 ○行政と民間で連携して買い物支援
防災	○日頃から顔の見えるつながりづくりをする ○連絡網を作る、要支援者を把握する仕組みをつくる ○行政と民間が連携した見守り活動
生活環境	○地域で誘い合って一緒に出掛ける、地域で送迎する仕組み ○自治会ごとに買い物するグループを作り対応、移動販売で対応 ○有償でも地域で支える仕組みをつくる ○若い人に空き家を活用してもらう ○条例で、空き家の管理費を持ち主が負担するようにする ○軽トラでゴミの回収に回る仕組みを作る
子ども	○住宅団地を誘致する
その他	○ひきこもりの人に関して、親がいるうちに専門職に相談する ○温泉街のトイレを洋式に変更して観光客に対応する ○外国人の雇用主からも生活ルールの周知をする ○田畑を利用する人を募集する ○動物を駆除する、狩猟期間を延ばして予防策をとる

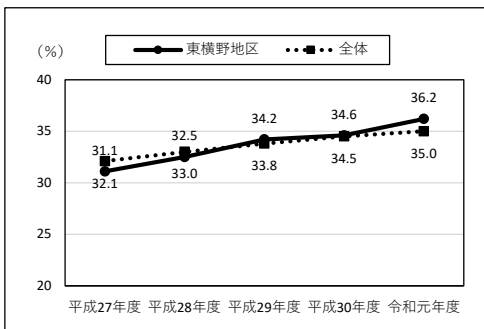
## (4) 東横野地区

### ①地区の概要

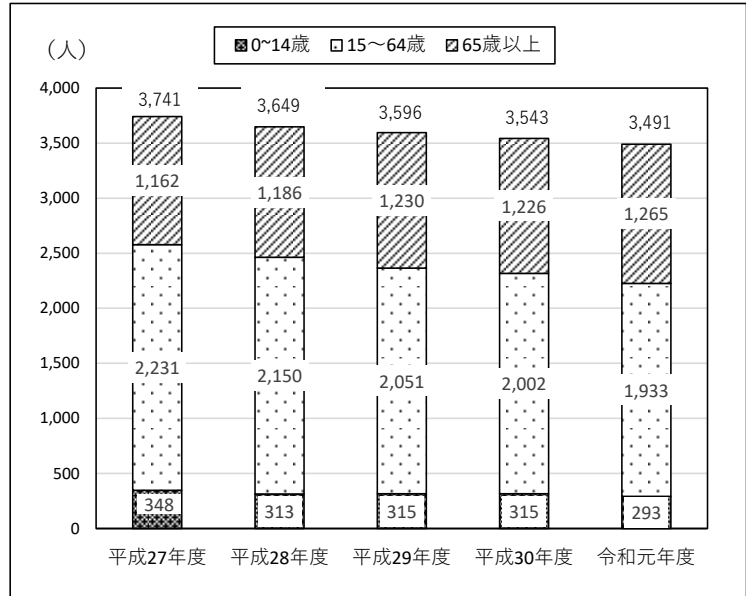
#### ■位置



#### ■高齢化率

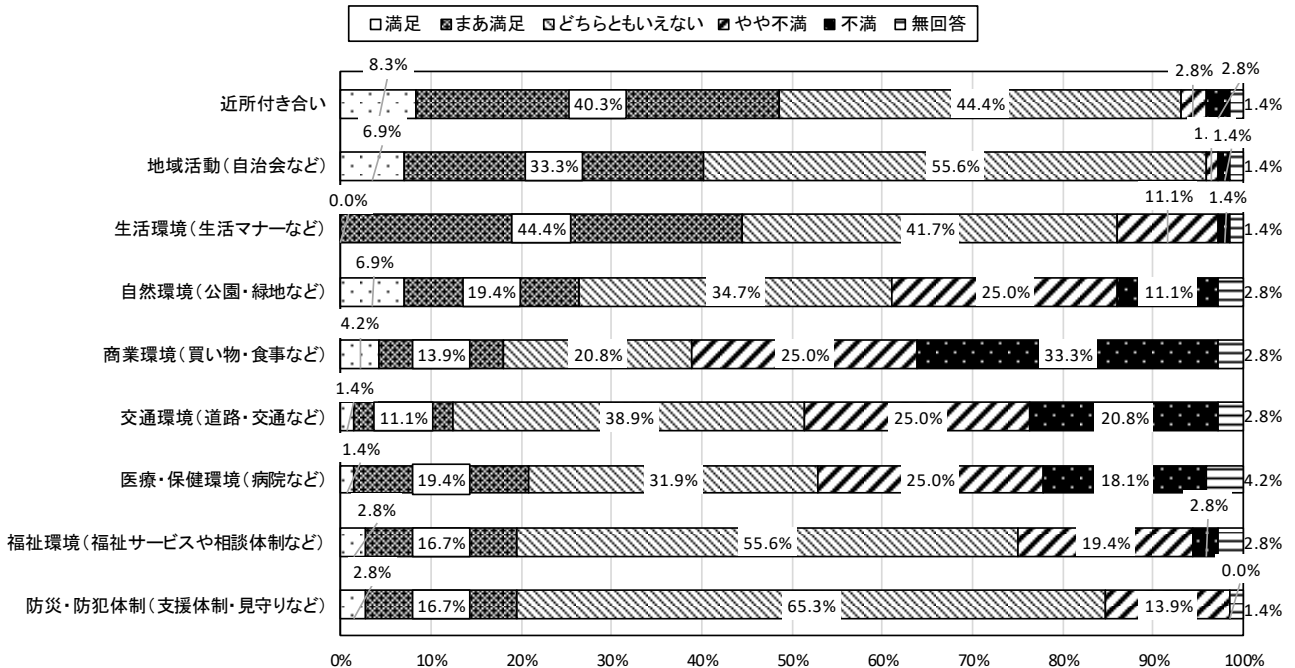


#### ■人口の推移



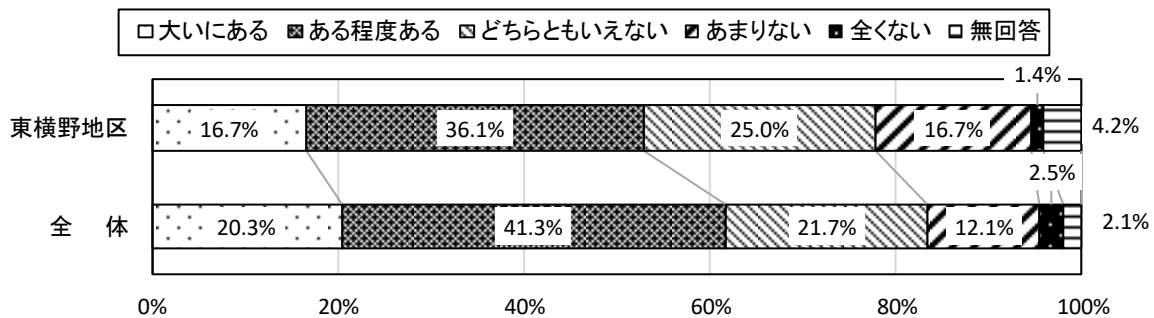
### ②調査の結果（一部抜粋）

#### ■暮らしの満足度

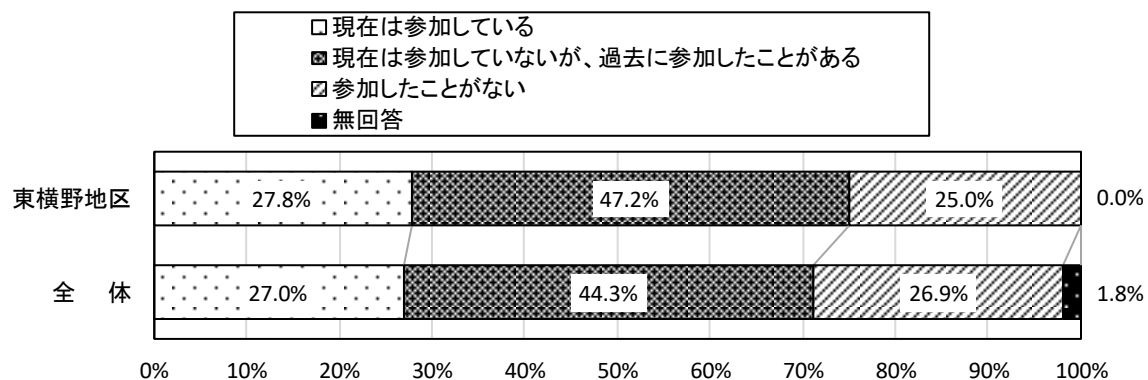




■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世代間交流できる居場所、地域がまとまる行事</li> <li>○地域の会議で福祉支援情報を提供</li> <li>○サロンを作る、地域活動者が呼びかける</li> <li>○お祭りを開催する</li> <li>○回覧板を声掛けをして渡す</li> <li>○回覧板について組長が連絡確認する仕組みが必要</li> <li>○集会所を使いやすい規則にしてほしい</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り活動の仕組みをつくる、食事会を開く</li> <li>○乗り合いタクシーやバスの充実</li> <li>○買い物場所や病院に行くバスをつくる</li> <li>○買い物支援の仕組みをつくる、補助金の仕組みもつくる</li> <li>○認知症の理解を深める必要がある</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃からの見守り活動でつながりを持つ</li> <li>○地域で連絡網をつくる</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗り合いタクシーの充実、目的別の定期バスをつくる</li> <li>○会社誘致を増やして、人口増加で交通手段の活性化</li> <li>○コンビニ等が分散してあるとよい</li> <li>○移動販売で買い物支援、持続可能となるよう補助金をつける</li> <li>○行政による無料タクシー</li> <li>○危険な空き家は、行政が撤去する仕組み</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性が働きやすい職場環境をつくる</li> <li>○学童保育の無料化</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しく住む人には税金免除等の仕組みづくりをする</li> </ul>

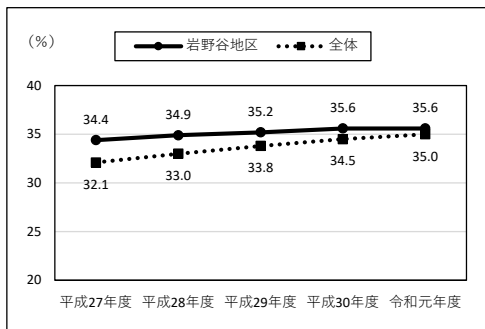
(5) 岩野谷地区

①地区の概要

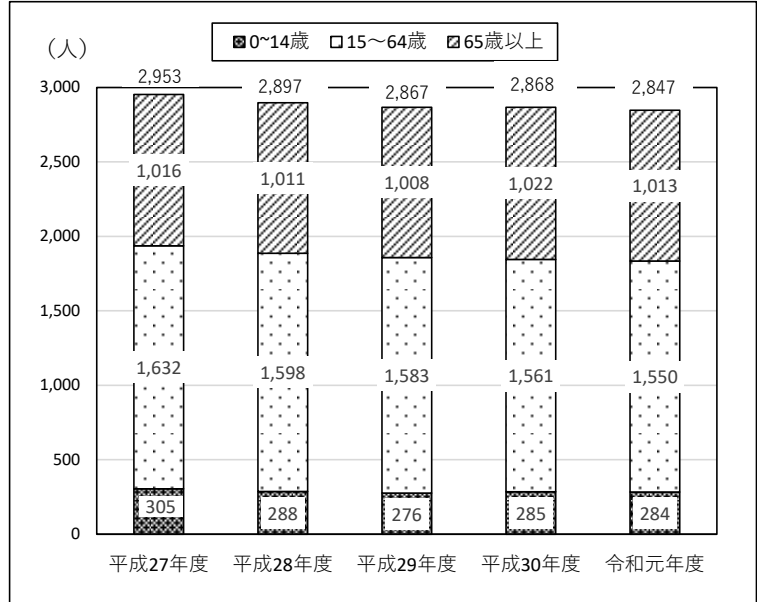
■位置



■高齢化率

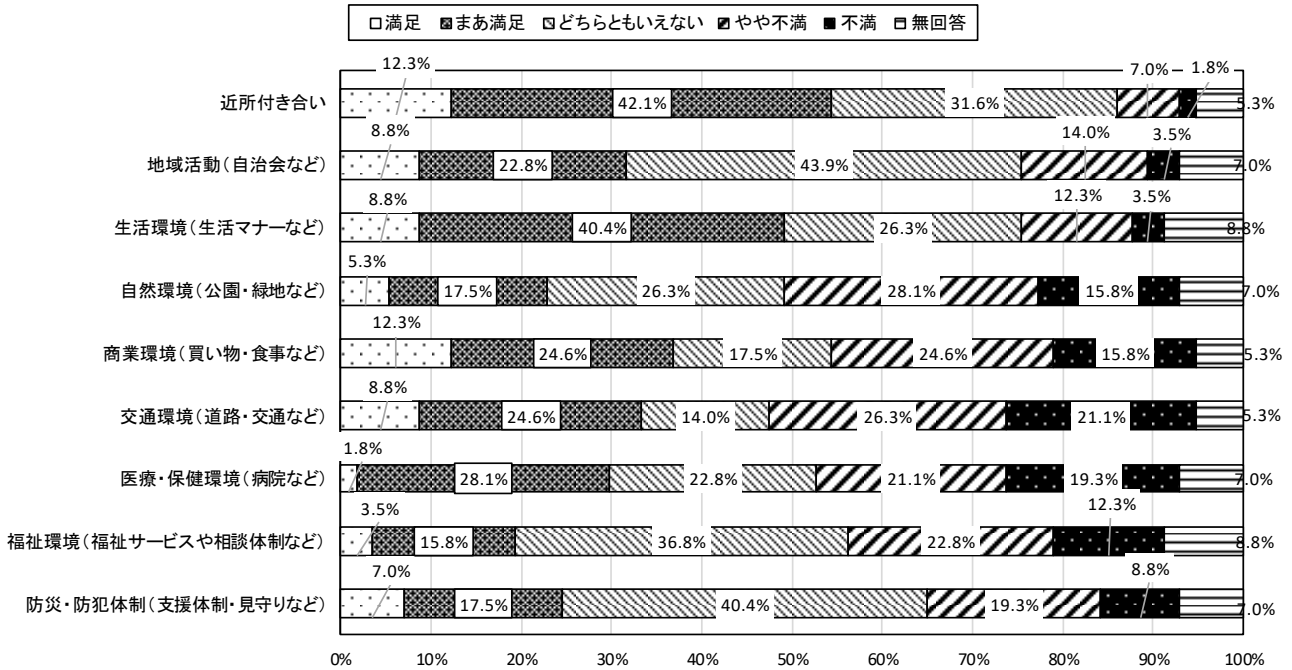


■人口の推移

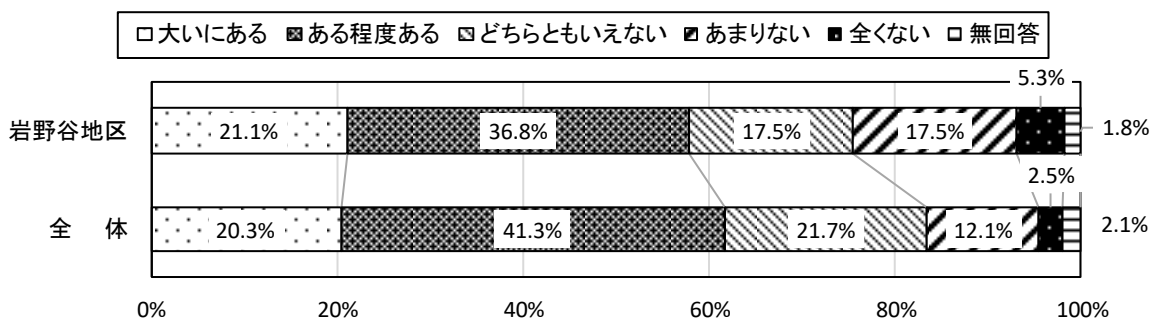


②調査の結果（一部抜粋）

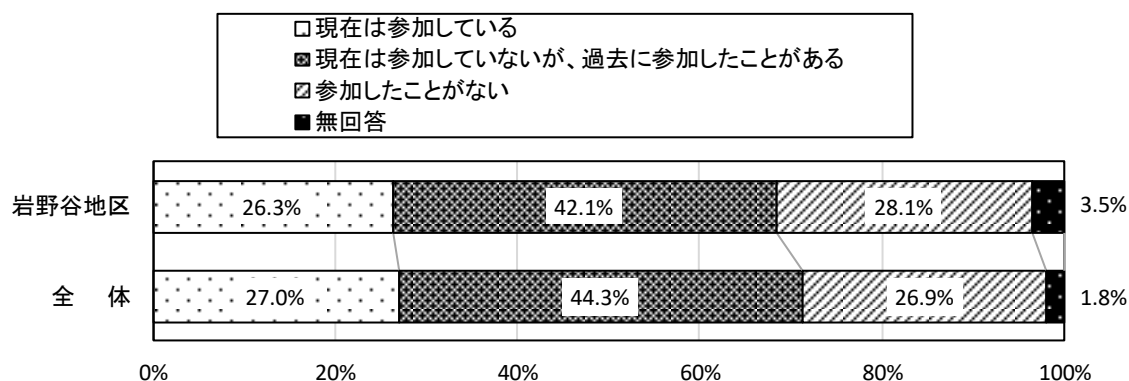
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事を理解してもらう工夫をする、出不足金をいただく</li> <li>○意識改革を促す</li> <li>○お祭りを開催し、全員参加するように声をかける</li> <li>○回覧板を手渡しする等、普段からコミュニケーションをとる</li> <li>○地区での会議を定期的で開催する</li> <li>○引っ越してきた人は区長から地域の付き合いについて説明を行う</li> <li>○困りごとが訴えられる仕組みづくりをする</li> <li>○地区別のサロンを立ち上げ、参加してもらえるような環境をつくる</li> <li>○人、地域の繋がりを楽しんでもらえるような工夫をする</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サロンに誘い介護予防を図る、サロンを充実させる</li> <li>○隣近所が日常生活のなかで見守りを行う</li> <li>○ボランティアの活用</li> <li>○「ささえ隊」に連絡して対応してもらう</li> <li>○シルバー人材センターに依頼</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○街灯がない地域について区長に相談し、区・行政で対応する</li> <li>○土砂崩れなどの危険場所を出し合う</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩行者専用・自動車専用道路を整備する</li> <li>○移動販売車の推進・活用、宅配サービスの利用</li> <li>○空き家バンクや補助金を利用した取り壊し、少人数でサロンを開く</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区で子どもの見守りをする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政が予算をとって地区に違う形で振り分ける</li> <li>○空き地に花を植え高齢者等ボランティアで管理、地域で草刈り</li> <li>○稲ではなく違うものをつくる、外国人を誘致する</li> </ul>

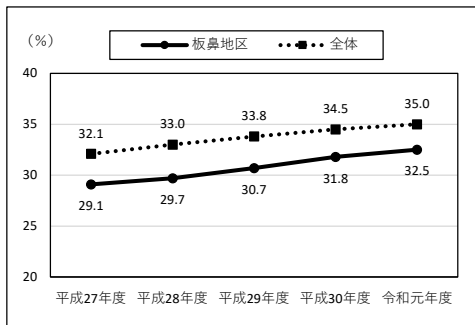
(6) 板鼻地区

①地区の概要

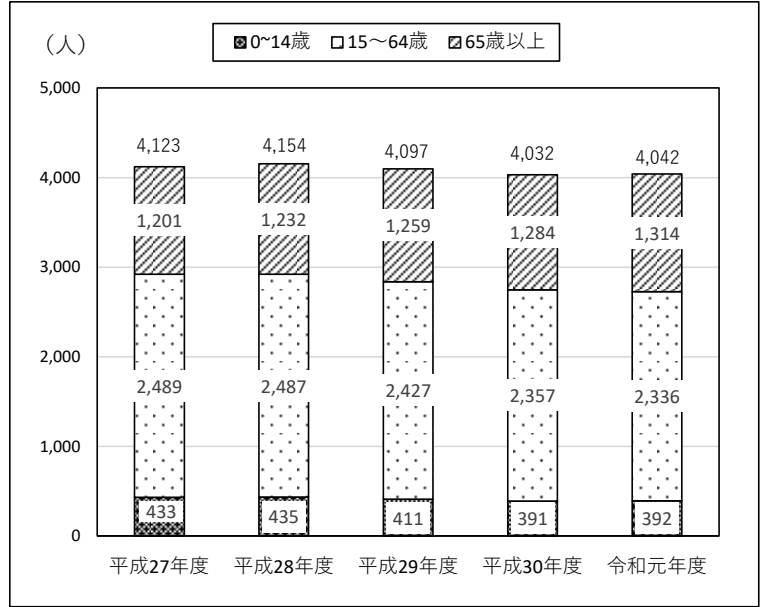
■位置



■高齢化率

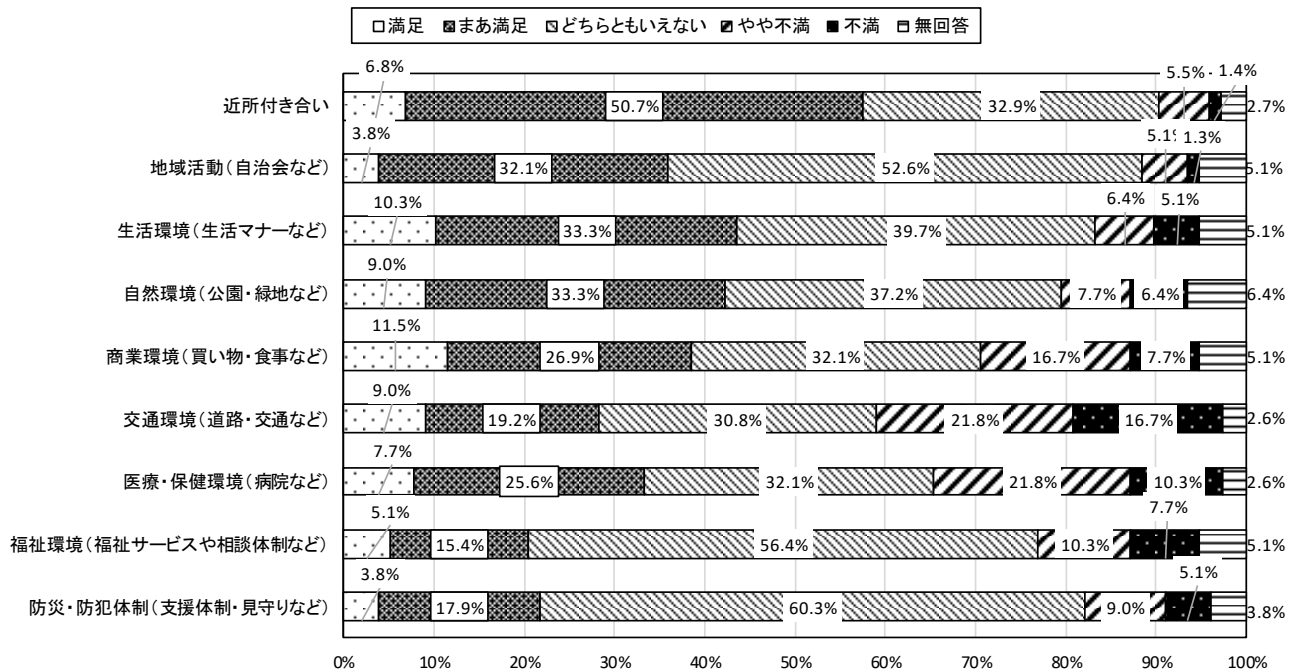


■人口の推移

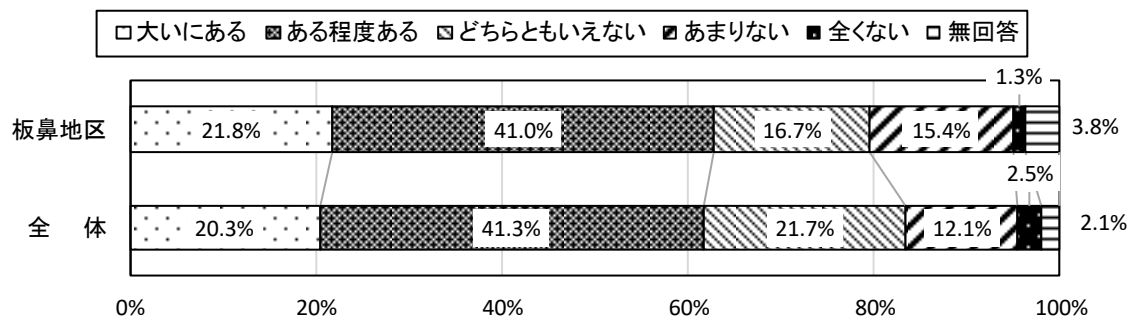


②調査の結果 (一部抜粋)

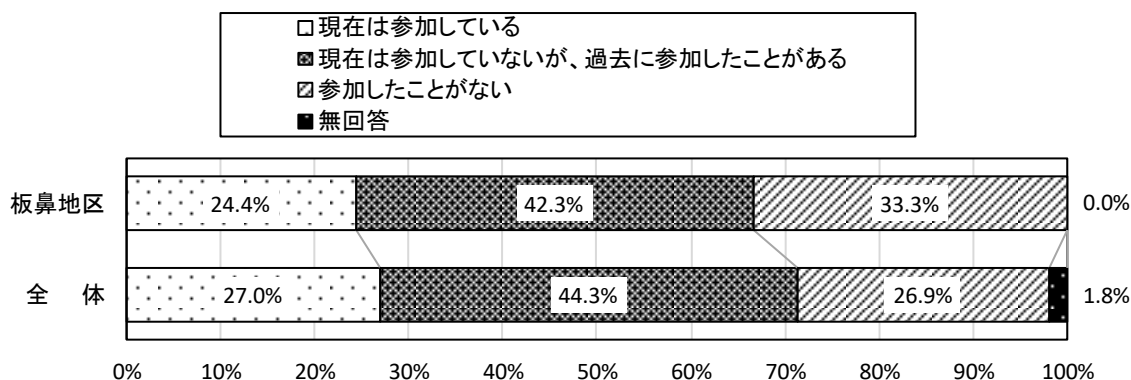
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



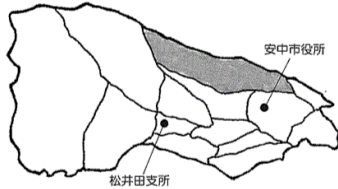
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で御用聞きをする、地域行事への参加を促す</li> <li>○隣組の交流（新年会等）、隣組の必要性を訴える</li> <li>○自治会組織を地域団体役職者との繋がりをもつ</li> <li>○お互いに挨拶ができるような地区の雰囲気づくり</li> <li>○班長会議で情報交換し皆が集まれるように地域行事の呼びかけを行う</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり暮らしの方にボランティア、手助けをする</li> <li>○地域の助け合いの組織化</li> <li>○移動スーパーやバスが欲しい</li> <li>○住宅の近くに乗り合いタクシーを通す</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所にペットの居場所をつくる（老人福祉センターのバスの車庫を、バスを移動して利用したらどうか）</li> <li>○防災無線が聞こえない家はここに電話をしてくださいという案内を配布</li> <li>○市の防災無線の声を女性にしたらどうか、防災無線の家内配置</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タクシー券のやり方の見直し</li> <li>○移動販売等を活発にする補助等を検討</li> <li>○地域で有償の買い物支援を行う</li> <li>○乗合タクシーを利用する</li> <li>○行政がゴミステーションの場所を考える</li> <li>○行政に地域の役員の力を借りて働きかけて、老朽化した空き家の解体などの解決を図る</li> <li>○清掃行事などで、必要なところは行政に依頼し、地域で協力ができるところは自分たちでおこなう（清掃用具の貸し出し、ゴミ袋の支給など）</li> </ul>
子ども	○子どもを増やすことが必要で行政対応
その他	○野生動物の捕獲規制を緩和する、捕獲により手厚い補助をする

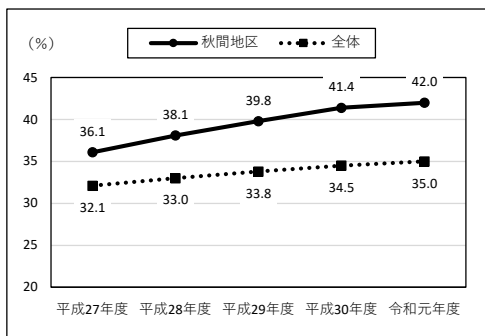
(7) 秋間地区

①地区の概要

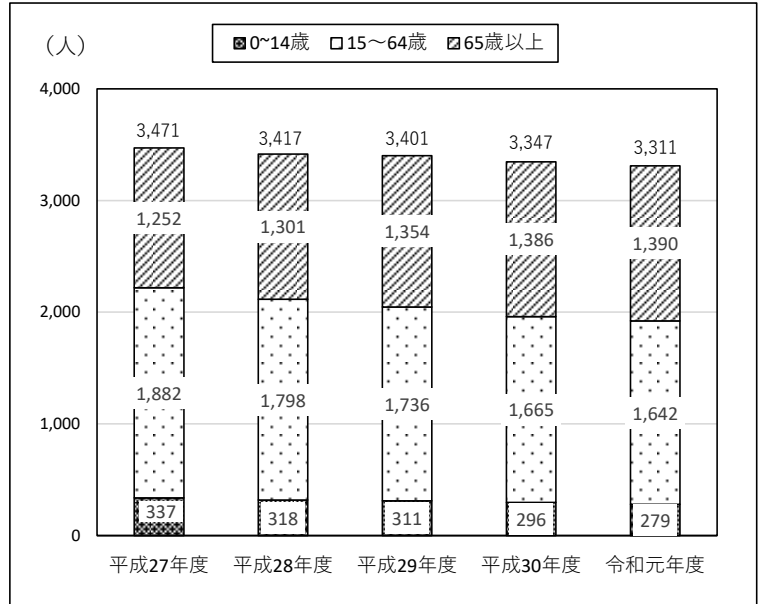
■位置



■高齢化率

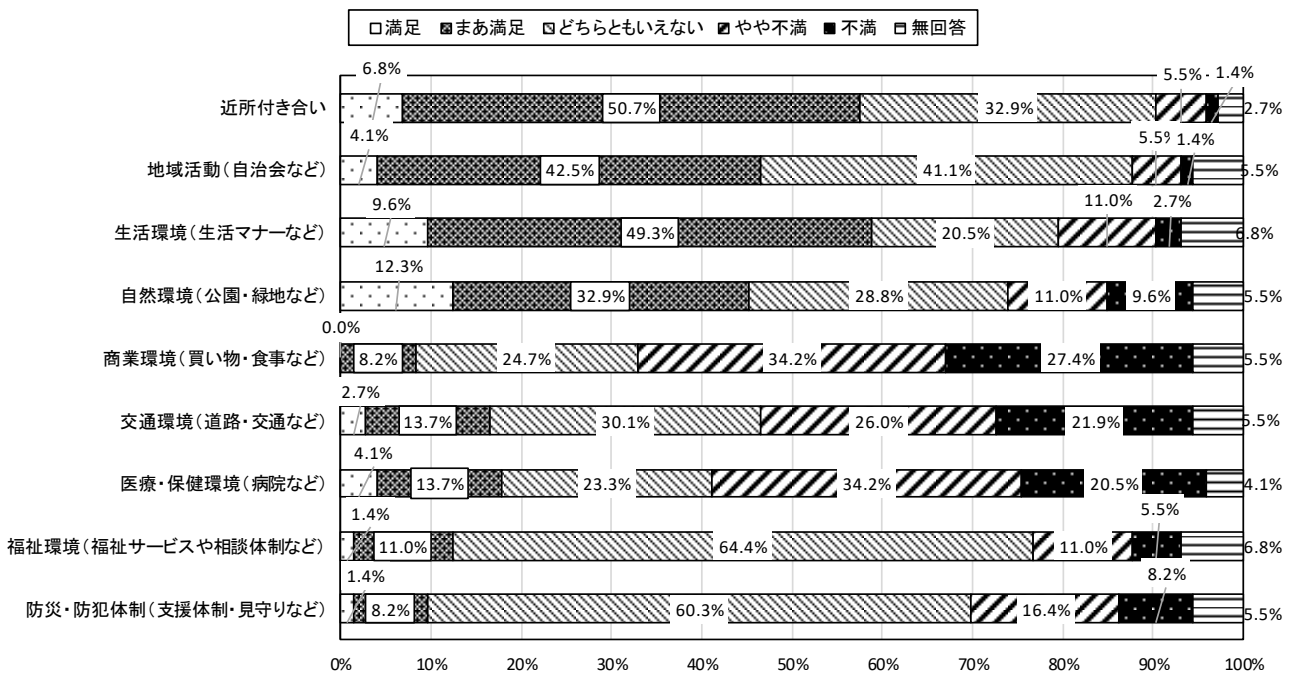


■人口の推移

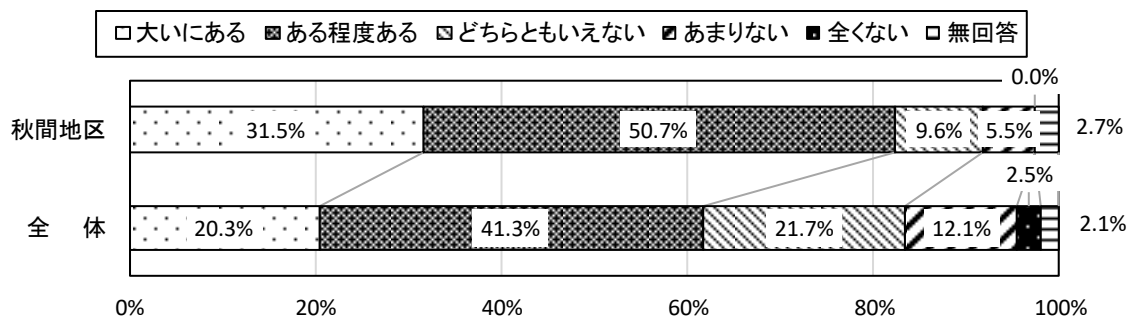


②調査の結果 (一部抜粋)

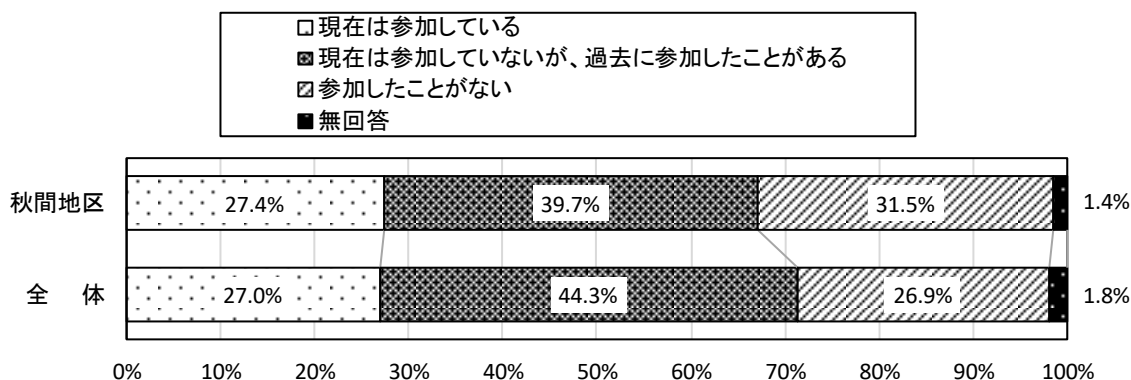
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域でコミュニティをつくる、会議の機会を増やす</li> <li>○集会所を活用する、移動販売で人が集まるのを利用する</li> <li>○行政に地域の現状を認識してもらう</li> <li>○班内で在住者実態把握を行い班長が要介護者・障害者を把握し近所のグループで助け合う（生活応援活動）</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近所の人々が時々寄り添い世間話などをする</li> <li>○見守り隊でバスに同伴して買い物に行く</li> <li>○健康維持のためみんなで一緒に歩く</li> <li>○乗合バス、生協の活用、福祉タクシーを導入する</li> <li>○草刈りは隣近所で手伝う、区の集まりの時に対策を話し合う</li> <li>○緊急連絡先の名簿作成、若く動ける方を緊急連絡先にする</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で地区にあった福祉・防災計画を作る、ボランティア等と協力する</li> <li>○民生委員が電話し、情報伝達と安否確認を行う</li> <li>○行政→地区→各地へわかりやすく伝える仕組みづくり</li> <li>○高齢者宅に無線機の設置</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市営バス、乗合バスの運行（使いやすい便利なバスを運行）</li> <li>○福祉タクシーを導入、ボランティアで買い物を手伝う、お弁当の配達や移動販売があればいい（とくし丸）、生協の活用</li> <li>○防犯の腕章をつけ防犯パトロールをする</li> <li>○不審車両等について他地区と情報共有を行う</li> <li>○頑丈なゴミ箱の設置、ゴミ出しルールを決める</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニケーションの取り方の工夫、ひきこもりも時には必要</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家を再利用して入居者を募る</li> <li>○使っていない梅林を開放し、人を呼んで梅づくりの教室を開催</li> <li>○地域の猟友会に駆除依頼する、農林課、猟友会との協力が必要</li> </ul>

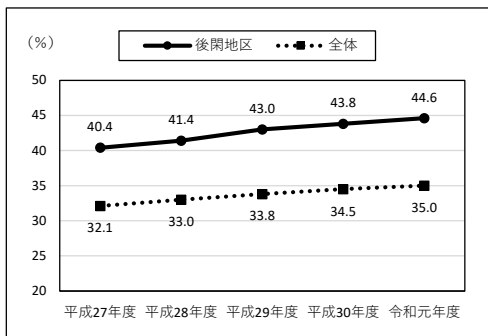
(8) 後閑地区

①地区の概要

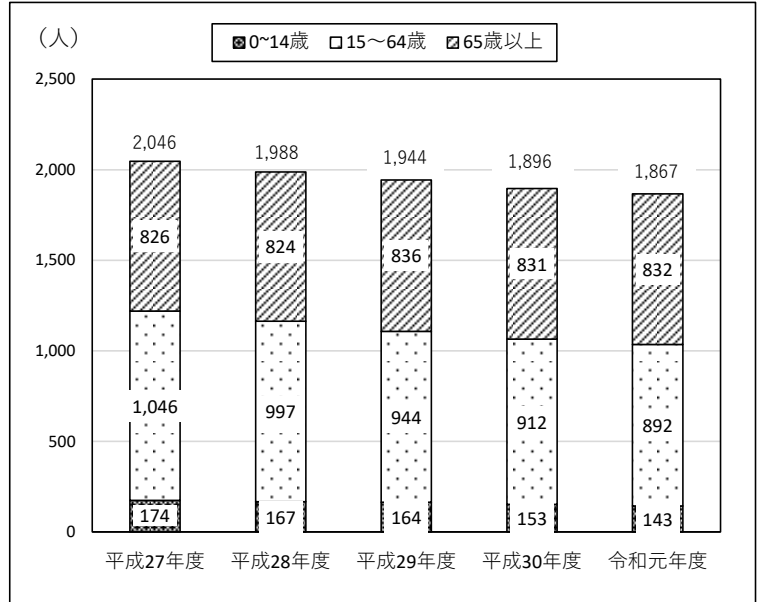
■位置



■高齢化率

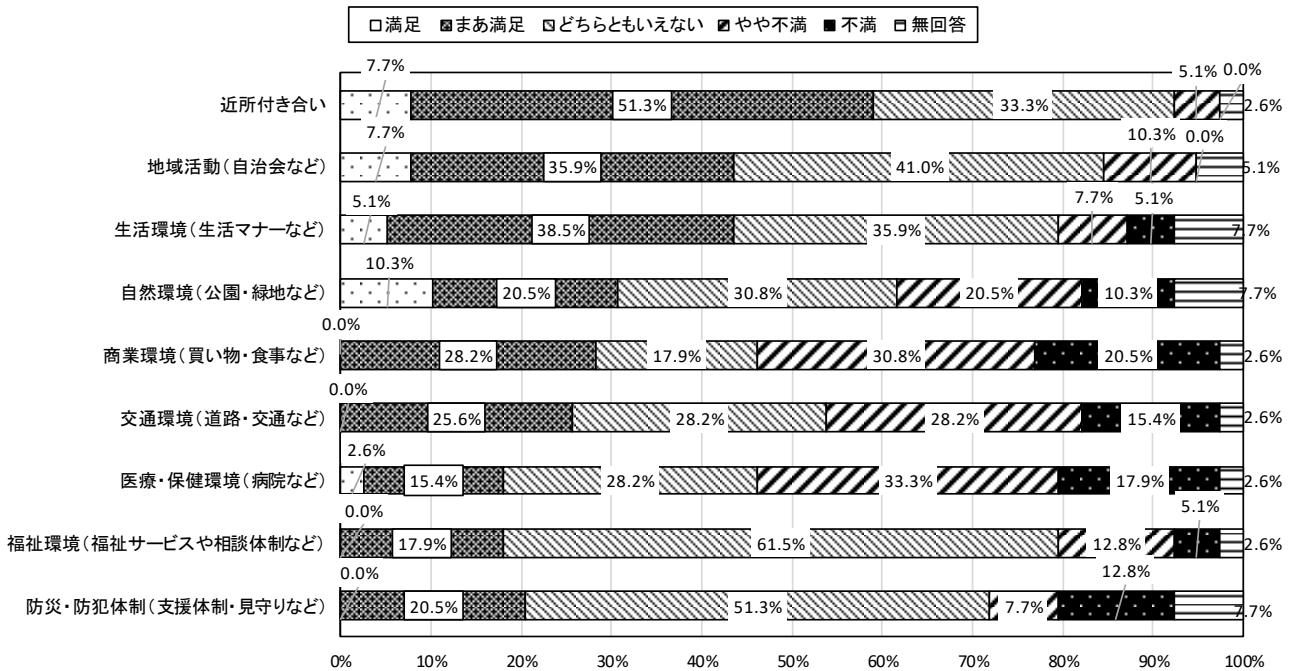


■人口の推移



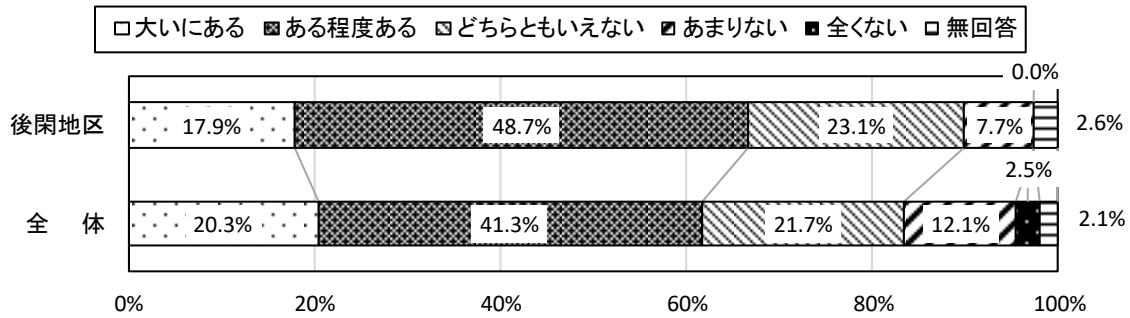
②調査の結果 (一部抜粋)

■暮らしの満足度

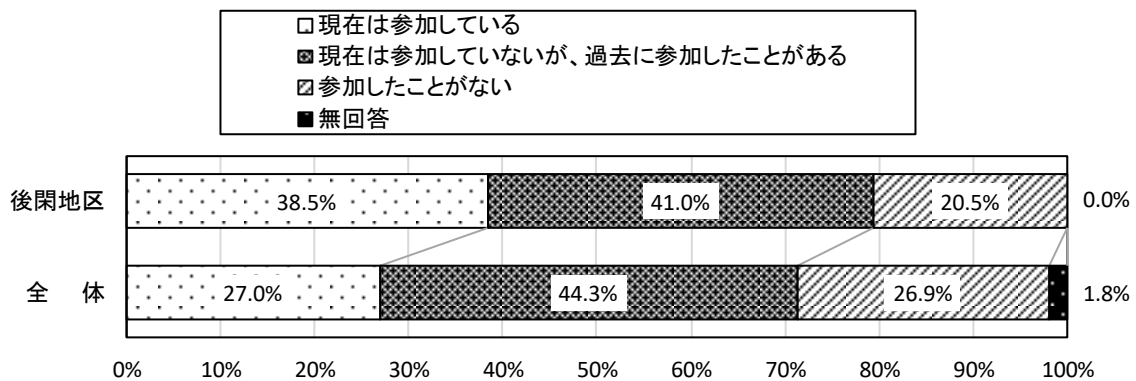




■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



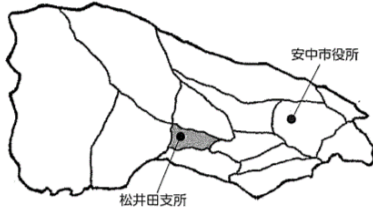
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	○地域で声掛けを意識して行う ○子どもから高齢者までが連携して、見守り活動を行う ○地区、社協、行政の組織力を強化する ○OPTA、公民館等を巻き込み勉強会や史跡巡りを行う
高齢者	○行政で買い物の支援を行う ○回覧板を手渡しで渡す、日頃から地域で声を掛け合う ○長時間留守の時は、隣近所に伝えるようにする ○地域で協力して草刈りをする ○自分で解決するためのセミナーを開催する
防災	○避難ルートをはっきりさせ、要支援者を支援する人を明確にしておく ○防災訓練を行い交流する、日頃からあいさつ ○地域で情報共有する仕組みが必要 ○近隣の保育園に依頼して避難所にする ○消防団の周知活動を行う、防災訓練をして意識を高める
生活環境	○住宅地を整備して新しい人が住めるようにする ○農地の有効活用をする ○史跡巡りをする事で、地域の人が空き地の把握をする ○小型バスを増やして巡回する
子ども	○子育てしやすい環境づくりを心掛ける ○元気な高齢者が送迎する仕組みをつくる
その他	○若い人が働くために企業誘致する ○地域でボランティアの育成、有償ボランティア ○若者を呼び込むための地域行事の継続を図る ○警察と連携、交通ルールの違反がない地域づくりに取り組む

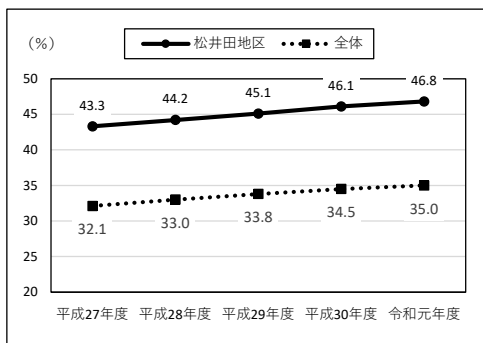
(9) 松井田地区

①地区の概要

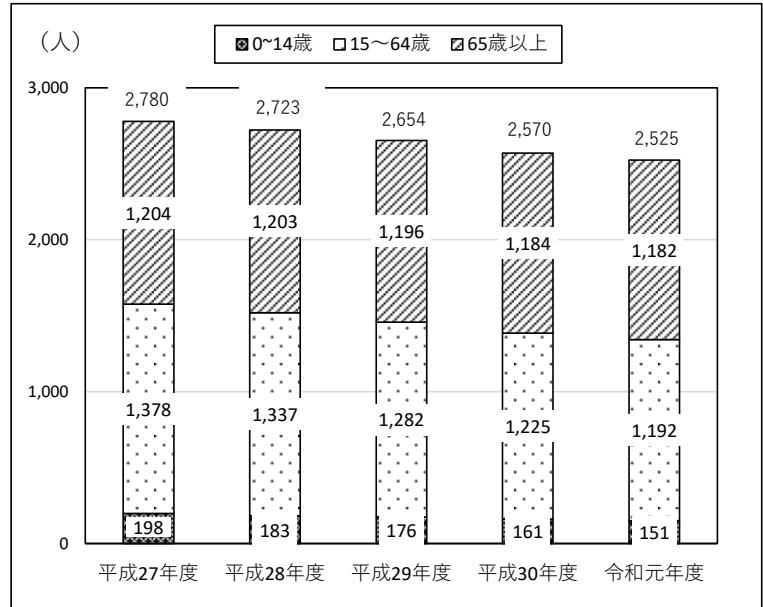
■位置



■高齢化率

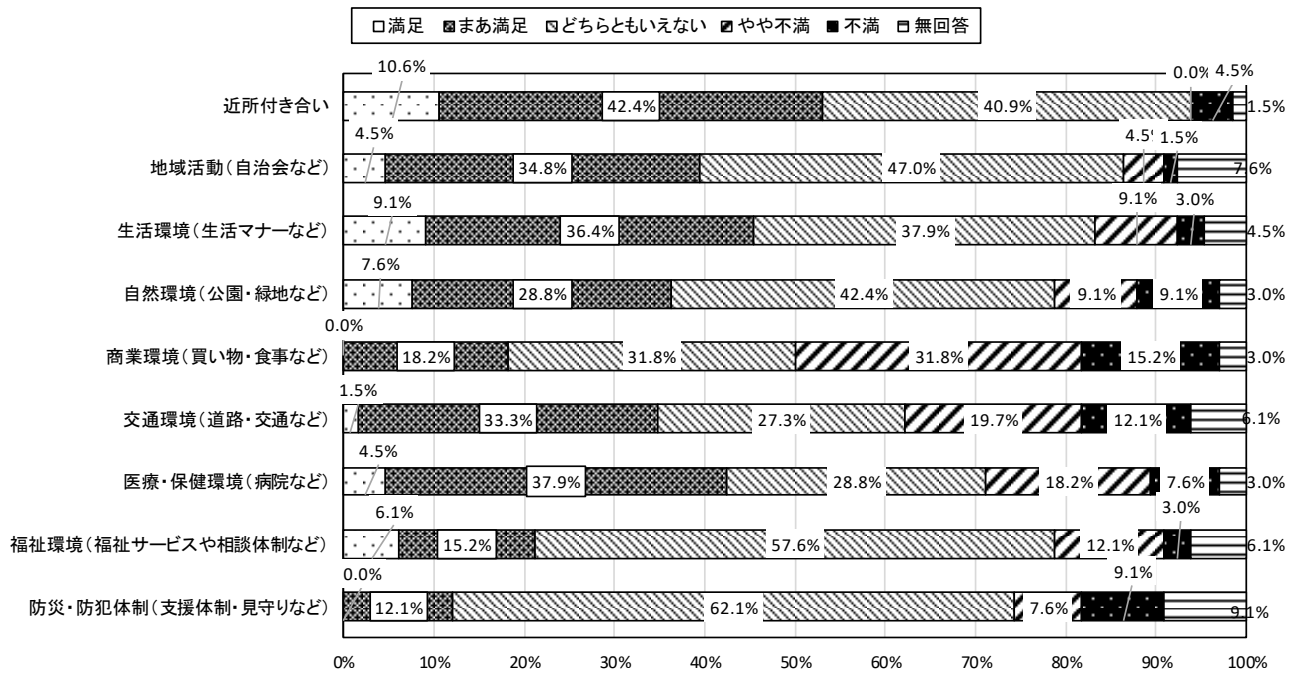


■人口の推移

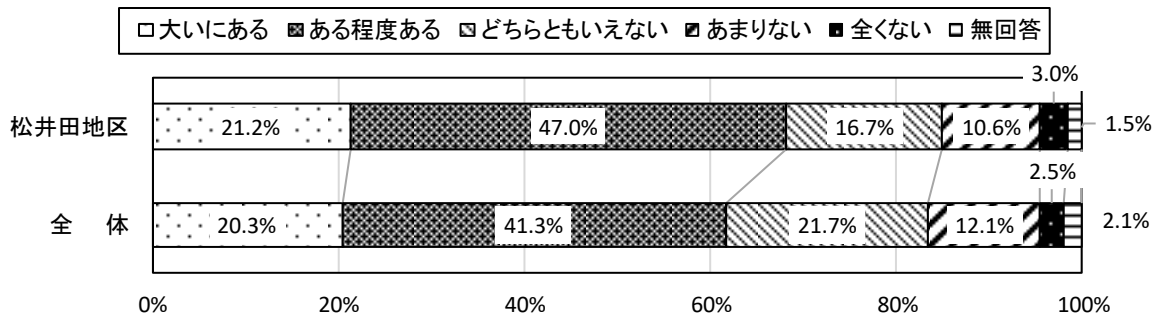


②調査の結果 (一部抜粋)

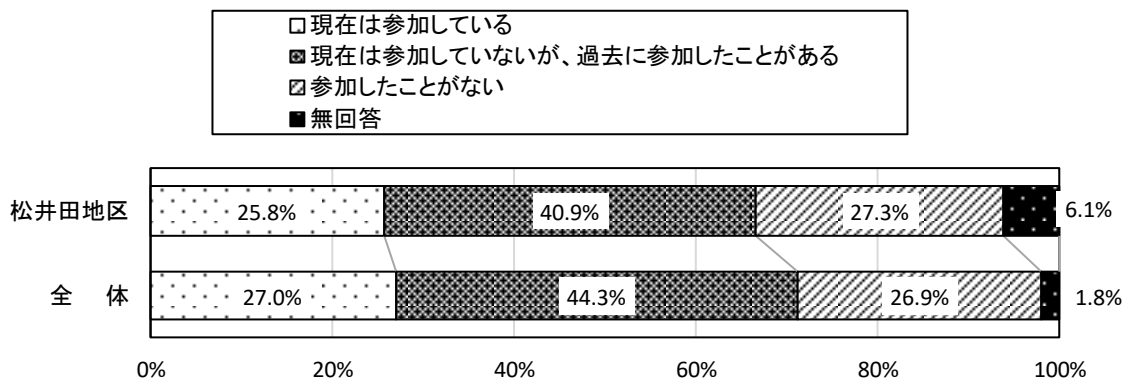
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



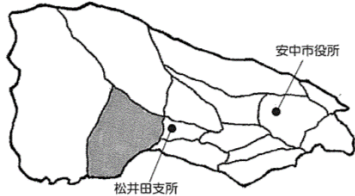
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的な声掛けをする</li> <li>○サロンの利用</li> <li>○地域で良く話し合う</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が参加しやすいイベントの開催</li> <li>○地域の見守りが必要</li> <li>○声掛けを行うにも工夫する（「事故を起こさないように」よりも「安全運転で」）</li> <li>○老人クラブやサロンへ未加入、未参加の高齢者に日常的に挨拶を行い、参加を促す</li> <li>○移動販売を継続できるよう制度化、乗合バスの充実</li> <li>○気軽に使える買い物支援の仕組み</li> <li>○特養などの施設の充実</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平時から、隣近所と顔見知りになっておく</li> <li>○側溝等の排水設備の整備を行う</li> <li>○地域で年数回側溝の清掃を行う</li> <li>○緊急時の連絡網を作成する</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺の方は、高崎周辺で買い物ができる</li> <li>○気軽に使える買い物支援の仕組みをつくる</li> <li>○軽トラ等の移動販売を制度化する</li> <li>○危険個所の確認見回り</li> <li>○都市との交流に利用する</li> <li>○空き家の持ち主にきちんと管理してもらうよう連絡する</li> <li>○タクシー券の充実</li> </ul>

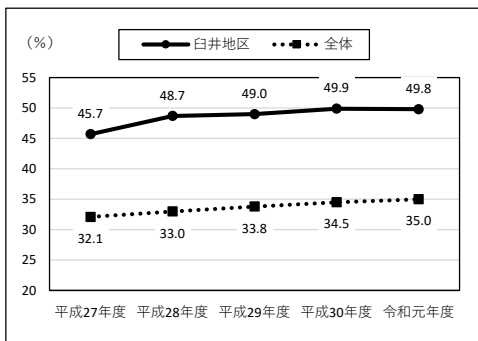
(10) 臼井地区

①地区の概要

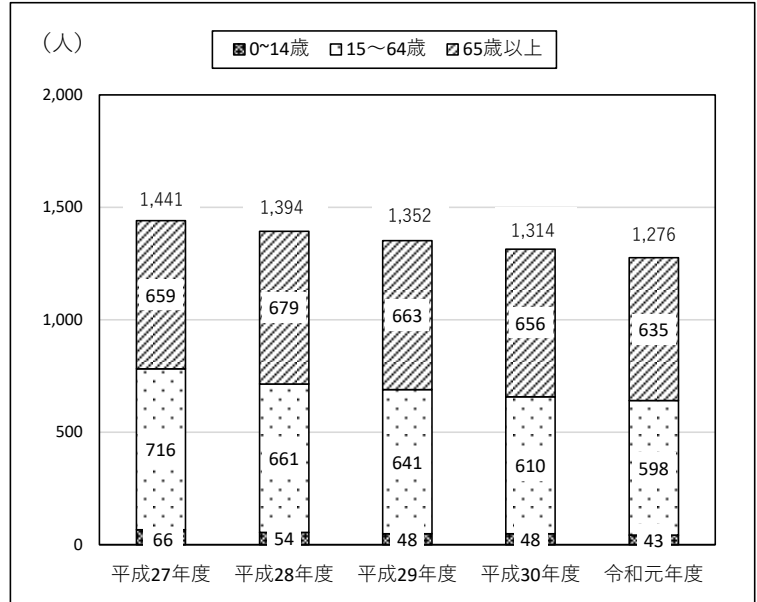
■位置



■高齢化率

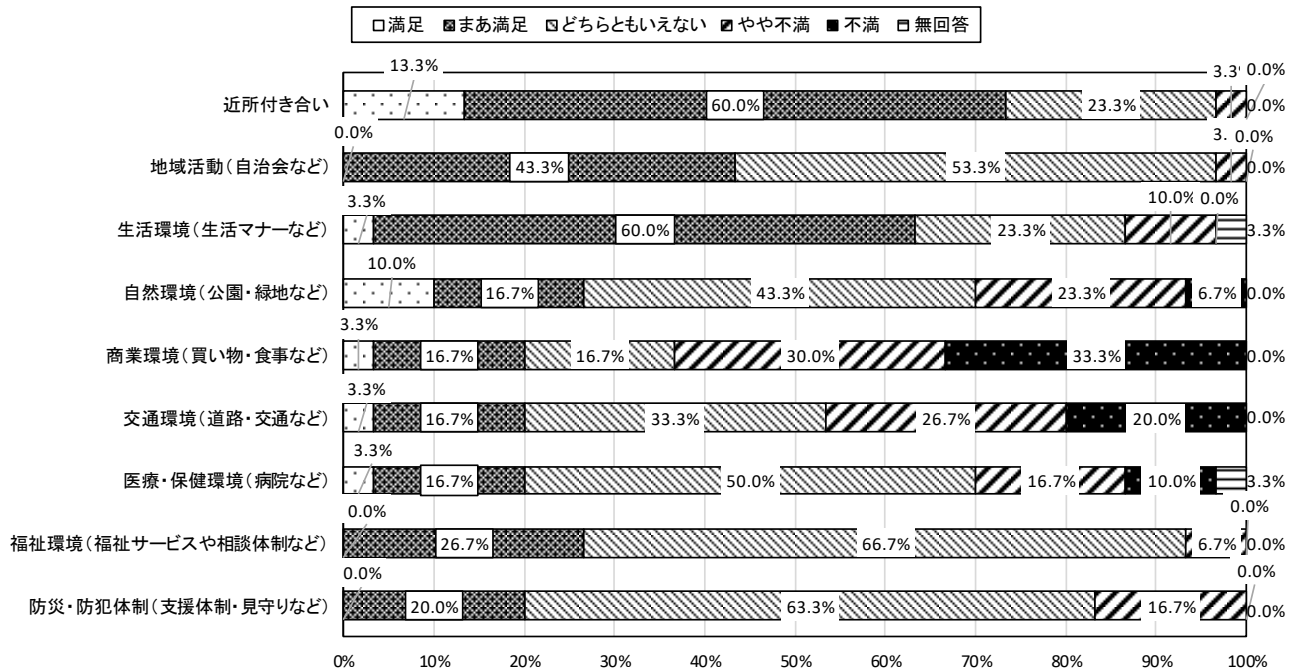


■人口の推移

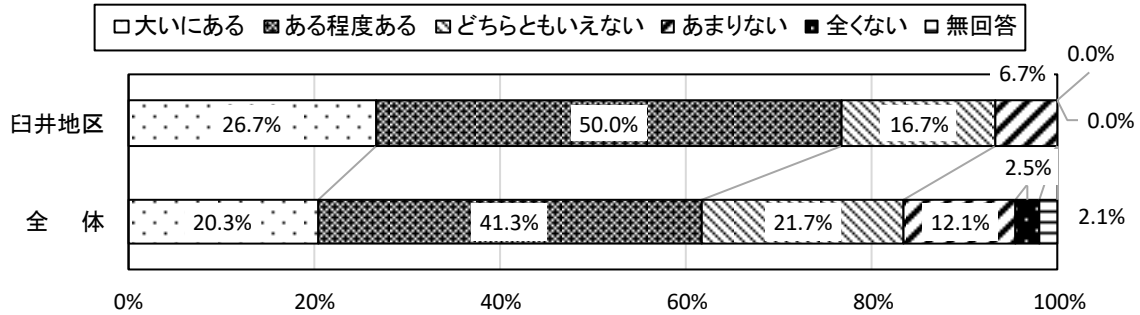


②調査の結果 (一部抜粋)

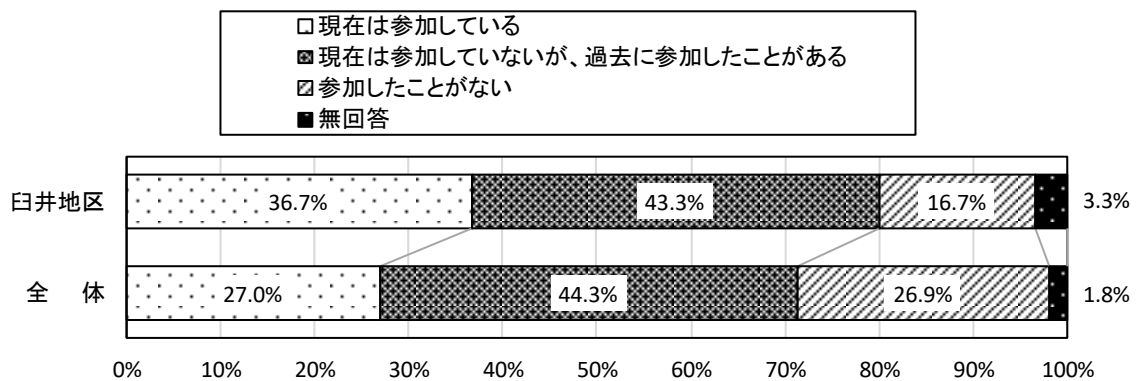
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



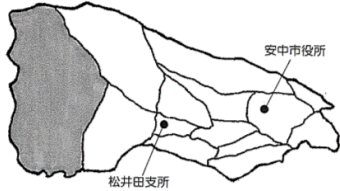
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○回覧板を手渡りする</li> <li>○交流の場を作る、自分たちで率先して話す機会をつくる</li> <li>○「班」や「隣組」の規約等できちんと決めごとをする</li> <li>○必要な地域の情報が入るよう、地域コミュニティを強化する</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者が多くて子どもが少なく活気がないため、企業を誘致し、地元に住んでもらう</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政に働きかけて、避難所を変えてもらう</li> <li>○生活改善センターとしての機能を持った施設を建ててもらいたい</li> <li>○避難所の充実、危機管理の徹底、日頃から地域住民同士で声掛けを行う</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リフォームや自然の中で子どもを育てたい家族などに空き家を安く貸す</li> <li>○行政などから所有者に対して、適切な指導をしてもらう</li> <li>○家を壊すと固定資産が上がらないようにする</li> <li>○宅配やCOOPの配達を利用する</li> <li>○買い物ツアーを実施、地元のコンビニで買い物をする</li> <li>○無料又は定額の送迎バス、乗合バスやタクシーの利用、乗合タクシー</li> <li>○ボランティアで買い物支援を行う仕組みをつくる</li> <li>○タクシー券の申請方法の見直し、タクシーの台数を増やし行政が補助</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てしやすい施設をつくる</li> <li>○若い人に魅力として税制などの優遇をする</li> <li>○空き家バンク等の活用により、他市他県から移住者を呼び込む</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駆除するしかない</li> <li>○若者の働き場所の確保</li> <li>○区画整理し、効果的に農業を行う</li> <li>○地域で草刈りボランティア、ソーラーパネルの設置など有効活用</li> <li>○休耕地の所有者が不明の場合は、行政に力を借りる</li> </ul>

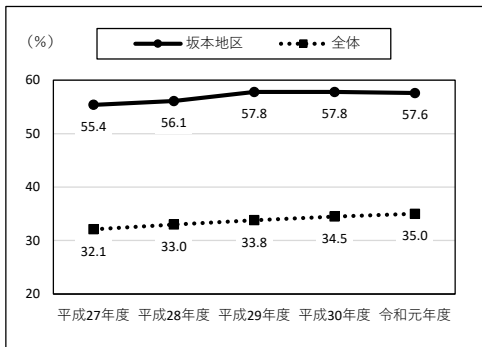
(1.1) 坂本地区

①地区の概要

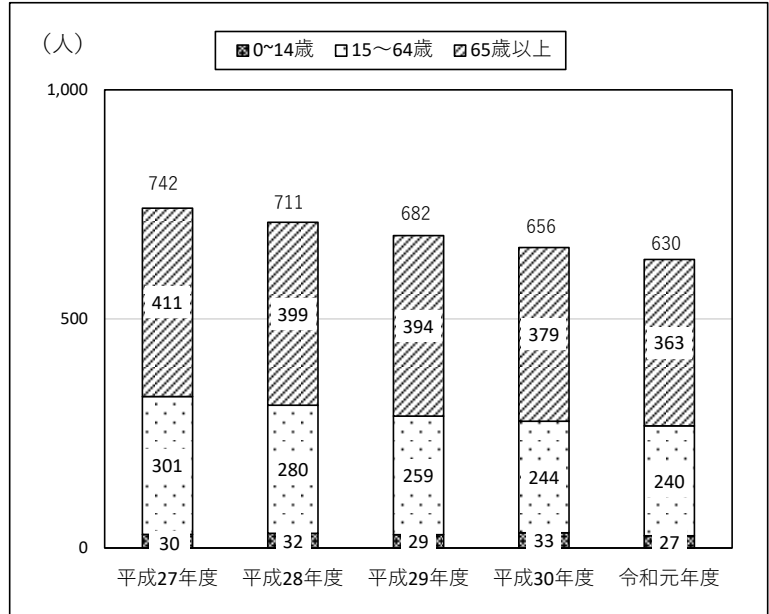
■位置



■高齢化率

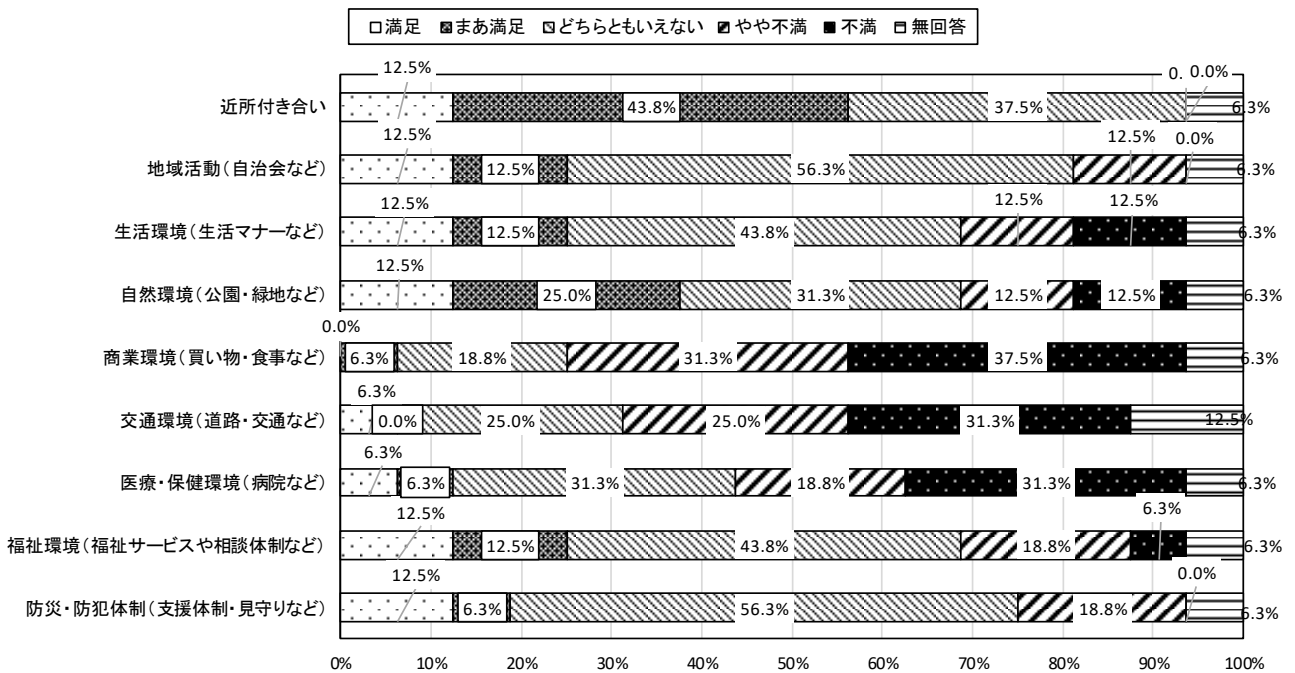


■人口の推移

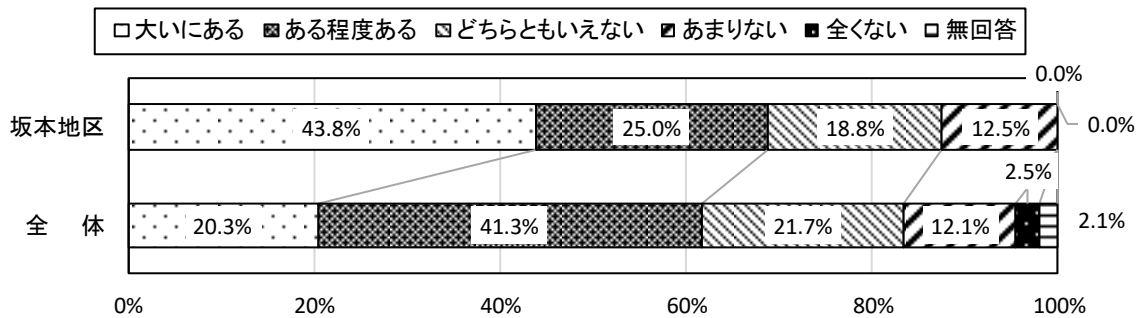


②調査の結果 (一部抜粋)

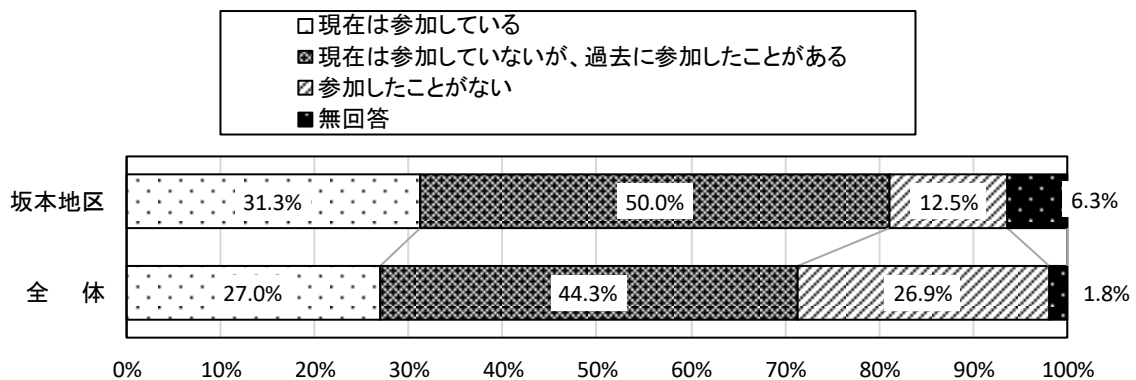
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生きがいを感じられるまちづくりや助け合いを行う</li> <li>○近所の付き合いを大事にする</li> <li>○回覧板・配布物を手渡す</li> <li>○散歩の途中で声かけをする</li> <li>○いきいきサロンをつくる</li> <li>○地域生活応援隊のPRを強化する</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通への助成</li> <li>○細野のような乗合タクシーの仕組みづくり</li> <li>○買い物支援のグループをつくる</li> <li>○企業等で使い終えたバスなどを地域で所持する</li> <li>○返納してもメリットのある仕組みづくり</li> <li>○移住などで若い人を増やす</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平時から近所との交流を密にする</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更地にしても固定資産税が上がらないようにする</li> <li>○民宿として利用する、移住者を呼び込む</li> <li>○行政による対策が必要</li> <li>○代行を使う、乗合タクシー</li> <li>○細野地区の移動手段を導入する</li> <li>○移動販売車の充実</li> <li>○地域の交流の場を設ける</li> <li>○話し合える環境を作り悩みや不安を抱えないようにする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協や包括等の専門職で情報共有し連携を深める</li> <li>○行政だけの対策だけでは限界がある</li> </ul>

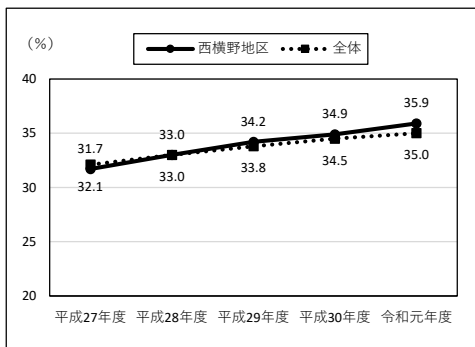
(12) 西横野地区

①地区の概要

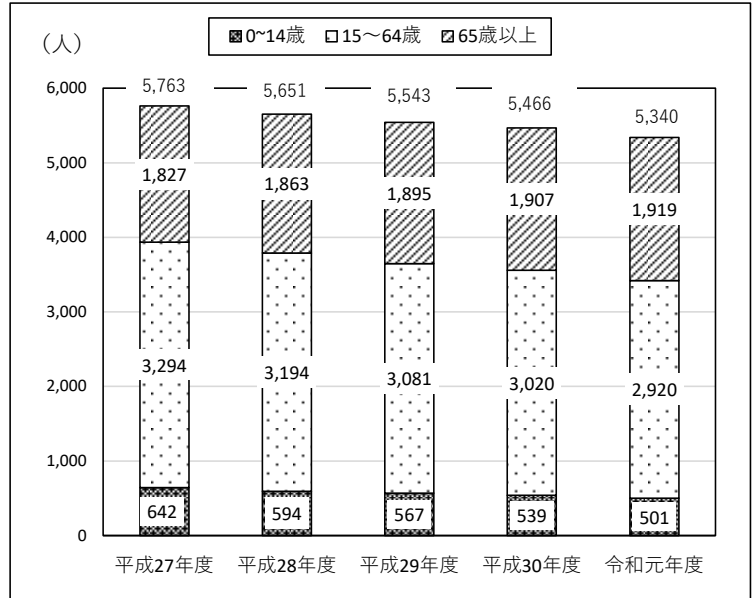
■位置



■高齢化率

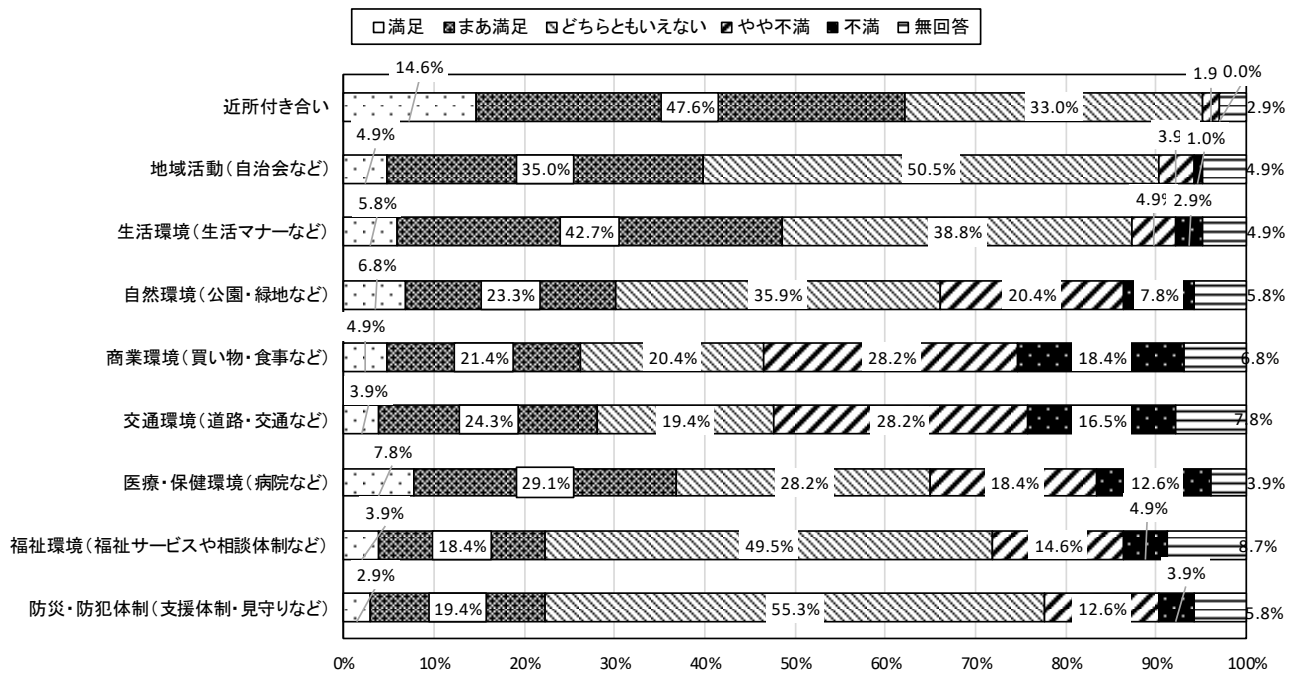


■人口の推移



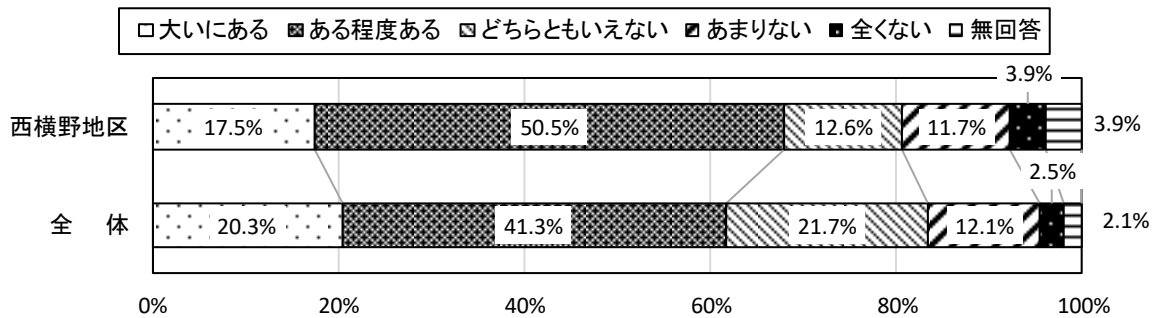
②調査の結果 (一部抜粋)

■暮らしの満足度

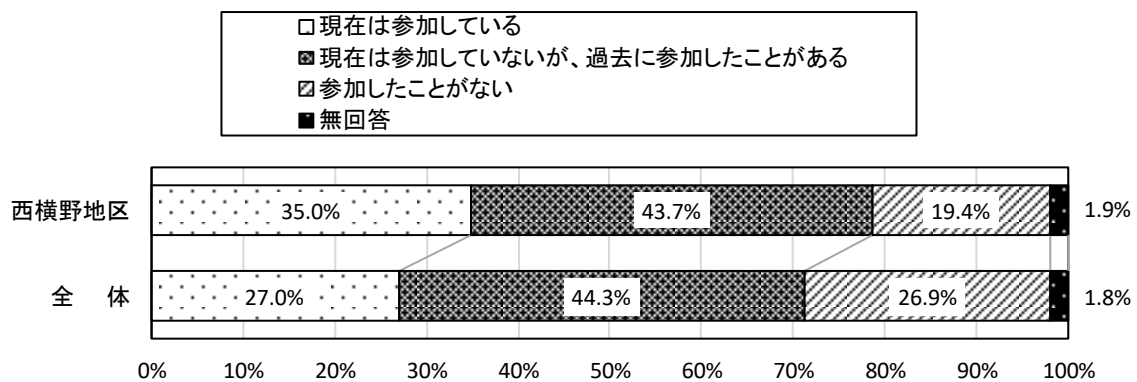




■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



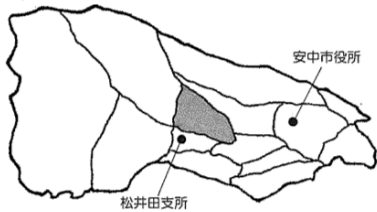
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少しずつ話し合う</li> <li>○隣近所の手助け</li> <li>○地区のまとめ役・中心人物を育成する</li> <li>○行事等を他地区と合同で行う</li> <li>○損得勘定で行事に参加できるようなシステムを考える</li> <li>○あきらめず声掛けを行う</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所の手助け、社協等の支援</li> <li>○夜の会議を減らし、参加者の負担軽減をする</li> <li>○退職後も働き続けなければいけない</li> <li>○市のマイクロバス等を利用した、高崎のようなぐるりんバス又はタクシーの運行</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気軽に外出できる支援や仕組み</li> <li>○移動販売の誘致</li> <li>○家族の協力、地域で役割を持っている人の手助け</li> <li>○高崎のようなぐるりんバスまたはタクシーの運行</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所の見守り</li> </ul>

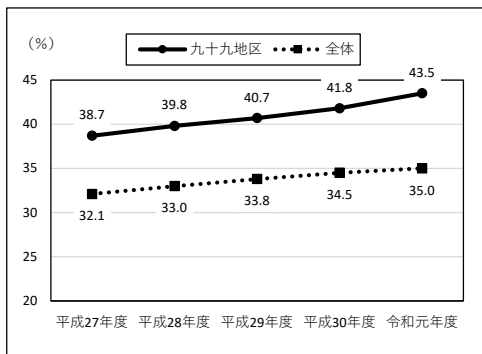
(13) 九十九地区

①地区の概要

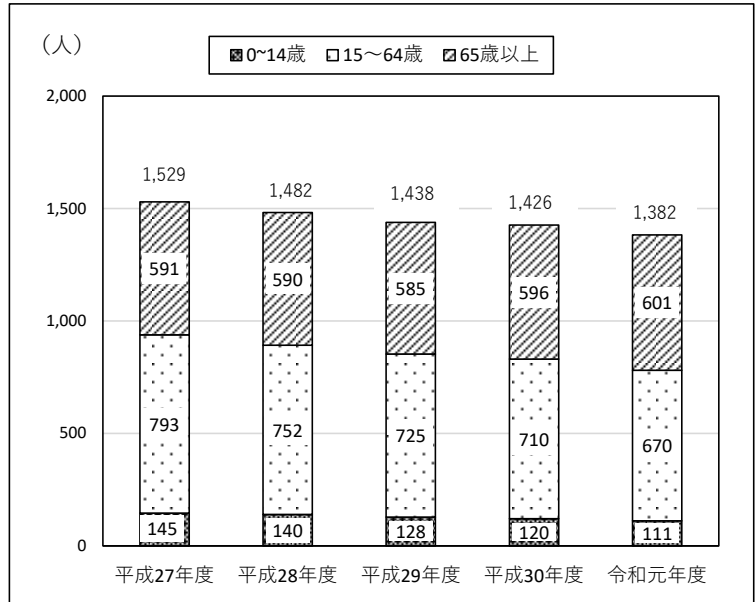
■位置



■高齢化率

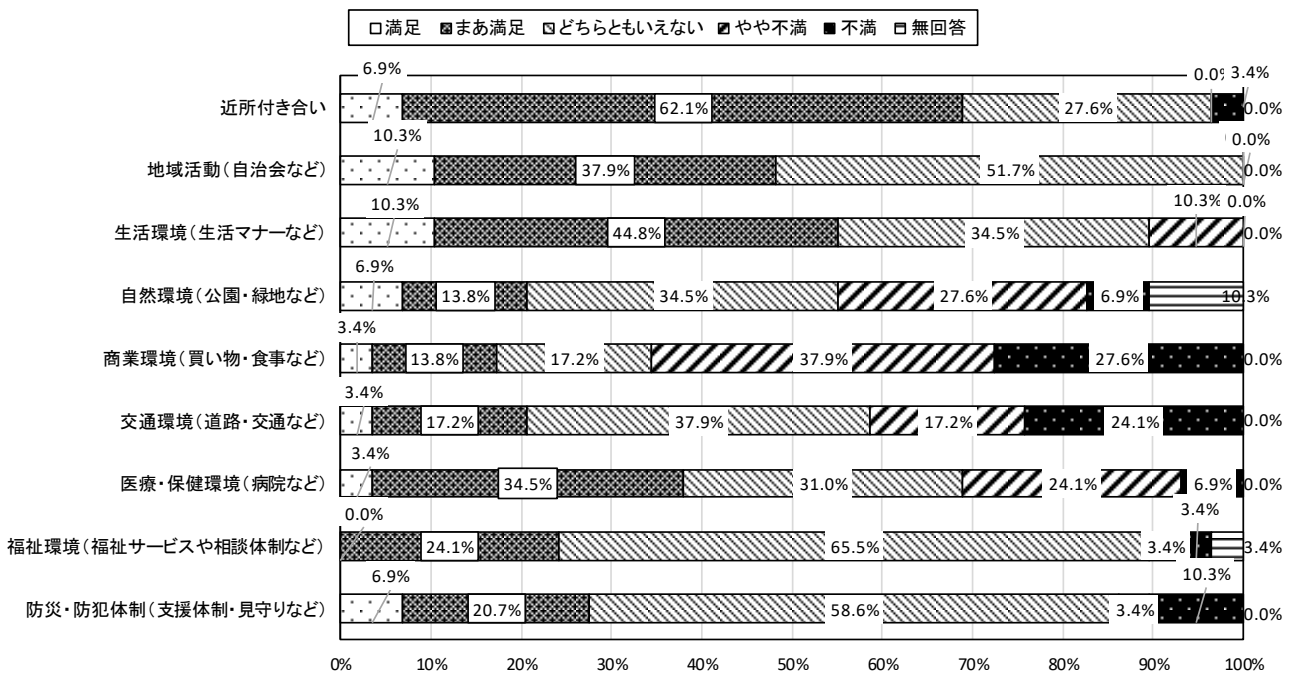


■人口の推移

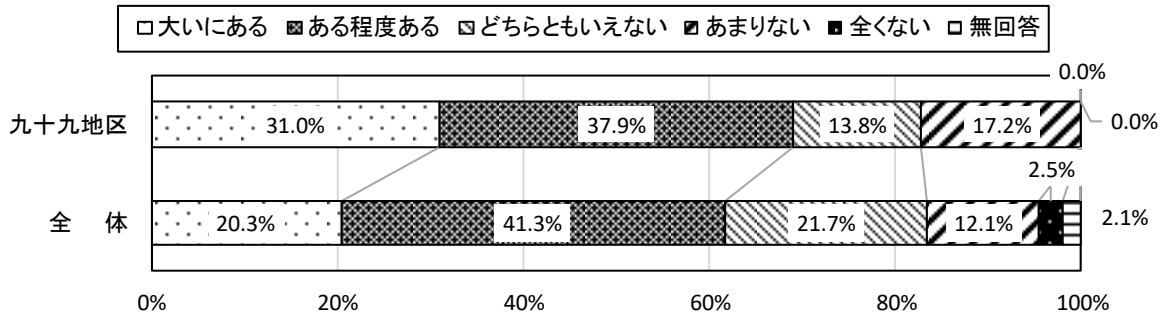


②調査の結果（一部抜粋）

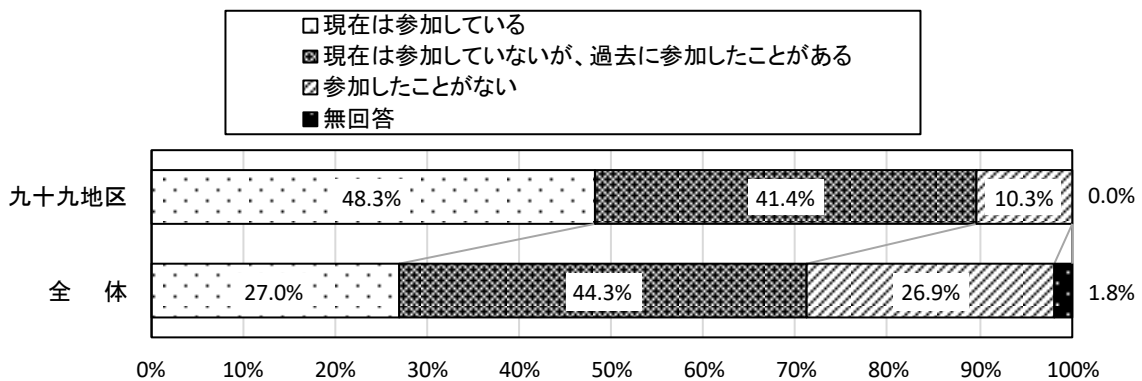
■暮らしの満足度



■住んでいる地域への愛着度



■地域活動や公民館などの活動への参加状況



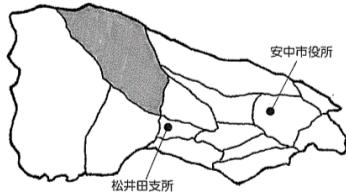
③座談会で話し合われた解決策・アイデア（一部抜粋）

区分	解決策・アイデア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多世代交流のイベントの開催し交流できる場所づくりをする</li> <li>○支えあいの重要性をPR（社協）</li> <li>○旧区から新区への移行に伴う役職の統一をする</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣組の住人が声掛け活動を行う</li> <li>○乗合タクシー、乗合バス</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難ルートをはっきりさせ、支援者、要支援者を事前に明確しておく</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の人たちが運転を引き受け、交通弱者を買い物等に連れていく</li> <li>○応援隊で、生活支援として金銭を受け取り地域の人が運転できる仕組みをつくる</li> <li>○乗合タクシー</li> <li>○地区内のバス運行</li> <li>○巡回バス、乗用車で回る</li> <li>○シルバーセンターに依頼</li> <li>○移動販売の業者に来てもらう</li> <li>○空き家の取り壊し費用の助成金を上げるなど行政に対応してもらう</li> <li>○空き家の活用</li> <li>○近くの人、気の合う人に訪問を依頼する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移住計画</li> <li>○高負担で高福祉</li> <li>○最低限のマナーを行政でPR</li> <li>○応援隊でできることを検討</li> <li>○クリーン作戦</li> <li>○応援隊でボランティア</li> </ul>

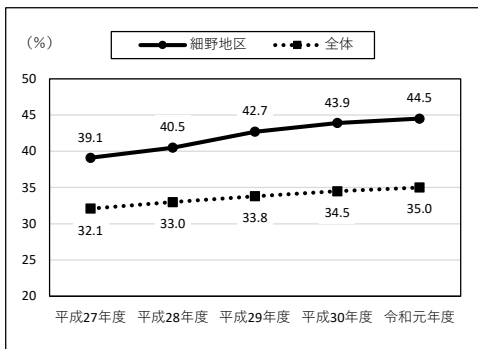
(14) 細野地区

①地区の概要

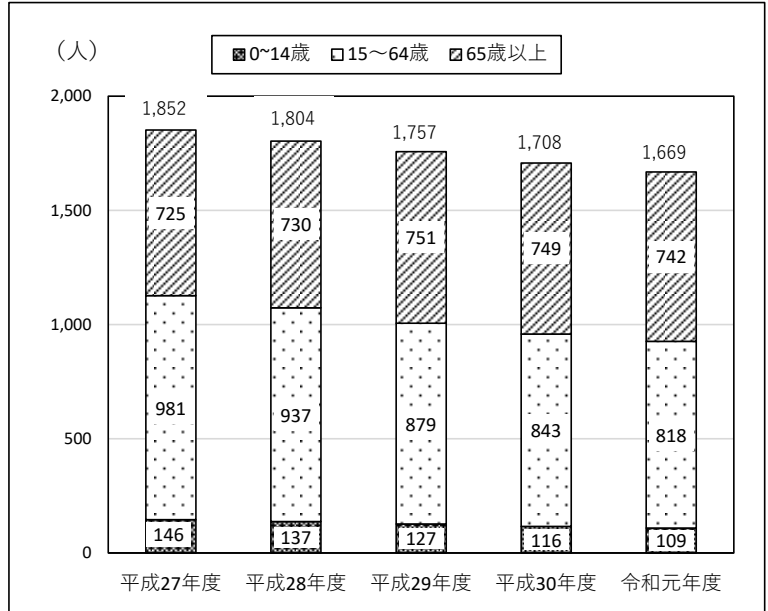
■位置



■高齢化率

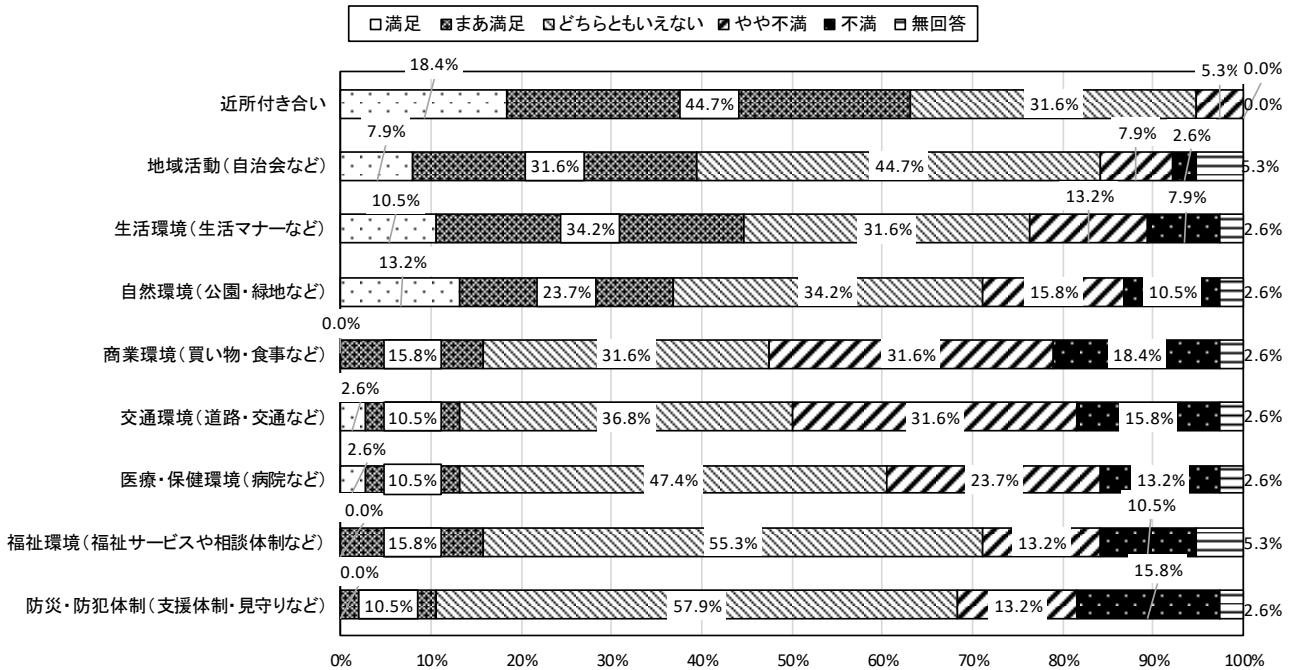


■人口の推移

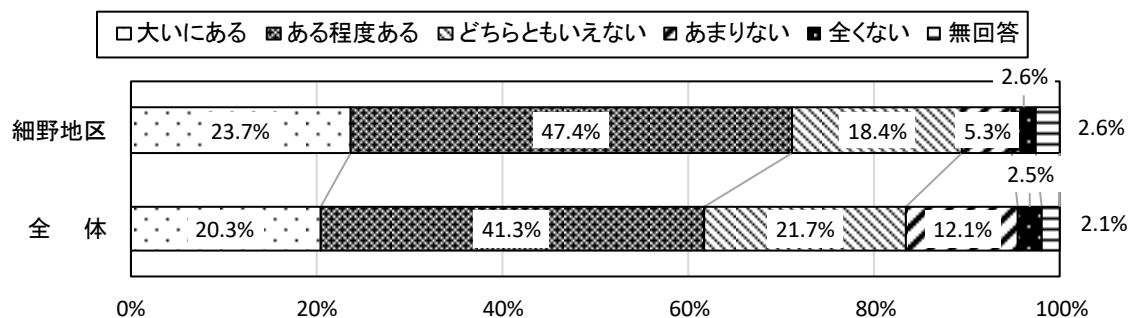


②調査の結果（一部抜粋）

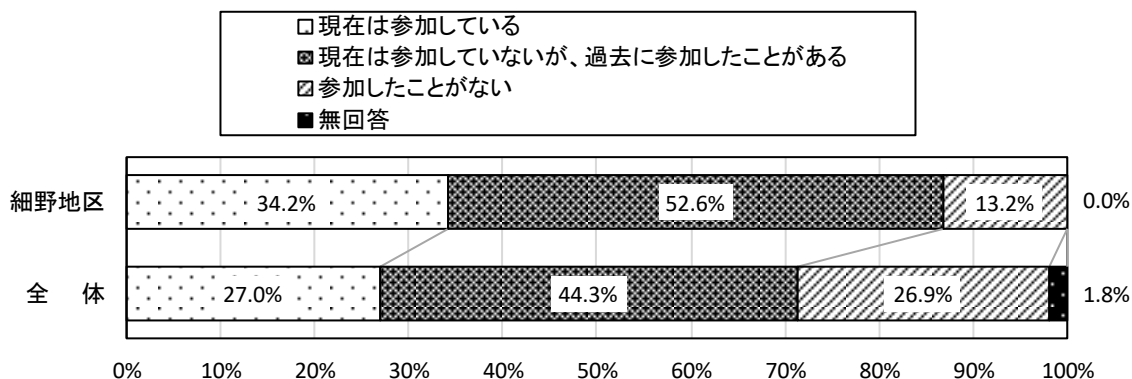
■暮らしの満足度



### ■住んでいる地域への愛着度



### ■地域活動や公民館などの活動への参加状況



### ③座談会で話し合われた解決策・アイディア（一部抜粋）

区分	解決策・アイディア
近所付き合い・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お互いに訪問し合う（ただ家同士が離れている）</li> <li>○回覧板の手渡し</li> <li>○声掛け運動（災害時にも役立つ）、積極的に声をかける</li> <li>○見て見ぬふりをしない、地域で配慮する</li> <li>○集会を増やす、近所づきあいを大切にする、相談できるお茶会をひらく</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり暮らし対応の見守り</li> <li>○特養施設の増加（ベッド数の増加）</li> <li>○高齢者の集合住宅の設置</li> <li>○コミュニケーションをとる、民生委員の訪問、傾聴ボランティア育成</li> <li>○自助努力、隣近所で支え合う</li> <li>○定期的な検診利用</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練で協力し合う</li> <li>○隣近所との連携、自主防災の意識を持つ</li> <li>○声掛けを行う（子どもに対しても）</li> <li>○マップを使ったシュミレーションを行う</li> </ul>
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアタクシー、巡回バスの運行</li> <li>○自宅から距離を限定して使える免許証の発行</li> <li>○移動販売車の活用、スーパーの誘致</li> <li>○定年後に地元に戻ってきたくなる地域づくり</li> <li>○碓氷病院出張診療所の周知</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所の付き合い、地域での連携が必要</li> <li>○地域での見守りや小中学生と一緒に登校する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○受けて当然の認識を変える意識改革</li> <li>○檻の餌を変える、雑木林の整備を行う</li> <li>○地元での就職先確保</li> </ul>

## 第3節 第2次計画の総括

第3次計画の策定で各事業の総合的な推進を図るために、主要な項目に目標値を設定しています。

今回実施したアンケート調査の結果と、第2次計画で設定した項目の目標値を比較すると目標の達成は厳しい状況にあります。

なお、それぞれの項目における総括は以下のとおりです。

### 基本目標1（地域福祉計画／地域福祉活動計画）

お互いを理解し、交流できるまちづくり（地域福祉計画）  
身近な地域での福祉活動を推進します（地域福祉活動計画）

第2次計画策定時の現状値と比較すると「福祉に関心がある人」の割合は、2.2ポイント上回り、「地域に愛着がある人」については、2.7ポイント下回っている状況です。

「福祉に関心がある人」については、目標値を達成していますが、継続して市民の福祉意識を高めるとともに、日ごろから相互扶助の関係になるよう啓発を進め、地域福祉活動の活性化を図ることが重要です。日ごろの市民同士でコミュニケーションを図ることで地域への愛着が生まれ、地域福祉活動へつながります。

また、地域福祉活動を積極的に行う人が不足していたり、固定化・高齢化したりするなど、特定の団体や個人への負担が大きくなっていることが予測されます。今後はさらに福祉についての関心を高めるPR活動とともに、福祉活動への参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが課題となっています。

#### ■計画の目標値①

項目	第2次計画 現状値	令和2年度 目標値	令和元年度 調査結果
福祉に関心がある人の割合 「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計値	77.9%	80.0%	80.1%
地域に愛着がある人の割合 「大いにある」と「ある程度ある」の合計値	64.3%	70.0%	61.6%

### 基本目標2（地域福祉計画／地域福祉活動計画）

思いやりの心を持って、助け合い支え合えるまちづくり（地域福祉計画）  
地域福祉活動を推進します（地域福祉活動計画）

第2次計画策定時の現状値と比較すると「区や子ども会、PTAなどの地域活動や公民館の活動に参加している人」の割合は3.6ポイント下回っています。「民生委員の認知度」については、17.4ポイント、「福祉サービスの情報が入手できている人」の割合は4.1ポイントそれぞれ上回っている状況です。地域福祉活動を活性化させるためには、自治会等をはじめとする地域団体の活動の活性化が欠かせません。しかし、多くの地域活動団体では人材の不足や高齢化といったさまざまな問題が顕在化してきています。人々のライフスタイルや価値観の変化等を背景に自治会加入率も減少しており、地縁組織・団体の活動による「地域の基盤」は、年々脆弱になってしまっている状況がうかがえます。地域活動を活性化させるための側面的支援がより一層求められます。

また、福祉活動のキーマンとなる「民生委員・児童委員」の理解を深めることも重要です。自治会や民生委員・児童委員など地域のネットワークを活用し、生活の支援が必要な人に、必要な情報や支援を提供できるよう努める必要があります。

#### ■計画の目標値②

項目	第2次計画 現状値	令和2年度 目標値	令和元年度 調査結果
区や子ども会、PTAなどの地域活動や公民館の活動に参加している人の割合	30.6%	40.0%	27.0%
民生委員・児童委員の認知度	60.9%	70.0%	78.3%
福祉サービスの情報が入手できている人の割合 「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」の合計値	31.7%	40.0%	35.8%

### 基本目標3（地域福祉計画／地域福祉活動計画）

安心して暮らすことのできるまちづくり（地域福祉計画）  
安全で安心して暮らせる環境を推進します（地域福祉活動計画）

第2次計画策定時の現状値と比較すると「暮らしやすいまち」については2.0ポイント下回っています。「地区の避難所の認知度」は21.8ポイント上回り、「ボランティア活動をしたい人」は3.9ポイント下回っている状況です。誰もが暮らしやすいまちとしていくには、子どもや高齢者、障害者などの要支援者にとっても安心して暮らせるまちにすることが必要です。要支援者だけではなく、生活の中で生きづらさを抱えている人を地域で支えていくためにも、地域ネットワークの強化が求められます。

また、近年の災害増加により防災に対する意識が高まってきています。いざという時に備え、地域でできることや地域への支援体制を整えることが必要となっています。

ボランティア団体や地域活動団体等は、人材不足などの課題がみられます。市社協が運営する「ボランティアセンター」は、活動を支援する中核的な場として期待されているため、相談や団体同士の活動のネットワーク化など、多様な機能を充実していくこと

が必要となっています。

#### ■ 計画の目標値③

項目	第2次計画 現状値	令和2年度 目標値	令和元年度 調査結果
安中市が子どもや高齢者、障害のある方などにとって暮らしやすいまちであるかの割合 「暮らしやすい」と「まあまあ暮らしやすい」の合計値	37.5%	50.0%	35.5%
地区の避難所の認知度	60.4%	80.0%	82.2%
ボランティア活動をしたいと思う人の割合 「大いに活動したい」と「できれば活動したい」の合計値	45.9%	50.0%	42.0%

### 基本目標4（地域福祉活動計画）

地域福祉のための社協活動を強化します（地域福祉活動計画）

第2次計画策定時の現状値と比較すると「社会福祉協議会の認知度」は0.1ポイント上回っている状況です。社会福祉協議会は地域福祉の推進の中核的な役割を担い、さまざまな活動を行っているため、社会福祉協議会の活動に対して地域の理解を得ることが不可欠です。引き続き活動情報を積極的に公表し、地域住民や関係団体等の協力を得ていくことが必要となっています。

#### ■ 計画の目標値④

項目	第2次計画 現状値	令和2年度 目標値	令和元年度 調査結果
社会福祉協議会の認知度	59.3%	70.0%	59.4%





## Ⅱ 地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 第1節 計画の基本的な考え方

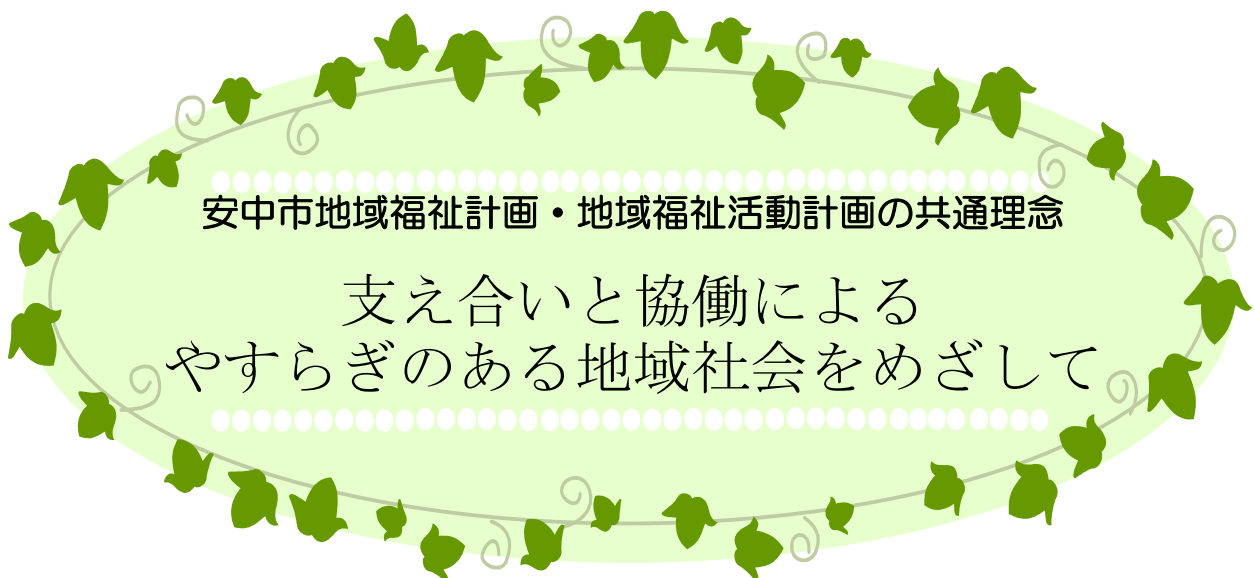
#### 1 基本理念

本市のまちづくりの最上位計画である「第2次安中市総合計画」では、「みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」をまちの将来像として掲げています。

「市民総働」とは、市民を含む多様な主体（市民、行政、民間事業者、学校、ボランティア等）が、それぞれの得意分野を活かして、自主的・自立的に地域課題の解決を目指すことを指します。

本市では、総合計画のもと「市民総働」により、すべての市民がいつでも、そしていつまでも、元気でいきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指しています。

この総合計画の理念を踏まえ、すべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現を目指し、課題を抱えた住民への包括的相談・支援体制を図ることを基本理念にしました。



## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、各種調査から把握した課題をもとに、地域福祉計画・地域福祉活動計画ともに、以下の基本目標を設定します。

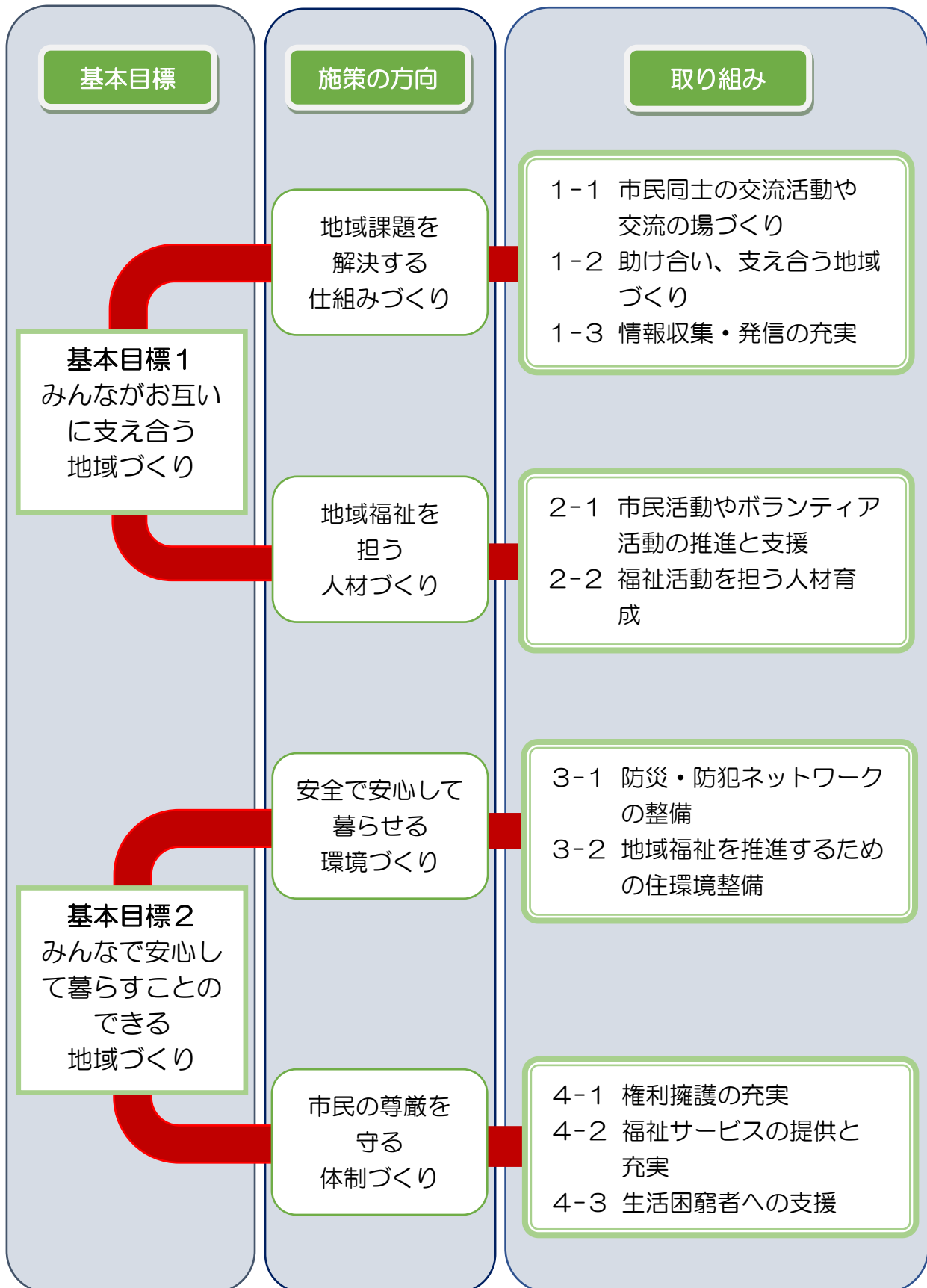
### 基本目標 1：みんなが互いに支え合う地域づくり

- ・ 地域課題を解決する仕組みづくり
- ・ 地域福祉を担う人材づくり

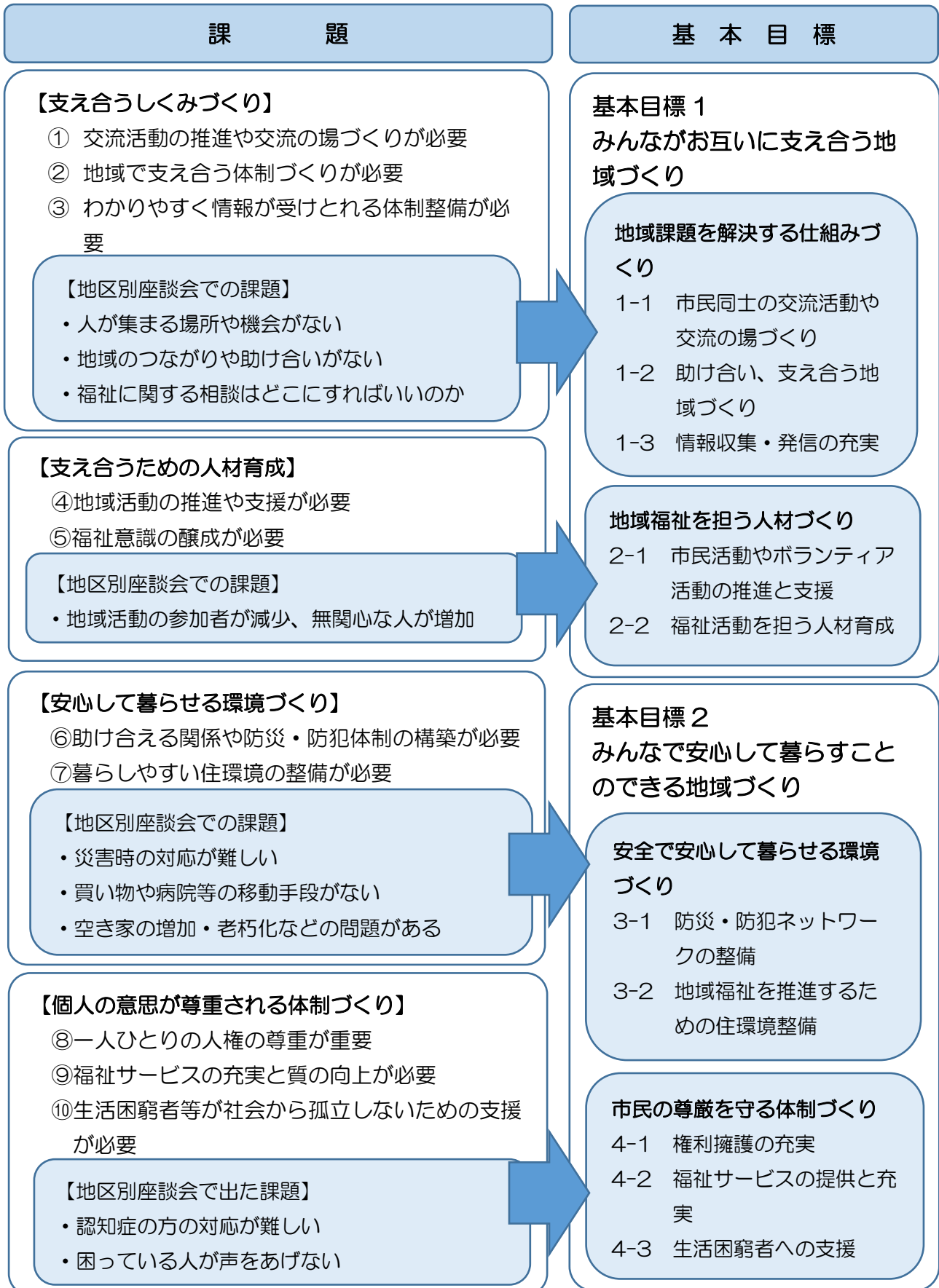
### 基本目標 2：みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり

- ・ 安全で安心して暮らせる環境づくり
- ・ 市民の尊厳を守る体制づくり

### 3 計画の体系



◆基本目標フロー



## 第2節 地域共生社会の実現

### 1 包括的支援体制の構築

個人や世帯が抱える問題が多様化・複雑化している中で、社会との関わりを持ちながら自立的な生活を送れるように支援していく機能強化が求められています。

地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方のことです。

地域共生社会の実現に向けて、包括的支援体制を構築していく必要があります。包括的支援体制では、個人や世帯の属性に関わらず受け止める「断らない相談体制」と、多様な社会参加に向けた「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、地域において支え合う関係性を広げ、交流の場や居場所の確保を行う「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施していきます。

包括的支援体制の構築には、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを両輪として支援をすることと、地域において住民同士が気にかける関係性を築いていくことが重要です。

### 2 地域共生社会とSDGs

SDGs（エス・ディ・ジーズ）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標で、「持続可能な世界を実現」するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを目指しています。

そこで、各施策に関連する主要なSDGsのゴールを併せて表示します。



SDGs「持続可能な世界を実現」するための17のゴール（目標）

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p><b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p><b>2. 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>3. すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>12. つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b> 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>6. 安全な水とトイレを世界中に</b> 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p><b>15. 陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p><b>16. 平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>8. 働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>17. パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

### 3 地域福祉の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え地域福祉を向上させていく」というところにあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取り組みに加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、社会福祉法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

本市及び市社協では、ボランティア、社会福祉法人、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換を図る機会を設けて、本計画を推進していきます。

#### (1) 市民の役割

市民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。そして、自治会等に参加することで、地域との関わりを持ち、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加に努めることが必要です。

#### (2) 福祉サービス提供事業者等の役割

福祉サービス提供事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが必要です。

#### (3) 社会福祉法人・企業等の役割

社会福祉法人は、社会福祉法の規定により、地域における公益的な取り組みが責務化されており、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の一翼を担うことが期待されます。

企業等は、行政・地域と共に包括的な連携に取り組む活動を行うことが必要です。



#### (4) 安中市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進役」として位置づけ設置しています。地域社会における社会福祉の諸問題を住民が主体となって解決しその改善向上を図るため、公私の社会福祉関係者や団体によって構成される組織です。

そのため、市社協は本計画の推進役を担うとともに、市民や各種団体との調整役としても大きな役割を担っています。

そこで、市社協では、今後、誰がどのように取り組みを進めていくかを話し合い、民生委員・児童委員及び主任児童委員、自治会及び支部社協等と連携して、地域福祉推進の先導役としての役割を担います。

#### (5) 行政の役割

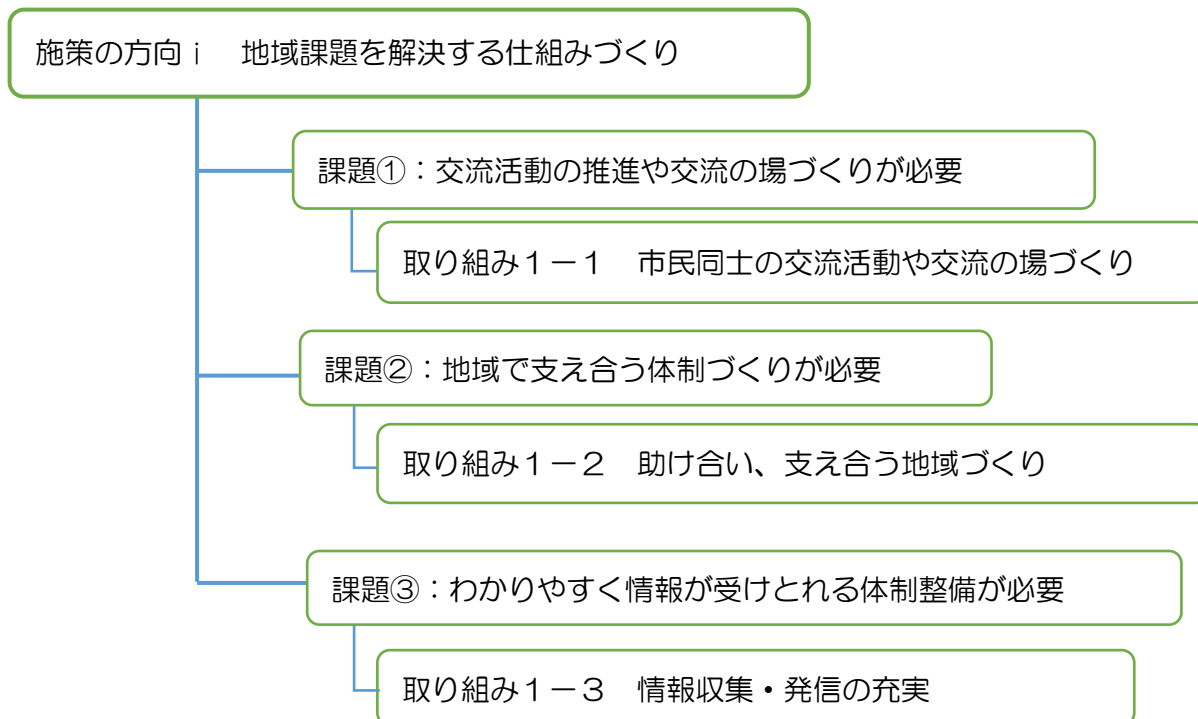
本市では、市民の福祉向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。市社協やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なため庁内の各課と緊密な連携を図りながら一体となって施策を推進します。

## 第3節 地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 基本目標1 みんながお互いに支え合う地域づくり

#### 施策の方向： 地域課題を解決する仕組みづくり



## 課題①：地域における交流活動の推進や交流の場づくりが必要です。



近年、地域のイベントや行事等の参加者が減少しており、地域コミュニティの希薄化が深刻になってきています。若い世代では共働き世帯が多く、地域活動への参加が難しい状況にあります。高齢者は健康寿命が延びている一方で、社会参加に消極的な人が多い現状があります。

今後、社会参加の促進や元気を維持するための健康づくり、介護予防の推進、相談支援体制の充実などの対応が期待されます。また、誰もが気軽に参加できる場をつくり、地域におけるコミュニティの形成を促進させる取り組みが必要です。

### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
<p>○自治会の地域活動を活発化させ日常的な支援を推進し、地域住民が地域課題について話し合う場づくりを周知・支援します。</p> <p>○さまざまな世代が気軽に参加できるサロン活動等を推進し、地域活動などの交流を通じて情報交換の拠点づくりの充実に努めます。</p> <p>○健康づくりを推進し、健康を支援する環境づくりを進めていくために、関係機関と連携を図り、住民意識の高揚に向けた啓発、必要な健康情報の提供、住民参加の促進、地域組織活動の活発化等に取り組むとともに、健康教育、健康相談等の健康増進事業を実施していきます。</p> <p>※「いきいき安中健康21（安中市健康増進計画・安中市食育推進計画）」</p> <p>○喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てできる環境を整え、子どもたちの笑顔があふれるまちとなるよう、地域における子育て支援を充実します。</p> <p>※「安中市子ども・子育て支援事業計画」</p>

※ 取り組み 1-1 市民同士の交流活動や交流の場づくり …… 86ページ

## 課題②：地域で支え合う体制づくりが必要です。



地域における出会いや学びの場をつくり出し、多様なつながりや参加の機会が確保されるには、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが必要です。

自分や家族の健康、介護、経済的問題など、日常生活に対して不安を抱える世帯の増加に対し、地域で支える体制を整備することが必要です。体制づくりには、地域の活性化と互助・共助が重要であり、住民一人ひとりの積極的な協力が必要となります。

また、個人と地域・社会（企業等）とのつながりを推進し、地域におけるセーフティネットを構成することが重要です。

### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
<p>○子どもからお年寄りまで積極的にあいさつを交わす「あいさつ運動」を推進することで、地域全体で助け合い、見守っていく意識の醸成を図ります。</p> <p>○住民を主体とした見守り活動を推進し、支え合いのネットワークづくりを促進します。</p> <p>○社会福祉法人による地域における公益的な取り組みを促進します。</p> <p>○企業と共に地域が抱える社会課題に対して双方の強みを生かして協力しながら課題解決を推進します。（包括連携協定）</p> <p>○自治会を中心に市民同士の助け合い等の地域活動に対し社会福祉協議会や関係団体と連携し小地域ネットワークを促進し支援します。</p> <p>○障害者が地域で暮らし、経済的自立した生活をしていくだけでなく自己実現や主体的に生きがいある生活を送るために地域でさまざまな組織が連携し就業を支援します。</p> <p>○地域において多様なつながりが育つことを支援します。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援</p> <p style="margin-left: 20px;">② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出す支援</p>

※ 取り組み 1-2 助け合い、支え合う地域づくり …… 88 ページ

### 課題③：誰でもわかりやすく情報が受けとれる体制整備が必要です。



高齢者や障害者、子育て家庭などが適切なサービスを受けられるよう、誰もがわかりやすく情報を受け取れる環境を整える必要があります。

また、市民が抱える問題や課題を早期に発見し、適切に対応できるよう、必要な人に必要な情報を届けられる情報提供体制の整備が重要です。

#### 【行政が取り組む施策の方向性】

##### 施策の方向性

- 広報紙、お知らせ版、市ホームページ、ツイッター、メール配信などの情報媒体を活用し、福祉サービスの情報が得られるよう提供を行います。
- 関係機関や関係団体との連携を強化し、地域の課題を福祉サービスに結びつけるための体制づくりを推進します。
- 情報を一方的に提供するだけでなく、民生委員・児童委員及び主任児童委員や地域住民のつながりにより、必要な情報が届けられるようにします。
- 福祉部局を始め、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関と連携し早期SOSを発見出来る体制に努めます。
- 特殊詐欺等に遭わないための情報提供を行い、被害防止に努めます。

※ 取り組み 1-3 情報収集・発信の充実 …… 91 ページ

## 取り組み 1-1 市民同士の交流活動や交流の場づくり

課題①：地域における交流活動の推進や交流の場づくりが必要です。

### 【個人・地域ができること】

- 近所で声をかけ合い、あいさつをします。
- 地域行事に参加して、顔なじみの関係をつくります。
- 地域の居場所やサロン、老人クラブ等に積極的に参加します。
- 地域で居場所を運営している人を応援し支援します。
- 地域で話をする意識を持ちます。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
ふれあい・いきいきサロンの推進	高齢者の介護予防、孤立防止、生きがいづくりを目的に歩いて行ける場所で、地域の交流の場をつくる取り組み。活動内容は、茶話会、スポーツ、体操など参加者と相談して活動を決めて行う。交流できる場所の増加、開催回数の増加を推進して、地域の居場所づくりを推進する。
<b>数値目標</b>	現状値 57サロン ⇒ 目標値 70サロン

活動項目	取り組み内容
子育てサロンの推進	子育て中の親と子の交流や仲間づくりをする場所を提供し、情報交換や子育て学習等を通じて育児の相談や不安の解消、健全育成を図ります。
<b>数値目標</b>	現状値 2サロン ⇒ 目標値 3サロン

- ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンの活動を推進するために助成金の交付や運営に関する支援をします。
- サロン運営を希望する人と地縁組織を調整し、地域に必要とされる交流の場・居場所づくりの相談に応じます。

- ふれあい・いきいきサロン推進連絡会（高齢者サロン代表者が集まる会議）を設置し、サロン運営の支援や情報交換をする機会をつくります。
- 地域の交流の場から、行きたい時に通える居場所を地域に増やします。

活動項目	取り組み内容
福祉ふれあいまつりの開催	社会福祉団体が一堂に会して、子どもから高齢者、障害を持つ人たちが一緒に集まり開催することにより、福祉活動の重要性を市民に啓発するとともに、地域福祉活動の推進を図ります。

- 地域福祉活動を推進する団体を市民に周知する機会をつくります。
- 福祉関係団体同士のネットワーク構築を支援し、日常生活を支える支援でも必要な時に連携できる関係づくりをします。

活動項目	取り組み内容
ひとり暮らし高齢者保養事業の実施 （市受託事業）	生きがいのある生活を維持することや孤独感の解消、仲間づくりを目的に、70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に年1回の保養旅行。

- 地域住民同士のつながる機会をつくります。
- 高齢者の健康維持や介護予防意識の向上を図ります。
- 日常生活で困った時の相談先として社会福祉協議会の周知を図ります。

## 取り組み 1-2 助け合い、支え合う地域づくり

課題②：地域で支え合う体制づくりが必要です。

### 【個人・地域ができること】

- 近所の人にあいさつをします。
- 回覧板を手渡し、近所の人と話す機会をつくります。
- 近所の人と支え合う気持ちを持ちます。
- 近所を気にして出来る範囲の見守りをします。
- 地域活動に協力する意識を持ちます。
- 近所に、困っている人がいないか気かけます。
- 地域の中で、孤立している人がいないか確認します。
- 困ったときは、相談できる行政機関や社会福祉協議会の窓口、また、民生委員児童委員などに相談します。
- 地域で声掛け、見守り活動をします。
- 赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動に協力します。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
見守り活動・見守り会議の推進	地域で見守りが必要な方や見守り方法等を話し合い、地域のつながりや地域の声、日ごろの困りごとを集める活動を支援します。そして、困りごとを地域で共有し、解決方法を話し合う見守り会議の推進を図ります。
数値目標	現状値 14団体 ⇒ 目標値 30団体

- 地域で見守り活動をする団体に見守り活動等助成金を交付し、運営に対しても必要な支援をします。
- 見守り活動から把握した生活課題解決を活動者と一緒に話し合い、支援方法を考えます。



活動項目	取り組み内容
安中市徘徊 SOS ネットワーク事業の実施 (市受託事業)	高齢者や認知症をはじめとする支援を必要とする方々が安心して暮らせるまちづくりを目的に、市内関係機関、団体等がお互いに連携し、徘徊者等を探すネットワーク構築の推進を図ります。
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">数値目標</div>	現状値 72団体 ⇒ 目標値 85団体

- 安中市メール配信サービス（安中市）、上州くん安全・安心メール（群馬県警察）の登録を周知し、生活の中で徘徊者等を気にかける意識を促します。
- 認知症により徘徊する可能性がある人を事前に情報を登録する事前登録制度（安中市、安中警察）を周知します。
- 認知症理解を深める認知症サポーター養成講座（安中市）を周知し、認知症理解者を増やす活動をします。
- メール配信による、模擬訓練を実施します。

活動項目	取り組み内容
生活支援体制整備事業 (市受託事業)	介護保険法改正により地域包括ケアシステム構築を推進する取り組みとして、地域住民同士で支える仕組みづくりを「生活支援コーディネーター」を設置して、関係機関等と連携して住民同士が支え合える地域づくりをします。

- ちいき生活応援隊（地域づくりの意見を出し合う協議体）での話し合いで、地域に必要な社会資源の発見、開発、人材育成を住民と一緒に構築していきます。
- 住民同士の支え合う意識向上を目的に研修会や講演会を実施していきます。
- 住民同士で、生活を支え合う仕組みづくりを支援します。
- アンケートや地域での支え合いの仕組みづくりの話し合いを通じて、情報収集を図ります。

活動項目	取り組み内容
共同募金の活用	地域課題を解決するための仕組みづくりや地域を支える社会資源に共同募金の財源を活用し、共同募金運動の理解と協力を得られるように啓発活動を推進します。

○区長や民生委員・児童委員や地域の協力者と協力しながら募金運動、周知活動を進めます。

○住民の理解が得られるように、共同募金の仕組みや使いみち等の周知や共同募金運動啓発のチラシ作成、SNS を通して周知方法等の工夫や事業理解を進めます。

活動項目	取り組み内容
支部社協との連携強化	支部社協との連携強化に向けて、社協正副支部長会議や意見交換会を行います。地域課題や情報を共有することにより、連携を強化し支援の充実を図ります。

○小地域福祉活動の見守り活動を推進し、地域の身近な意見や課題などを収集するため、意見交換会等を行います。

○支部社協と連携し、地域の要支援者の把握に努めます。

○社協正副支部長会議を開催し、各支部との連携・協力を図り、地域課題の共有を図ります。

活動項目	取り組み内容
市内企業との連携強化	市内企業に対し、社会福祉協議会事業の周知や協力連携を推進します。

○市内企業に、社会福祉協議会事業の周知を行い特別賛助会費や協賛金等の依頼や事業協力を行います。

○市内企業に福祉活動の理解を推進し、社会貢献の活動を広げる支援及び連携を行います。

## 取り組み 1-3 情報収集・発信の充実

課題③：誰でもわかりやすく情報が受けとれる体制整備が必要です。

### 【個人・地域ができること】

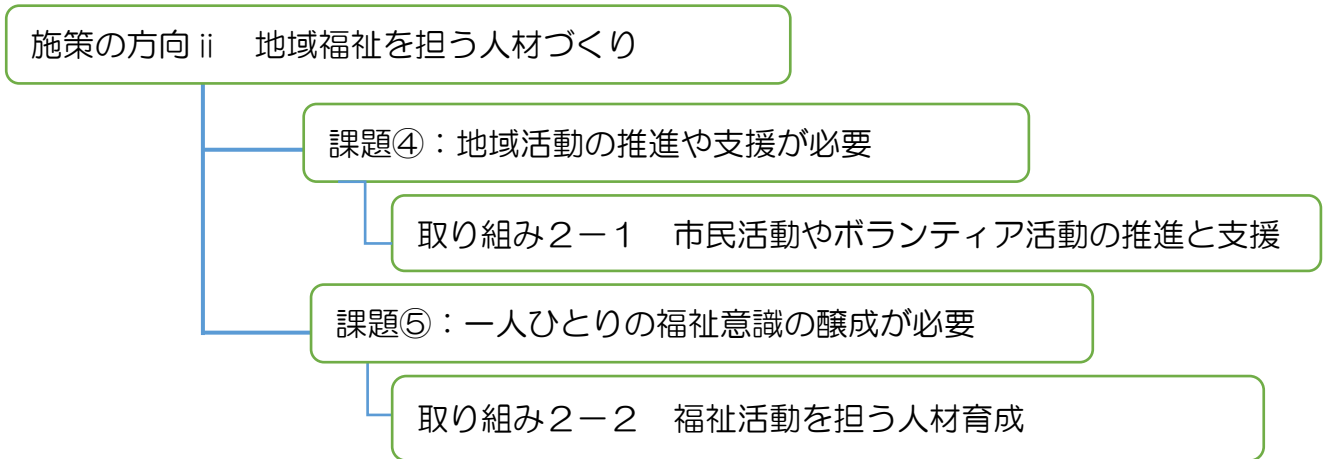
- 広報紙に毎号目を通します。
- 広報紙に掲載されている講座や募集要項に興味を持ち参加します。
- 行政や社会福祉協議会のホームページを開いてみます。
- 行政や社会福祉協議会の SNS をフォローします。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
広報紙の発行	「社協あんなか」を発行し、市内の全世帯へ配布、福祉や地域情報の掲載や、ボランティア、サロン活動を紹介し、市内の地域情報、福祉情報を提供し福祉理解者や活動者の増加を図ります。
ホームページの管理	最新の福祉情報を掲載し、情報が必要な人へスムーズに情報提供できるように実施します。
Facebookの管理	Facebookから、リアルタイムな地域活動や福祉情報を発信し、地域福祉の推進を目指します。
YouTubeによる配信	各団体の活動紹介や事業内容を発信します。

- 各地区にいる広報委員を通じて社会福祉協議会の事業だけではなく、地域の話題などを上げてもらうことにより、より身近に感じられる広報紙を目指しています。その後、広報委員会で編集会議を開催し発行します。
- ホームページは、通常の事業を紹介しているほかに、災害時の義援金など、緊急性の高いものも随時更新します。
- Facebookでは、リアルタイムに行っている事業紹介や、すぐに見てもらいたい情報などを更新します。
- 貸出備品情報を福祉関係団体や住民等に周知して、活動の充実を図ります。
- 社会福祉協議会の YouTube チャンネルを開設し情報を発信します。

## 施策の方向 ii 地域福祉を担う人材づくり



### 課題④：地域活動の推進や支援が必要です。



地域福祉を推進していくためには自治会、老人クラブ、育成会、ボランティアグループ等といった地域の活動団体の取り組みや協力、次世代の人材を発掘・育成していくことが不可欠です。各団体は地域において、重要な役割を担っていますが、役員の高齢化、担い手不足など、活動の継続が厳しい状況にある団体もあります。

多くの市民がボランティア活動や市民活動をしやすくなるよう、活動に対する支援の強化を図ることが必要です。

### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
○社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び主任児童委員、近隣住民及びボランティアなどの日常的な見守りや助け合いを推進します。
○地域課題に取り組むボランティア活動を支援し、ボランティアを始めたい人と求めている人をつなぐコーディネート機能を充実させボランティア活動の推進を図ります。
○ボランティア活動の事例を広く紹介するほか、養成講座等を開催することで、ボランティア活動への参加促進を図ります。

※ 取り組み 2-1 市民活動やボランティア活動の推進と支援・・・94ページ

## 課題⑤：一人ひとりの福祉意識の醸成が必要です。



地域活動の継続的な支援に加え、新たな担い手の参加を促す取り組みや、リーダー的役割を担う人材育成を図る必要があります。地域福祉の進展とともに、子どもの頃から社会福祉の理解を深める福祉教育の充実も、これからの福祉に必要ななっています。

また、関係機関や団体と連携しながら、市民がボランティア活動や地域活動について学び、体験できる環境を整備し、活動に対して関心を持ってもらうきっかけづくりが必要です。

### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
○地域福祉活動のリーダーとして活躍できる人材や活動をコーディネートする人材の育成を図ります。
○共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組や、障害者や高齢者、子どもを理解し社会的障壁を取り除くための学習の場を設定する等、市民の福祉意識の醸成を図ります。

※ 取り組み 2-2 福祉活動を担う人材育成 …… 97ページ

## 取り組み 2-1 市民活動やボランティア活動の推進と支援

課題④：地域活動の推進や支援が必要です。

### 【個人・地域ができること】

- ボランティア活動や市民活動、地域行事に興味を持ち参加します。
- ボランティアや地域の活動等を地域に広めます。
- 地域にどのようなボランティアグループや活動をしているか調べてみます。
- 地域でどのようなボランティアが必要か話し合ってみます。
- ボランティアセンターに相談に行ってみます。
- 自分の知識や技術が福祉活動に活かせるか考えます。
- ボランティア講習会、養成講座に参加してみます。
- ボランティア団体等が地域で活動できる場を提供します。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
住民参加型福祉サービス 「きずな」事業の実施	介護保険法等の公的なサービスでは対応が困難な困りごとに対して、日常生活の支援を会員制で非営利かつ有償サービスを実施する住民の支え合いによるサービスを行います。

- 公的なサービスでは対応できない困りごと(掃除や整理整頓、話し相手、通院の付き添い等)に対して地域に住む会員登録をした提供会員がサービス提供します。
- 提供会員の情報交換や地域への事業周知、地域の困りごとに耳を傾ける場として「きずなカフェ」を開催します。
- 住民参加型福祉サービス運営協議会にて公的なサービスでは対応が難しい困りごとや住民のニーズに合わせて、対応できるよう積極的に検討します。

活動項目	取り組み内容
生活支援体制整備事業の実施 (市受託事業)	介護保険法改正により地域包括ケアシステム構築の実現に向けた取り組みとして、地域住民同士で支える仕組みづくりを「生活支援コーディネーター」を設置して、関係機関等と連携して地域福祉の推進を図ります。

- 地域の良いところや困りごとを発見し、地域住民と生活支援コーディネーターが支え合いのために推進する会議の場を設けます。
- 地域活動に関する研修会や交流会を実施し、地域での支え合い活動について一緒に考えます。
- 地域で出た課題や困りごとに対して、ちいき生活応援隊（地域づくりの意見を出し合う協議体）と一緒に解決に向けて取り組みます。

活動項目	取り組み内容
ボランティアセンターの運営と事業の実施	市民の福祉意識の高揚とボランティア活動の振興を図り、新たなボランティア活動者の育成や活動の普及を目的とした養成講座を開催します。 ボランティア団体、市民活動団体を支援しながら協力・連携を図り、地域力を高めます。
<b>数値目標</b>	現状値 79グループ ⇒ 目標値 85グループ 個人ボランティア 13人 ⇒ 20人
災害ボランティア活動支援	近隣県などで災害が発生した場合は、個人ボランティア等に連絡要請し、災害支援活動を行います。

- ボランティアセンター運営委員会を開催し、助成金の交付決定や各種養成講座の検討等を行っていきます。
- ボランティア登録済みの団体に対し、ボランティア保険の加入代行を行い、事故やケガの際は保険金請求を行います。
- 施設などからのボランティア依頼について、ボランティアグループと連絡調整を図りコーディネートをしています。
- 福祉ふれあいまつりなどのイベント時や、災害時に個人ボランティアなどに周知し支援活動を呼び掛けています。

- ボランティア活動やボランティアグループに対し活動しやすい環境づくりを行い、活動に必要な支援や情報提供、研修を行います。
- 各ボランティア団体や個人ボランティアの登録を受付、活動に関する相談援助やコーディネート等を行います。
- ボランティア登録の受付を行い、活動に関する相談援助やコーディネート活動により団体の活動支援を推進します。
- ボランティア養成講座や研修会を開催し、団体の育成を推進します。
- ボランティア求人票を作成し、ボランティア活動を推進します。
- ボランティア活動の担い手や協力者を増やすためにボランティア団体の活動紹介等を行います。

活動項目	取り組み内容
ボランティア情報交換会 開催	ボランティア団体や個人ボランティア同士の情報交換会を開催し、連携の強化を図ります。 また、最新の福祉情報を提供します。

- ボランティア同士の情報交換会を開催し、ボランティア間の連携強化に努め、同時に情報提供と情報収集を行います。
- 情報交換会からボランティアに必要な情報を把握し、支援を行います。



## 取り組み 2-2 福祉活動を担う人材育成

課題⑤：一人ひとりの福祉意識の醸成が必要です。

### 【個人・地域ができること】

- 自分の住んでいる地域で出来ること、または不足していることを考えます。
- 地域で開催されている「ちいき生活応援隊」に興味を持ちます。
- 社協あんなかに掲載されている福祉情報に関心を持ちます。
- 地域の事業や行事に積極的に参加します。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
福祉人材の育成	地域包括ケアシステムの構築を目指して、生活支援体制整備事業の理解や普及を行うことにより、地域のリーダーの育成支援を推進します。 また、養成講座を開催し、次世代のボランティアリーダーとなる人材の発掘を行います。

- 地域での支え合い活動推進により、リーダーとなる人材の発掘に努め、その後の育成支援を行います。
- 各種養成講座を開催することにより、ボランティアグループ等の後継者不足を解決できるようにボランティア活動者を増やす支援を行います。

活動項目	取り組み内容
福祉教育の実践	福祉体験学習の周知や、実施するボランティアの育成を図り小学生から社会福祉の理解を促進します。

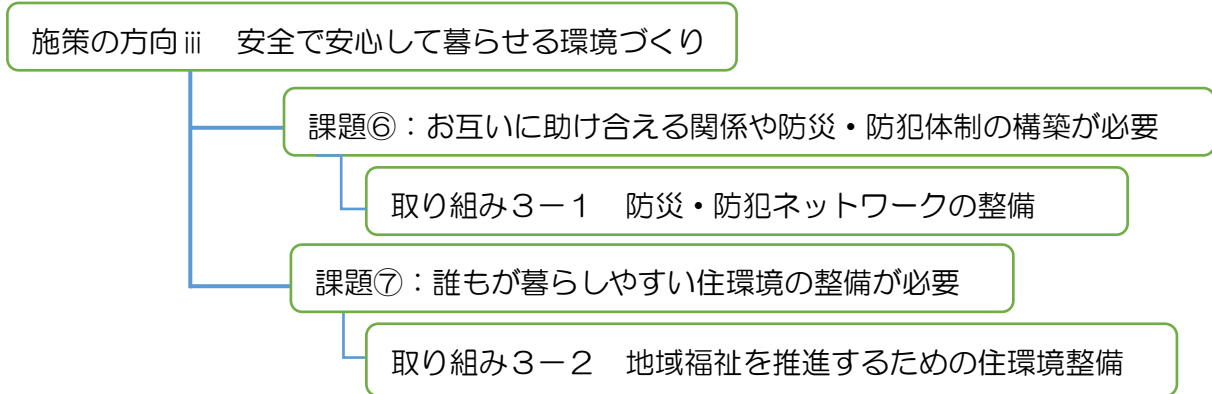
- 福祉体験学習の活動周知を毎年行い、学校からの理解及び協力を図り、ボランティアの育成につなげます。
- プログラムを、小学生用と中学生用を準備することにより、子どもの成長に合わせた内容で社会福祉の理解を促進します。

活動項目	取り組み内容
ボランティア情報の発信	広報紙にボランティアセンター活動や紹介を掲載することにより、ボランティア情報を発信します。

○広報紙を発行し、ボランティアグループの紹介や研修会の情報を掲載し、人材の発掘やボランティアの充実を図ります。

## 基本目標2 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり

### 施策の方向 iii 安全で安心して暮らせる環境づくり



#### 課題⑥：お互いに助け合える関係や防災・防犯体制の構築が必要です。



近年、全国各地で集中豪雨や地震など大規模な災害が発生していることから、防災への意識が高まっていますが、災害時には、地域住民による声かけや安否確認、支えあいが必要となります。そのため、日ごろより、地域住民同士のつながりを深め、災害時における地域住民の協力体制の構築が必要です。

高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者をはじめ、誰もが安全・安心に生活していくため、平時より地域コミュニティや関係機関などと連携し、ネットワークの確立・充実に取り組む必要があります。

#### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
○避難行動要支援者名簿を適切に管理し、区長や民生委員などの避難支援等関係者と情報共有・連携を図り、避難支援や安否確認などを行います。
○自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、自主的に防災・防犯活動を行う組織の強化や結成を推進します。
○防災訓練や講演会などを実施し、災害から命を守る意識の醸成・向上を図ります。
○子どもや高齢者などの交通事故防止を目指し、交通安全運動を更に推進するとともに、未然防止のための環境整備にも努めます。
○防災や防犯に配慮した安心して暮らせるまちづくりを推進します。

※ 取り組み 3-1 防災・防犯ネットワークの整備 …… 101 ページ

## 課題⑦：誰もが暮らしやすい住環境の整備が必要です。



地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域への愛着を持つことが重要です。愛着のある地域にするには、暮らしやすい地域づくりが必要です。暮らしやすい地域づくりには、物理的な面から生活基盤を整備することも必要不可欠です。

近年、地域の暮らしに対する要望が複雑化しています。また、買い物や通院等の移動手段の確保や、増加する空き家の活用方法、野生動物による被害など、福祉分野以外に分類される生活課題も多く聞かれます。

一人ひとりのパーソナリティや暮らしの在り方が多様化する中で、誰もが暮らしやすさを感じることができる住環境の整備が必要です。

### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
○年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての人が安全で暮らしやすいユニバーサルデザインのまちを目指し、多目的トイレやわかりやすい案内表示、円滑な移動ができる設備などを備えた公共施設の整備を推進します。
○妊婦や高齢者、障害者などの移動ニーズを把握し、公共交通の維持・確保に向けた事業を行い、誰もが利用しやすい交通環境の整備を推進します。
○地域を美しく保つための環境美化活動を推進します。
○自然・歴史・文化によって育まれた特色ある景観を守り、育てていくことで地域の魅力を高め、地域の活性化や潤いのある生活環境づくりにつなげていく景観まちづくりを推進します。※「安中市景観計画」
○地域の中で増え続ける空き家について、所有者等に対して適切な管理と積極的な活用を促すとともに、市民と行政とが連携・協力しながらより実効性の高い取り組みを進め、安心して暮らせる住環境整備を推進します。
○野生動物からの農作物や日常生活に影響を及ぼす被害において鳥獣害対策を関係機関と連携し駆除を行っていきます。

※ 取り組み 3-2 地域福祉を推進するための住環境整備 …… 103ページ

## 取り組み 3-1 防災・防犯ネットワークの整備

課題⑥：お互いに助け合える関係や防災・防犯体制の構築が必要です。

### 【個人・地域ができること】

- 日ごろから、近所の人と声をかけあい、災害など緊急時に協力できる関係をつくりま  
す。
- 地域の防災訓練を計画・実施する時は、協力するとともに参加します。
- 災害時に速やかに避難できるよう、連絡手段、避難場所及び避難経路などを確認しま  
す。
- 避難生活に備えて、備蓄品など防災用品の確認や感染症対策を徹底します。
- 子どものパトロールや地域の見守り、自主防災組織などの地域の防犯・防災活動へ積  
極的に参加します。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
見守り活動の推進、安心 マップの活用	地域住民が行う、見守りが必要な人や見守り方法、困り ごとなどを把握する活動を支援します。 日ごろからの見守り方法や災害時の避難誘導などを盛 り込んだ、安心マップを作成し、住民同士で助け合う仕 組みづくりの構築を推進します。

- 地域で生活課題を抱えた人を把握し、その内容を基に地域独自の安心マップの作成  
及び更新します。
- 地域の実情にあった平時から災害時までにおける見守り活動の取り組みを支援しま  
す。
- 見守り活動から把握した生活課題を活動者と共有し、解決や支援方法を一緒に考え  
ます。

活動項目	取り組み内容
災害ボランティアセンターの設置	災害ボランティアセンターについて、関係機関と連携し、設置・運営体制の構築を図ります。 また、災害ボランティア活動を推進していくとともに、災害ボランティアを養成します。

- 災害ボランティアセンターを迅速かつ円滑に設置・運営するため、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを作成します。
- 災害協定に基づき、行政及び安中青年会議所との連携を強化し、災害ボランティア体制の整備を推進します。また、市内各団体と連携協力し、災害ボランティア活動の充実を図ります。
- 被災地の災害ボランティア活動に積極的に参加するとともに、災害ボランティア研修や講座などを実施し、災害ボランティアの養成及びスキルアップを図ります。

## 取り組み 3-2 地域福祉を推進するための住環境整備

課題⑦：誰もが暮らしやすい住環境の整備が必要です。

### 【個人・地域ができること】

- 近所の交流する場所や居場所を把握します。
- 交流する場所や居場所に興味を持ちます。
- 日常生活用具や福祉車輛の貸出を周知します。
- 近所に交流する場所や居場所をつくります。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
地域の居場所づくりの推進	ふれあい・いきいきサロンの立ち上げ相談から運営支援を行い、開催回数の増加を図ります。空き家等を活用しての居場所づくりに対して相談支援を行います。

- ふれあい・いきいきサロンの活動を推進するために助成金を交付し、開催回数を増やすための支援を行います。
- 居場所づくりの内容の質を高めるためにレクリエーション道具の貸出を行います。

活動項目	取り組み内容
日常生活用具・福祉車輛貸出の実施	在宅の高齢者や障害者等で、移動困難な方や歩行に不安がある方等に日常生活用具や福祉車輛の貸出を行います。

- 怪我や病気等で歩行不安定な方に車椅子や介護用ベットの貸出を行います。
- 怪我や歩行等で歩行困難な方が、通院や旅行等を希望する方に福祉車輛を貸出します。

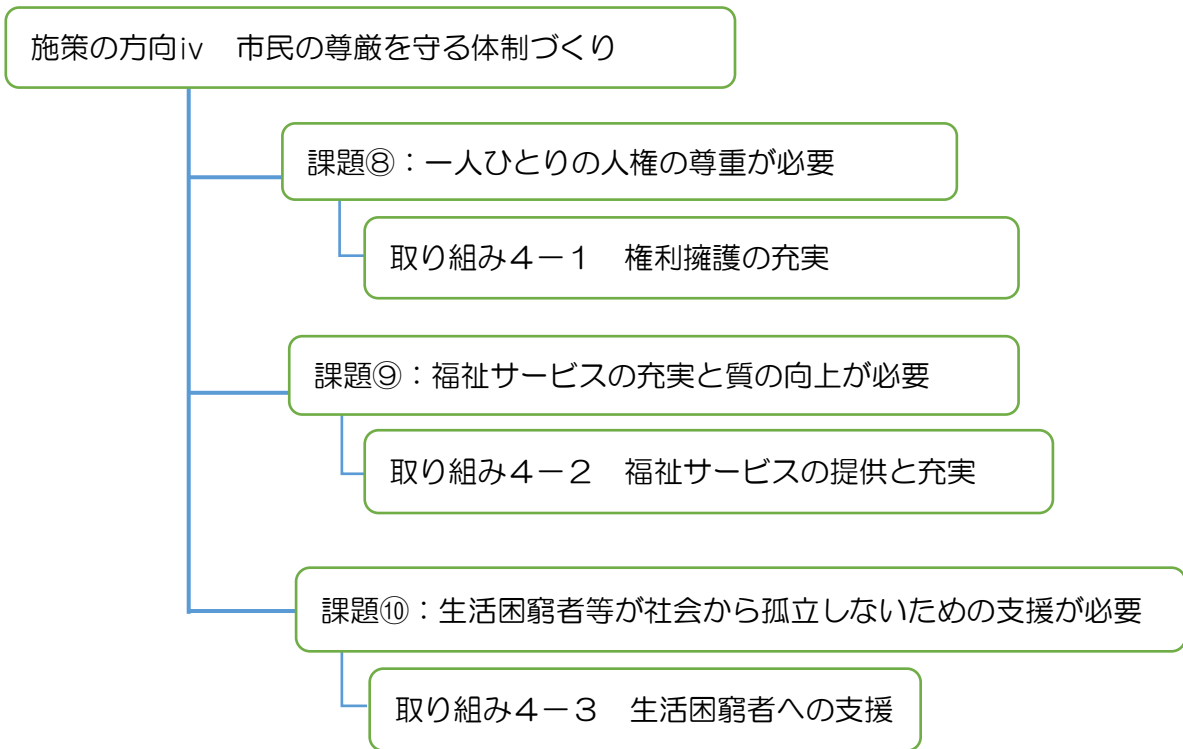
活動項目	取り組み内容
福祉バス貸出の実施	福祉関係団体やボランティア団体、ふれあい・いきいきサロン等の地域福祉を推進する活動を行う団体に研修会や見学等で福祉バスの貸出を行います。

○地域の福祉活動を活性化するための研修会や見学等を実施する団体に福祉バスを貸出します。





## 施策の方向iv 市民の尊厳を守る体制づくり



## 課題⑧：一人ひとりの人権の尊重が必要です。



住み慣れた地域で安心して暮らすために、個人の意思が尊重される生活の実現が重要です。高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加する中、認知症などで財産の管理や福祉サービスの契約等に将来不安があるという声が増えてきています。認知症や知的・精神障害がある等の判断能力に不安がある人が、地域の中で自立した生活が送れるような支援が必要です。

また、DVや虐待など、専門性が高い福祉課題への対応が増えてきており、住民の見守りや気づきが必要となっています。不登校やひきこもり等による社会からの孤立状態を長期化させないための相談窓口や居場所づくりも重要であり、自殺予防も図る体制づくりも進めていく必要があります。

### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
○権利擁護事業や成年後見制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護サービスの円滑な利用のための連携を行います。
○地域包括支援センターを始め相談支援事業所や民生委員・児童委員及び主任児童委員と連携し、対象者の把握や利用促進に努めます。
○「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺予防の推進に努めます。※「いのち支える安中市自殺対策計画」
○障害者虐待や高齢者虐待・児童虐待・DV被害者の尊厳を守ることを目的として虐待防止策の検討や早期発見の体制強化、防止に向けた啓発活動を充実させ、当事者のサポート体制に積極的に取り組みます。
○男女がともにあらゆる分野の地域活動に参加することはもちろんのこと、地域活動担い手として参加を促進するために、男女共同参画の意識の啓発・普及を推進します。
○犯罪や非行を防止し、立ち直りや再犯防止を支える地域の子カラを推進します。 ※「安中市再犯防止推進計画」

※ 取り組み 4-1 権利擁護の充実・・・110ページ

## 課題⑨：福祉サービスの充実と質の向上が必要です。



高齢者や障害者等の支援が必要な人でも、住み慣れた家や地域で暮らしていけるよう食事、見守り、移動、孤立防止、その他日常生活を送る上で必要な福祉サービスの継続や新たな開発も必要となっています。支援が必要な人が自ら選択し、利用できる福祉サービスの提供体制の強化だけでなく、利用者の声を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていくことが必要です。

また、支援が必要な人を福祉サービスの利用につなげるためには、ボランティア活動やまちづくりに取り組む住民の方々の協力も不可欠になってきます。

### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
○福祉サービス事業者が、利用者からの苦情に対し適切に対応することで利用者の満足度を高めるとともに、苦情内容などの情報を把握し、苦情解決からサービスの質の向上へつなげる体制を整備します。
○地域住民のニーズや地域の実態を把握し、サービス提供事業者や関係機関等に情報提供を行い、サービスの質の向上へつなげる支援・指導体制を整備します。
○誰もが住み慣れた地域で尊厳のある暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供・支援を充実します。 ※「安中市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」
○障害のある人等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべく、共に生きる社会こそノーマルな社会である（ノーマライゼーション）理念の実現に向けて、社会参画と自立への支援、医療・福祉の充実、地域での暮らしを支援する体制づくりを推進していきます。 ※「安中市障害者計画・安中市障害福祉計画・安中市障害児福祉計画」

※ 取り組み 4-2 福祉サービスの提供と充実 …… 111 ページ

## 課題⑩：生活困窮者等が社会から孤立しないための支援が必要です。



生活困窮者は、経済的な問題だけでなく、障害、虐待、DV、依存症、ひきこもりや不登校など複合的で複雑な問題を抱えている場合があります。また、困っている自覚がなかったり、自ら援助を求めることができなかったりする場合もあります。支援に当たっては、生活困窮者が孤立しない地域づくりが必要です。

地域で早い段階で見守りができ、経済的支援につながれば困窮状態に陥らず自立した生活を送れる可能性があります。今後は、見守りやアウトリーチができるような仕組みをつくり「支える・支えられる」という関係ではなく、「支え合う地域」の構築が期待されます。

### 【行政が取り組む施策の方向性】

施策の方向性
○租税や保険料及び公共料金の担当窓口と連携を図り、相談窓口の周知により早期の対応を強化し、ひきこもり状態にある本人及び家族の早期発見・支援に向けた情報発信を行います。
○自治会や民生委員・児童委員及び主任児童委員など地域とのネットワークにより支援を必要としている方の把握に努めます。
○社会資源の把握や活用、就労先の開拓などに努め生活困窮者の必要な支援を把握し、生活状況に応じた情報や支援の提供に努めます。
○生活保護世帯や生活困窮世帯の小中学校及び高校生世代に対して学習の場を援助します。
○社会孤立状態にある人が社会とのつながりを回復するため、関係機関と連携を図りながら支援に努め、既存の取組では対応できない狭間のニーズについても、支援団体などと協力を図りながら、就労支援や見守り、居住関係などの支援に努めます。

※ 取り組み 4-3生活困窮者への支援・・・113ページ

## 取り組み 4-1 権利擁護の充実

課題⑧：一人ひとりの人権の尊重が必要です。

### 【個人・地域ができること】

- お互いの権利を尊重します。
- 権利擁護に関する制度や相談窓口を調べます。
- 不安を抱えた人に声をかけ、関係機関に情報提供します。
- 虐待防止などのため地域の見守り活動をします。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
日常生活自立支援事業の実施	権利侵害を受けやすい認知症高齢者や知的・精神障害者が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理などを支援します。

- 利用者の日常生活費の管理や福祉サービスに必要な手続き等を寄り添いながら支援をします。
- 日常生活に必要な社会資源の調整や関係機関、専門職員間で連携を強化し円滑な支援を行います。

活動項目	取り組み内容
安中市権利擁護センターの運営（市受託事業）	認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が不十分な人の権利を守るため、成年後見に関する相談を行います。関係機関等の連絡調整を行い成年後見制度が円滑に利用できる支援をします。

- 司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、行政関係や福祉関係機関等及び専門職と意見交換、協議を行う協議会を設置します。
- 行政各課と連携して、制度利用が必要な人に早期介入して総合相談できる体制を構築します。

## 取り組み 4-2 福祉サービスの提供と充実

課題⑨：福祉サービスの充実と質の向上が必要です。

### 【個人・地域ができること】

- 身近に必要とする人がいる場合は、関係機関へつなげ、適切なサービス利用を推進します。
- 福祉サービスについての情報収集をします。
- 各相談窓口などで相談を積極的に行い地域の困りごとを届けます。
- 地域で活動している団体とネットワークをつくりまします。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
介護保険(居宅、訪問介護)事業の実施	高齢者等が介護保険を利用しながら住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、支援します。 また、公共交通機関が利用困難な移動制約者に対し、福祉有償運送事業を行います。
障害者自立支援給付における居宅介護事業の実施	訪問介護員(ホームヘルパー)が障害者の家庭を訪問し、身体介護や家事援助等を行います。

- 支援が必要な高齢者等に対して本人にあった福祉サービスを提供します。
- 多様なニーズに対応するため、相談を受けながらその人らしく生活していけるように一緒に考えていきます。
- 多様なニーズに対して、多職種と連携しながら対応できる体制づくりをしていきます。

活動項目	取り組み内容
多機能型支援施設 COSMOS 事業の実施	就労に必要な知識や技術の習得、技能向上のための訓練を行います。安定した日常生活が送れるように創作活動や生産活動、身の回りの介助や入浴を支援します。

- 日常生活に関する相談、障害福祉サービスや児童福祉サービスに繋げる支援を行います。
- 箱折りやパッキン詰め、清掃作業等の請負作業を中心に生産的活動を行います。
- 生活能力向上のための支援を基本として手芸、木工、自主制作等をゆとりある雰囲気の中で行います。
- 介護等が必要な方に対して、入浴、生活支援、機能訓練、創作活動等を個々のニーズに合わせてゆるやかな支援を行います。

活動項目	取り組み内容
ホームヘルプサービス 事業(市受託事業)	出産予定日8週間前から出産後1年以内の人、双子の場合は、出産後1年6か月以内の人を対象者とし、在宅で、日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣して、生活支援、その他相談援助を行います。

- 妊婦や出産後の人に対して、掃除や洗濯等の生活支援・育児支援を行います。

活動項目	取り組み内容
心配ごと相談の実施	心配ごと相談員が相談者の話を丁寧に聞き、アドバイスや助言を行い、専門関係機関の紹介等を行います。

- 心配ごと相談員が2名体制で相談者の悩みなどの相談を受けます。
- 広報による周知方法に加えて、SNSでの周知をします。なんでも相談のように、多様な困りごとを受け、困難な悩みごとについては、職員も対応していきます。



## 取り組み 4-3 生活困窮者への支援

課題⑩：生活困窮者等が社会から孤立しないための支援が必要です。

### 【個人・地域ができること】

- 住んでいる地域の民生委員・児童委員の活動を理解します。
- 困った時には、相談し合えるように普段から近所付き合いを心がけます。
- 誰にでも話をする意識を持ち地域で支え合う意識を持ちます。
- 困った人をみかけたら必要に応じて関係機関に相談します。

### 【社会福祉協議会の取り組み】

活動項目	取り組み内容
生活困窮者自立支援事業との連携	貸付相談者の多くが生活の中で複数の課題を抱えている現状があり、生活困窮者自立支援事業と生活福祉資金貸付事業等が連携して対応することで支援の幅を広げます。

- 緊急的に必要と判断した生活支援世帯に対して食料品、日用品、公共料金等の支援を行います。
- 貸付相談者との面談で必要に応じて困窮支援をしている福祉課と連携を図り、必要な支援を把握し状況に応じた情報や支援の提供を行い、ネットワーク強化しながら社会資源開発を行います。

活動項目	取り組み内容
社会孤立化対策支援	地域や家庭の課題等により社会参加や就労が困難な方を支援する地域資源を支援し、相談窓口の周知やひきこもりの理解を促します。行政が設置している「ひきこもり関係者支援連絡会」やハローワークなど関係機関とも連携を図りながら支援を行います。

- ひきこもり支援を行っている「ひきこもり支援関係者連絡会」と情報を共有し、課題解決に向けた情報共有や新たな資源の検討などをしていきます。
- 行政が行っているひきこもりの家族に対する支援（家族教室）と協力します。

- ひきこもり相談窓口の周知を図り、明確化し相談しやすい支援体制を整えます。
- 福祉関係者と連携し、福祉の情報を伝えて支援につながるきっかけを作り、課題解決に取り組んでいきます。

活動項目	取り組み内容
小口生活資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業の周知	不測の事態により生活に困窮したり、公的制度からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯へ資金を貸し付けることにより、経済的自立と生活の安定を図ります。

- 行政（福祉課：生活困窮者自立支援事業）と連携して経済、生活の自立を支援します。
- 自立した生活に必要な社会資源を調整し、寄り添い型の自立支援をします。

## 第4節 計画の目標値

本計画の目標値を設定し、各事業の総合的な推進を図るとともに、本市における地域福祉の推進に努めます。

### ■基本目標1 みんながお互いに支え合う地域づくり

項 目	現状値	R7年度 目標値
福祉に関心がある人の割合 「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計	80.1%	85.0%
区や子ども会、PTAなどの地域活動や公民館の活動に参加している人の割合	27.0%	40.0%
ボランティア活動をしたいと思う人の割合 「大いに活動したい」と「できれば活動したい」の合計値	42.0%	50.0%
福祉サービスの情報が十分入手できている人の割合	35.8%	40.0%
民生委員・児童委員の認知度	78.3%	80.0%
社会福祉協議会の認知度	59.4%	70.0%

### ■基本目標2 みんなで安心して暮らすことのできる地域づくり

項 目	現状値	R7年度 目標値
地区の避難場所の認知度	82.2%	85.0%
地域に愛着がある人の割合 「大いにある」と「ある程度ある」の合計値	61.6%	70.0%
安中市が子どもや高齢者、障害のある方などにとって暮らしやすいまちであるかの割合 「暮らしやすい」と「まあまあ暮らしやすい」の合計値	35.5%	50.0%

※現状値は、安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査結果報告書  
(令和元年12月)の数値

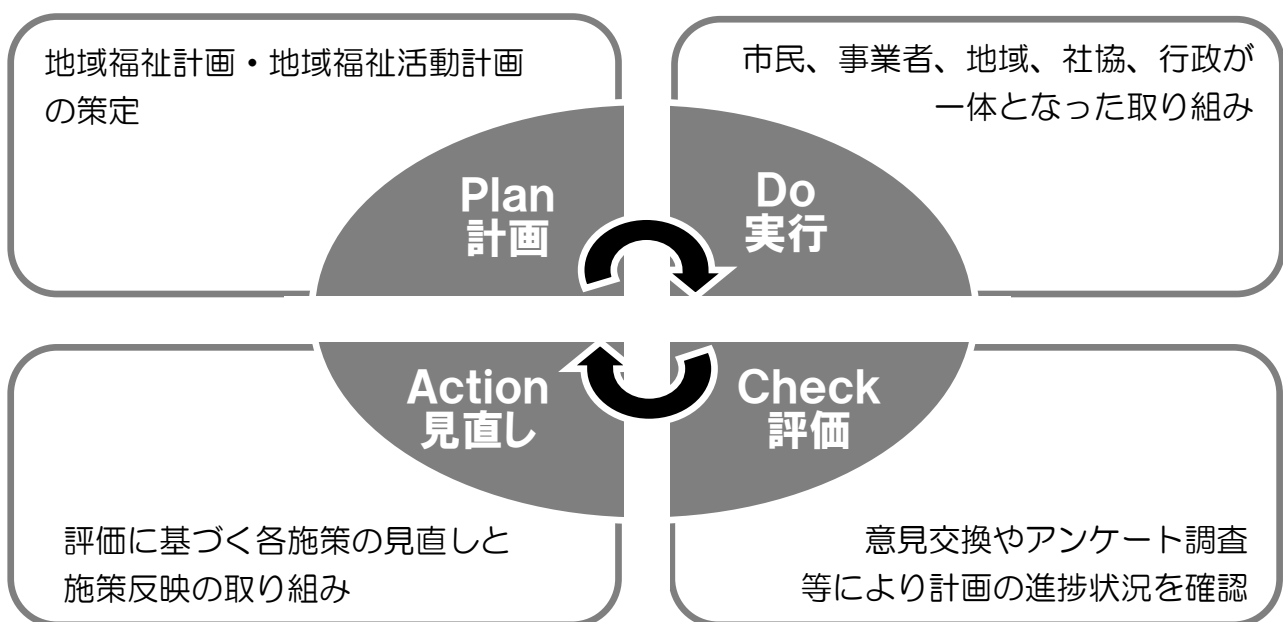
## 第5節 計画の評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくためには、社会情勢や市民意識等の変化を的確に捉え、具体的な事業や活動の推進がその理念に結びついているかを検証する必要があります。本計画の着実な推進のため、本市と市社協においては、意識啓発及び情報の共有を図り、計画の総合的かつ計画的な進行管理に努めます。

また、公的なサービスの充実はもとより、自治会や民生委員・児童委員及び主任児童委員、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供事業者、社会福祉法人、企業、商店などが協力し合い、福祉活動に参加することが重要です。

本計画の評価及び見直しについては、PDCAサイクルに基づいて実施します。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行う一連の流れのことであり、計画に位置づけた施策の進捗状況を管理し、目標達成に向けた実効性を確保します。



## 安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

### 安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画

#### 策定委員会委員名簿

要綱第3条の種別	番号	氏名	備考
学識経験者	1	本 多 真	一般社団法人安中市医師会長
	2	名 古 屋 秀 雄	安中保護区保護司会長
	3	森 泉 婦 久 寿	安中地区更生保護女性会長
市民の代表者	4	萩 原 豊 彦	安中市区長会長
	○ 5	中 島 正	安中市民生委員・児童委員協議会長
	6	廣 神 幸 子	高崎市人権擁護委員協議会安中部会
社会福祉を目的とする事業を営む者	7	中 島 弘 美	安中市保育協議会長
	8	堀 口 恵 利 子	特別養護老人ホーム明嶺荘施設長
	9	矢 本 滋 子	社会福祉法人光の里総合施設長
	◎ 10	吉 田 茂	社会福祉法人安中市社会福祉協議会長
社会福祉に関する活動を行う者	11	阪 本 善 彦	安中市子ども育成会連合会長
	12	上 原 み ほ 子	安中市老人クラブ連合会女性部長
	13	半 田 昌 生	安中市身体障害者連合会長
	14	彗 胡 茂 子	安中市ボランティア連絡協議会長
行政関係者	15	木 暮 和 巳	安中保健福祉事務所長
	16	岡 田 秀 昭	安中市小中学校長会長
	17	水 澤 祝 彦	安中市福祉事務所長

※◎印は委員長、○印は副委員長

# 安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

## 安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和元年10月1日決裁

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、第3次の安中市地域福祉計画及び安中市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、安中市地域福祉計画・安中市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員17名以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 行政関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庁内検討委員会)

第7条 委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、地域福祉計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、市職員及び社会福祉協議会職員をもって15名以内で組織する。

3 委員長は保健福祉部福祉課長、副委員長は松井田支所住民福祉課長及び社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

4 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

6 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

7 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 検討委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第8条 委員会の業務を処理するため、保健福祉部福祉課及び社会福祉協議会内に事務局を置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（招集の特例）

2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集する委員会は、市長が招集する。

（要綱の失効）

3 この要綱は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

## 策定経過

期 日	内 容
令和元年10月1日～ 11月26日	地区別座談会（14地区で各1回開催）
令和元年10月23日	第1回庁内検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画について（説明）</li> <li>・地区別座談会の実施について（途中経過報告）</li> <li>・市民アンケート調査の実施について</li> <li>・アドバイザーの選任について</li> </ul>
令和元年11月8日	第1回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画について（説明）</li> <li>・地区別座談会の実施について（途中経過報告）</li> <li>・市民アンケート調査の実施について</li> <li>・アドバイザーの選任について</li> </ul>
令和元年12月2日～ 12月18日	市民アンケート調査
令和2年8月12日	第2回庁内検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別座談会の結果報告</li> <li>・市民アンケート調査の結果報告</li> <li>・計画策定の進捗状況報告</li> </ul>
令和2年8月28日	第2回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別座談会の結果報告</li> <li>・市民アンケート調査の結果報告</li> <li>・地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念について</li> </ul>
令和2年10月30日	第3回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価について</li> <li>・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 I 総論について</li> </ul>
令和2年11月19日	第4回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 II 地域福祉計画・地域福祉活動計画について</li> </ul>
令和3年1月12日～ 2月10日	パブリックコメント（市民意見公募）
令和3年2月15日	第5回策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果報告について</li> <li>・第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終案について</li> </ul>



## 用語解説

### 【あ行】

#### ■NPO（民間非営利組織）

NonProfitOrganization 又は Notfor Profit Organization 略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、平成 10 年に施行された特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した法人を NPO 法人（特定非営利活動法人）といいます。法人格の有無を問わず、さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

### 【か行】

#### ■小口生活資金貸付事業

低所得世帯が不測の事態により、緊急な資金が必要な場合に貸付を行う事業です。

#### ■子育てサロン

子育て中の親子が交流や仲間づくり、情報交換や子育て学習等を通して、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を図ることを目的として設置したものです。

### 【さ行】

#### ■住民参加型福祉サービス事業「きずな」

介護保険法をはじめとする公的サービスでは対応が困難な世帯等に対し、会員制で非営利かつ有償であるサービスを実施し、住民福祉の推進を図る事業です。

#### ■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合であっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が十分でない方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

### 【た行】

#### ■団塊の世代

第 2 次世界大戦直後の 1947 年から 1949 年までのベビーブームに生まれた世代をいいます。

#### ■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます

**■地域包括ケアシステム**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を持って自分らしく自立した日常生活を営むことができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい等の生活支援を包括的に確保するシステムのことをいいます。

**■地域包括支援センター**

高齢者の保健・福祉・介護についての相談をより身近なところで受けることができるように、設置しているものです。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門職を配置し、高齢者や介護家族からのさまざまな相談を電話や訪問等により対応するほか、在宅福祉サービスや介護保険の申請代行、歩行器・車椅子などの紹介、介護予防に関する教室の開催等も行っています。

**■DV（ドメスティックバイオレンス）**

配偶者（男女の別を問わず、事実婚、元配偶者を含む。）、親、兄弟姉妹、交際相手等から暴力を受けることをいいます。

**【な行】****■日常生活自立支援**

認知症高齢者や障害のある方等の中で、判断能力が十分でない方が地域で安心して日常生活を過ごせるように、援助・代行し社会福祉の向上を図る事業です。

**■ニート**

15歳から34歳までの、家事・通学・就業をせず、職業訓練も受けていない方をいいます。

**【は行】****■ひとり暮らし高齢者基礎調査**

70歳以上のひとり暮らし高齢者の健康状態等を調査し、緊急時の対応に活用すること等を目的に実施している調査です。

**■ひとり暮らし高齢者保養事業**

明るく生きがいのある生活を維持していただくため、70歳以上のひとり暮らしの方を対象に年1回、保養旅行を実施する事業です。

**■福祉ふれあいまつり**

市内の社会福祉関係団体及び協力団体の参加・協力のもと、さまざまな催しを実施し、社会福祉の重要性を啓発するとともに地域福祉活動の推進を図るためのイベントです。

**■ふれあい・いきいきサロン**

閉じこもりがちな生活をしている高齢者の交流や仲間づくり等を通して、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進等を図ることを目的として設置したものです。

## 【ま行】

## ■民生委員・児童委員及び主任児童委員

民生委員法及び児童福祉法の規定により、厚生労働大臣が委嘱するボランティアとして、地域住民の立場に立って、住民の暮らしを支援する人（高齢者介護や健康・医療に関する相談、福祉サービスの紹介など）です。

全ての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行います。主任児童委員という主に子どもに関する支援活動を行う委員もいます。

## 【や行】

## ■ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの方が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

---

## 第3次安中市地域福祉計画・地域福祉活動計画

---

令和3年3月発行

発  
編 行／安中市・社会福祉法人安中市社会福祉協議会  
集／安中市保健福祉部福祉課  
〒379-0192  
安中市安中一丁目 23 番 13 号  
TEL：027-382-1111【代表】  
URL：https://www.city.annaka.gunma.jp/

社会福祉法人安中市社会福祉協議会  
〒379-0116  
安中市安中三丁目 19 番 27 号  
TEL：027-382-8397  
URL：https://www.annakashakyo.com/

---